

今回、特別区の調査研究機構の調査研究におきまして、期間が一年ということで限定はされているんですが、まずは震災復興において、行政運営の核となる震災復興本部の体制の在り方、それから意思決定手続、財政、主に発災から復興計画を策定するまでの施策立案、実施等に係る内部手続を中心に研究に取り組んでまいりました。この研究会では世田谷区が提案区ということでございますが、そこにメンバーといたしまして学識経験者、また複数のほかの特別区からも参加をいただきまして、月一回のペースで開催をいたしたところでございます。

また、研究に当たりましては、震災の復興マニュアルの実践的な改善を図るという観点から、大震災を経験いたしました仙台市、それから石巻市、熊本市への三市へのヒアリング調査も行いまして、世田谷区における現行の震災復興マニュアルの記載内容との乖離を整理し、修正の際に活用する重要ポイントなどをまとめているところでございまして、今年度末の完成を目指しているところでございます。

○**福田たえ美委員** ありがとうございます。大変大きな一歩だと思っております。今年度の調査の結果を基に、本区の震災復興マニュアルを実効性あるものへと刷新していただきたいと思えます。

そのために、来年度は、区の関係所管と具体的な計画調整を行っていただきたいと思えますが、我が会派が視察をした倉敷市では、住まいの伴走型支援事業や建築士と支え合いセンターの相談員と同行訪問するり災住家長期居住者等アドバイス事業など、福祉部門と住宅や建築部門との連携で、住宅再建に寄り添い続けた支援から多くのことを学ばせていただきました。震災復興は区民を誰一人取り残さない思いで、生活再建のため福祉と住宅など異なる部門の連携体制など、必要な体制づくりも含めた検討が必要と考えます。

今回の研究会での調査の成果を令和八年度において、区民の生活再建まで想定をした震災復興マニュアルに落とし込むため、関係所管を交えて検討を進めるべきと考えますが、区の見解を伺います。

○**小泉政策企画課長** 来年度、令和八年度におきましては、震災復興マニュアルの今後の修正に向けて調査研究で得た成果を踏まえた検討に加えまして、都市の復興や住宅の復興、分野別の復興に関する取組についても課題の洗い出しをしようということを想定してございます。災害ケースマネジメントをより実践的なものとするためには、御提案をいただきましたが、特に住宅に関する取組や福祉に関する取組など生活再建に係る検討につきましては、さらに集中的に深掘りを行いまして検討する必要があるものと感じておりまし

て、今回の調査研究を通して改めて認識をしているところでございます。

○**福田たえ美委員** ありがとうございます。しっかりと進めていただきたいと思います。世田谷区は、九十二万人を有する本区の震災復興マニュアルから、具体的な体制構築、人材育成など様々な課題を有すると考えます。確実に実効性あるものにするためにも、新たな視点での関係自治体の調査など積み重ねていただきたいと思います。

このような研究は単発で終わらせるのではなく、継続をしていくことが大事です。特に生活再建に関わる分は要素としても重要です。今後に向けて区の見解を伺います。

○**小泉政策企画課長** 生活再建に係る取組につきましては、令和八年度の修正に向けて課題を洗い出しすることとしてございまして、この検討を踏まえまして、令和九年度に改めて今年度も取り組みましたが、特別区長会の調査研究機構の研究テーマとして提案することも視野に入れております。区といたしましての対応を多角的に検討していきたいというふうに考えてございます。

復興に関する取組については、全庁的な課題として各所管部が当事者意識を持って行動し、令和九年度までの研究も踏まえ継続していくことで、震災復興マニュアルの修正に向けて引き続き取り組んでまいります。

○**福田たえ美委員** ぜひよろしくお願いたします。私たち会派で倉敷市を視察させていただき、ホームページなどで見るものとは全く違って、現場にどれだけ寄り添っているかということ、また被災をされますと、自分の住んでいる自治体ではないところに住居を移動させてしまう方もいらっしゃる、そこまでも追いかけて丁寧に寄り添っている姿に非常に感動いたしましたので、ぜひ実現をしていただきたいと思います。

続きまして、災害時のトイレ対策について伺ってまいります。

令和四年以降、三十年以内に七〇%の発生確率とされる首都直下型地震、世田谷区の場合はマグニチュード七・三で、避難者は最大で約十六万八千人と予想されています。避難者へのトイレはもちろんのこと、給水管や排水管の破損、ポンプ設備で給水している中高層マンションでの断水、下水処理場、し尿処理場の被災などにより、広範囲かつ長期にわたって水洗トイレが使用できなくなることが予測されます。

先月の特別委員会で報告がされました世田谷区災害時トイレ確保・管理計画（仮称）では、五分以内に行ける災害用マンホールトイレがマップとなっておりますが、それがない空白地域がありました。区は在宅避難を進める上でも、区内で災害時に使用できるトイレがどれぐらいあるのか把握をする必要があると考えますが、区の見解を伺います。

○**田丸危機管理部副参事** 先般の特別委員会でお示しさせていただきました区内の災害用マンホールトイレの配置状況につきましては、区立の小中学校及び区立の公園のみを抽出し、百六十二か所を地図上にプロットしたものでございます。

区といたしましては、このほかにも区内に都立公園や公衆トイレなどの公共施設のトイレも災害時に使用できる可能性があると考えており、これらを含める場合は、空白地帯は一定程度解消されるものと考えております。このため、まずは区内で災害時に使用できるトイレの実態の把握が重要であり、このたび設置いたしました世田谷区災害時トイレ確保・管理計画（仮称）検討委員会におきまして、関係所管とも連携しながら、確実に実態を把握した上で今後の対応策をまとめてまいります。

○**福田たえ美委員** ぜひ確実に実態把握のほうよろしくお願いいたします。

世田谷区は二〇二五年の三月二十五日に災害時の避難所におけるトイレ不足解消を目指し、民間と災害時協力協定を締結し、トイレカー、もしくはトイレトレーラーや仮設トイレの供給を受け、速やかに避難環境を整える体制は構築されております。しかし、都内で大規模災害が発生した場合に、他自治体でも使用の要請が発令をします。確実に希望どおりのトイレ数を用意できるのか大変不安が残ってまいります。

今後実施をする実態調査では、トイレの数のみならず、使用の可否並びに空白地域を埋める対策が必要です。区内の民間事業者との協力体制の構築、トイレトレーラーやトイレカーの確実な配備のため、日頃からの使用、もしくはライフラインが寸断された場合でも衛生的に使える自己処理型水洗トイレの整備など、あらゆる手法を検討すべきと考えますが、区の見解を伺います。

○**田丸危機管理部副参事** これまで災害時におけるトイレカー及び仮設トイレ等の供給に関わります協定の締結を行ってまいりましたが、災害時におけるトイレの充足に向け、引き続き新たな協定締結先の開拓にも取り組んでまいります。特に災害時に使用可能なトイレには多様な種類がありますことから、各種トイレの性能や発災後のタイムラインも踏まえまして、今後の実態調査の結果などから、効果的な手法についての研究も行ってまいります。

○**福田たえ美委員** ありがとうございます。今回いろいろとこのトイレについて、マンホールトイレについても、私、一度確認で調べてみました。今御答弁もいただきましたが、民間の連携ももちろんしていただきながら、今あるマンホールトイレについてなんです。水や食料はある程度我慢ができたとしても、やはり排せつを我慢することはできま

せん。衛生面や安全面の不安から多くの女性が避難所のトイレの使用を控えるために、また水分も控えて慢性的な脱水状態になり、その結果、下肢静脈血栓ができ、エコノミークラス症候群を引き起こし、大体八割が女性であったというデータも出ております。

マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン二〇二五年版に示されているマンホールトイレ整備計画時の七箇条というのがございます。マンホールトイレ整備運用をしていく上で、トイレブースは想定される風や雨などに耐えられるものとし、また、鍵が閉められるように、外から容易に開けられないようにすること、またトイレの中に照明をつけた場合にシルエットが見えないようにする、人工肛門や人工膀胱保有者やおむつ交換の折り畳み台などを設置するといった、これらの配慮が求められています。

今現在の本区のマンホールトイレは、避難所の運営訓練などでも皆様も見たことがあると思いますが、布のテント型ということで、使用への不安や、また汚れていることへの抵抗、また布ですので切られてしまったり、また明かりがつけばシルエットが映るということで、性犯罪の被害に遭うのではないかとといった不安のお声もいただいております。

トイレがきれいで使用できる環境づくりがあれば、感染症の蔓延や災害関連死の発生を減らすことにもつながってまいります。区民の健康のため、また命を守るためにも、避難所のトイレをどのように運用するのか、大変重要な視点になると思います。

災害時における指定避難所や公園におけるマンホールトイレの使用は、防犯や暗闇などに配慮をし、女性や子ども、要配慮者の方など、区民の誰もが安全安心して使用ができるように検討をすべきです。他自治体では、鍵付きのマンホールトイレのカバーなどを活用して安全対策なども進めています。これら改善をすべきと考えますが、区の見解を伺います。

○**田丸危機管理部副参事** 災害時におけますマンホールトイレの使用に当たりましては、委員御指摘のとおり、防犯面、また安全面への配慮が不可欠であると認識しております。具体的には、夜間における性犯罪被害のリスクや暗がりでの転倒などが想定されるため、照明や鍵の設置、また動線の工夫などの対策が有効と考えております。

近年、マンホールトイレの上部に設置する、いわゆる上物につきましては、内部のシルエットが透けにくく、より頑丈なパネル式の製品も販売されておりますが、従来のテント型と比較いたしまして、保管スペースの確保が必要となるという課題がございます。今後、トイレ確保・管理計画の策定に当たりましては、マンホールトイレにつきましても、上物の研究や運用方法の具体化など、委員御指摘の懸念を踏まえまして、幅広い視点で検

討を行ってまいります。

○**福田たえ美委員** ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最後は要望ですけれども、在宅避難を推奨する上で、トイレの使用が不可能なときに、汚物の処理のルールを示す必要があると思います。その上で、前から津上委員も申し上げておりましたが、し尿収集事業との確実な連携により、廃棄場所の指定、回収日など情報を確実に区民に伝えていくことで、在宅避難におけるトイレの使用にもつながってまいります。この視点も実効性あるものへとさせていただくことを要望して、次の質問に参ります。

次は、退職自衛官の増員についてということで伺ってまいります。

会派として大規模な災害への備えの必要性から、司令塔となる災害対策本部に退職自衛官などの災害対策の専門家を危機管理監に迎え入れるよう要望し続けた結果、令和五年十一月に危機管理監、続いて令和六年一月一日に危機管理副参事が着任をされました。約二年が経過をし、総合防災情報システムの導入や物資輸送の訓練など、確実に前進していることを実感しています。人口約九十二万人を有する二十三区最大の人口規模かつ多摩川沿いの地域から高台まで地形が多様です。多摩川の氾濫による大規模水害や木造住宅密集地域における大火災など、多岐にわたるリスクに対し、複数の自衛官がチームで対応することで、漏れのない防災計画など大規模災害への対応を一層進めていく必要があると考えます。

本区以外に退職自衛官を迎え入れている区の状況を確認いたしました。品川区は三名、大田区は二名、葛飾区は二名配置し、災害対策を強化しております。いつ発生するか分からない大規模災害に対し、複数の退職自衛官の配置で、休日、夜間を含めた二十四時間三百六十五日常時待機体制の構築や、一名では会議や訓練対応で手がいっぱいになりがちなところを、複数名いることで本部の意思決定補佐や現場の状況把握、部隊調整を同時に遂行し可能としています。

大規模災害や危機管理への備えの必要性から、さらなる退職自衛官の増員が必要と考えますが、区の見解を伺います。

○**加賀谷危機管理部長** お話しいただきましたように令和六年一月より、区では退職自衛官の田丸副参事を物資供給担当として任用してございます。この間は災害時物資配送計画の策定はじめ、その計画に基づきます協定締結事業者、それから大学、関係機関との実働訓練の実施ですとか、関係機関を交えました上用賀公園等の区の物資拠点の設置に向けま

した調整、それから遺体対応マニュアルの整備等を着実に取り組んでいただいているところでございます。

また来年度、令和八年度には避難所環境の改善に向けました、新たに指定避難所運営用備蓄物資の見直しですとか、国民保護計画の変更等に取り組む予定となっております。

それらを受けまして、令和八年四月からは現在の物資供給担当としている名称を、防災推進担当として組織改正を予定してございます。まずは、これらの取組などに自衛官としての知識、経験を十分に発揮していただいて、取組状況ですとか、今後の組織体制の強化が必要な際には、対応を検討してまいりたいと思っております。

○福田たえ美委員 ぜひしっかりとよろしく願い申し上げます。

最後に、アンダーパスの冠水情報の発信についてということで伺ってまいります。

豪雨や台風発生時は、道路が冠水することはもちろん想定がされます。車の運転はもちろん注意が必要となっています。特に、周囲の道路より低い立体交差道路、アンダーパスは急激に水位が上がり危険な場所の一つとなっています。左右が坂、そして中央部は周辺よりも低い、平地より圧倒的に浸水速度が速いというのが特徴です。かつ、このアンダーパスにたまっている水というのは濁っていて、周りから見てもどれぐらい浸水しているのかが分かりにくいという、そういった特徴もあります。数分でドアが開けられない五十センチの水深に達するおそれももちろんあるということで、昨今のゲリラ豪雨は、一時間五十ミリという雨が四十年前に比べると一・五倍というふうになっていますので、もう大変このアンダーパスの浸水というのは日常的になるのではないかと心配をしております。

車で進入してみて初めて深さが分かるということで、エンジンが止まるという事態になり、そしてお亡くなりになっていらっしゃる方もいます。そういう意味では、このアンダーパスが命にも直結をするということから、時間五十ミリ以上の雨で短時間で冠水するといった意識は区民の方々もお持ちかとは思いますが、いざ車で走っていると、アンダーパスの目の前まで行ってしまうということがあります。特に令和六年の台風一〇号に伴う大雨では、国道二四六号の用賀一丁目交差点から瀬田交差点のアンダーパスの間が通行止めになりました。この際の情報発信が、世田谷区としてももっと情報を早くキャッチして、区民に発信をしていただきたかったというお声もいただいております。

区内にはアンダーパスが五か所あり、国や都の管理ではありますが、区として情報のキャッチの工夫をして、区民へ早い情報を発信すべきと考えますが、区の見解を伺いま

す。

○**工藤危機管理部副参事** 今お話しいただいたように、令和六年台風第一〇号に伴う大雨では、区内でも上用賀雨量観測地点におきまして、総雨量二百七十三ミリ、一時間当たり最大五十九ミリを記録する降雨がございました。繰り返しになりますが、国道二四六号の用賀一丁目交差点から瀬田交差点アンダーパスの間で通行止めが行われております。当日、区では、通行止めの情報をSNSの情報収集分析システムで情報を把握、所轄の警察署にも現状を確認した上で、区のホームページ、また災害・防犯情報メール等により情報発信し、区民等への注意喚起を行っております。

今後につきましては、引き続き区内の道路冠水情報をSNS情報収集分析システムで収集するほか、国道の道路管理者が緊急パトロールを行う目安である時間雨量三十ミリを超える雨が降った際には、道路管理者、また交通管理者にも確認を行いまして、区民等への速やかな情報発信に努め、適時適切な行動が取れるよう取り組んでまいります。

○**福田たえ美委員** 私の質疑を終わり、平塚委員に替わります。

○**平塚けいじ委員** 初めに、災害対策について伺ってまいります。

区では、二〇二二年五月の首都直下地震等による東京の被害想定改定や、二〇二三年五月の東京都地域防災計画の修正、また二〇二三年五月の国の防災基本計画の修正等に加え、二〇二四年に起こりました能登半島地震等を踏まえ、昨年二月に世田谷区地域防災計画を修正するとともに、避難者支援の生命線となる物資供給をより確実なものとするため、災害時物資配送計画を策定しました。

これら地域防災計画等で定めた震災対策を着実に推進するため、世田谷区災害対策強化プランを昨年十一月に策定しました。また、この地域防災計画修正の中で、二〇三〇年までに首都直下地震等による人的・物的被害をおおむね半減するとした減災目標を定めました。さらに、世田谷区災害対策強化プランでは、減災目標の実現を見据え、八つの重点テーマとテーマごとの目指すべき姿を設定し、年度ごとに必要となる主な取組を具体化する。そして、各テーマにおける目指すべき姿の担い手は区のみならず、区民、地域、事業者等の自助、共助の課題や役割について順次明らかにし、協力体制の構築を目指していくとしています。

そこで何点か確認してまいります。初めに、重点テーマの避難所の管理運営体制の整備についてです。重点テーマ四の防災DXの推進と重なる面もありますが、我が党の岡本委員からも要望させていただいております避難所における避難者の入退室管理システムの

構築です。この点について現在の取組状況を確認いたします。

○竹越災害対策課長 避難所入退室のシステム化につきましては、避難所運営委員の方の省力化や避難所避難者数等を迅速に把握するため、区では、世田谷区公式LINEを活用した避難所避難者の入退室を管理するシステムの構築を進めております。令和七年十二月には二か所の避難所運営訓練において、避難所入退室のシステム入力を参加者の方に体験いただき、様々な御意見をいただきました。いただいた御意見につきましては内容を精査し、今後のシステム修正の参考にいたします。

また、令和八年度につきましては、年度当初から避難所運営委員会や訓練等でより多くの方に避難所入退室のシステム入力を体験いただき、使用方法についての御意見につきましては、システムの修正に反映してまいります。

なお、マイナンバーカードの入退室管理への活用に関しましては、データ入力の省力化や防犯面などの有用性、運用面、コスト面などの検証を行い、導入している他自治体の事例も含めて、引き続き検討を進めてまいります。

○平塚けいじ委員 LINEを活用したシステムを構築していて、去年は二か所でこの体験をしていただいたと。今年は各避難所運営訓練や防災訓練等でこれを体験していただいて、システムに反映していくと。最終的にマイナンバーカード、こちらもしっかりと連携していくということですので、しっかりこれは進めていただきたいと思います。

二点目は、重点テーマ三の在宅避難の推進です。避難所の管理運営体制の整備も大変重要ですが、約九十三万人の区民の方が避難できるスペースは当然確保できませんので、区でもこの間、自宅の安全が確保されれば御自宅での在宅避難を推進しているわけですが、我が党は二〇二四年第一回定例会の代表質問では、富士市の防災アプリを活用した一人一人に寄り添う着実な在宅避難者支援の取組を求めました。また、今定例会におきます代表質問においても、福岡市の防災アプリを参考にして、アプリの導入を検討し、在宅避難者の状況把握や支援の効率化を求めてまいりました。

そこで今回は、東京都の（仮称）東京都被災者総合支援システムの構築について伺います。都では、発災直後の安否確認から応急復興・避難者生活支援、また復興、生活再建支援フェーズまで一貫した情報管理を行うシステムの構築を進めており、被災者支援の円滑化を図るとしています。

私はそのために現在、東京アプリをマイナンバーカードとひもづけると最大一万一千ポイントが付与される東京アプリ生活応援事業を行い、より多くの都民が東京アプリをダウ

ンロードすることを推進していると考えております。

それでは、こちらになりますけれども、東京アプリでこう変わる具体的イメージの例として、災害発生時のシーンでは、災害時のアプリを通じて適切な情報を発信として、デマ情報への注意喚起や都民に安心感を与える情報など、アプリを通じてプッシュ型で発信が可能になります。また、QRコードを活用して避難先を簡単に登録では、生活再建に係る手続が多く煩雑とか、自分が必要な手続が分からない、手続の申請に時間がかかるとかに対して、QRコード等を使い、情報を手書きで記入することなく簡単にチェックインが可能になる。また、在宅避難など自主避難先も位置情報等を使って登録が可能になると。また、生活再建に必要な手続をアプリで完結では、罹災証明の発行や生活再建支援金、また仮設住宅の申込み等の様々な手続を東京アプリで申請できるとあります。

区としては、今後どのようにこのアプリと連携されるのか見解を伺います。

○竹越災害対策課長 東京都が二月に素案を公表いたしました東京都避難者生活支援指針では、発災直後の安否確認から応急復旧、避難生活支援、復興、生活再建支援フェーズまで一貫した情報管理を行うシステム（仮称）東京都被災者総合支援システムの構築を進めており、被災者支援の円滑化を図ることとしております。

区といたしましても、在宅避難者の支援ニーズ把握や避難行動要支援者、要配慮者との双方向のコミュニケーションツール、また在宅避難を推進する上では、そのようなことが重要と考えております。（仮称）東京都被災者総合支援システムは東京都民の情報を収集するシステムであるため、区への情報共有の方法を含め、今後東京都のシステム構築に関わる動向を注視するとともに、必要に応じて東京都へ意見の進言を行ってまいります。

○平塚けいじ委員 答弁いただきましたように、在宅避難者の支援のニーズの把握や、避難行動要支援者の方、要配慮の方の双方向のコミュニケーションツールは今ないわけですよ。これをしっかりと東京アプリで東京都がやるということなので、しっかりと連携していただいて、これを活用していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、そうはいつでもDXの推進には時間がかかりますので、それまでの期間はアナログの取組も大切となります。重点テーマ二、地区・地域防災力の強化でも示されている防災訓練、避難所運営訓練、防災塾、啓発イベント等へ区民の参加も推進していただき、取組の好事例、例えば安否確認の取組など、既に実践訓練などされている地域を全区的に紹介して推進されることも重要と考えますが、区の見解を伺います。

○竹越災害対策課長 委員お話しのとおり、今後、デジタル化とともに、共助として災害

時におけるアナログ手法による安否確認は重要な取組であると考えます。特に、発災直後は通信手段が途絶したり、情報が錯綜したりする可能性が高く、日頃から地域の共助力を高めておくことが求められます。区内では、町会・自治会や地区単位で安否確認カードやバンダナ、タオルなどを活用し、各家庭の安否を可視化する取組が既に進められています。こうした工夫は、地域住民が互いに助け合うための大きな力となります。

また、今年度実施しましたマンション防災共助促進事業の対象マンション全戸に対して、啓発冊子をポスティングいたしました。冊子の裏表紙には、災害時安否確認カードを掲載し、マンションの特性に合わせたアナログでの安否確認方法の浸透も図ってまいります。

区といたしましても、安否確認方法の優良事例を区民防災会議などの場で積極的に紹介し、様々な機会を捉えて周知することで、地域の防災力及び共助力のさらなる向上につなげてまいります。

○平塚けいじ委員 答弁いただきましたように、安否確認カードとか、バンダナとか、そういうものを行っている地域もありますけれども、まだできていない地域もたくさんあると思いますので、最後いただきましたように、またマンション防災もそうですね。区民防災会議とか、そういう様々な場所で積極的に好事例を発表していただいて、地域の防災力の強化を図っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、防犯対策について伺ってまいります。

二月二十六日に報告ありました、二〇二五年の世田谷区内刑法犯認知件数を見ますと、全体で四千五百九十九件、前年比で百五十六件の増、そのうち詐欺被害は四百八十件、前年比で四十四件増とのことです。そこでまず、二月五日に報告のありました今年度実施された住まいの防犯対策サポート事業ですが、申請物品の割合では、録画機能つきインターホンが三九・七%、防犯カメラが三九%、センサーつきライトが一五・三%、防犯砂利が八・四%、玄関錠が八・三%、防犯フィルムが六・四%となっており、インターホンや防犯カメラの申請が高いことが分かります。

来年度も補助率十分の十で、上限額四万円、当初予算は約三億六千三百万円です。約一万世帯を対象に実施される予定ですが、今年度も一万三千世帯の方が申請されていますが、近県では強盗事件が多発しておりまして、刑法犯が増加傾向にある本区においても、さらなる防犯対策の強化が必要と考えております。

そこで、来年度も実施予定のこの住まいの防犯対策サポート事業をさらに区民へ周知を

することは当然ですが、申請が予算を上回るような状況が分かった段階での補正予算の考えはあるのか、区の見解をお聞きします。

○金子地域生活安全課長 来年度については、年度当初の四月一日から実施予定ですが、開始いたしましたら逐一、申請状況、予算の執行の状況等を確認し、補正予算が必要な場合は、東京都の財源の見通し及び区の財政所管と調整の上、区民の希望にできる限り応えられるよう対応を検討してまいります。

○平塚けいじ委員 先ほども言いましたけれども、近県では凶悪な強盗犯が多発していますし、今年度ももう一万三千世帯の申請がありましたので、私は一万世帯の予算って足りないと思っているんですね。しっかりと迅速な対応をよろしくお願いいたします。

次に、詐欺被害について伺います。

世田谷区の詐欺被害の件数も去年は四百八十件、前年度比で四十四件増と増加傾向にあります。さらなる対策が必要と思います。区ではこれまでも、自動通話録音機の無償貸与等を推進してまいりましたけれども、そこで、警視庁の匿名・流動型犯罪グループ対策本部の二〇二五年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の状況についてを確認しますと、特殊詐欺件数は四千三百五十件、そのうち最も多いのはオレオレ詐欺で二千八百七十一件、その中でも、だましの名目別を見ますと、その他として二千二百四十五件あり、その約九割は警察官かたりとの報告です。

オレオレ詐欺における警察官かたりとは、あなたは事件の容疑者となっている等々架空の事件に巻き込み、逮捕されないための保釈金や銀行口座を調査する名目で犯人の管理する口座に現金を振り込ませてだまし取る、そういう手口だそうです。この被害が増加しているとのこと。また、被害者の年齢別、男女別の報告では、八十代の女性が三百八十六件と最も多いのですが、二番目に多いのは三十代の男性三百九件と若い方でも被害に遭われていて、年齢にかかわらず被害が発生しております。

さらに被害が多いのは、SNS型の投資とかロマンス詐欺です。被害状況としては、SNS型投資詐欺では、認知件数は千二百四十四件、被害額は約二百三十四億九千万円、認知件数については前年度比九七・五%増ということで、約二倍に増えていると。SNS型のロマンス詐欺の認知件数は二百八十五件、被害額は約四十二億三千万円、認知件数については前年比一五・四%の増です。また、一億円以上の被害を見ても、投資型は三十六件、被害額は六十億円、ロマンス詐欺は四件、約六億七千万円ということです。

警視庁の対策としては、固定電話への着信対策として、国際電話利用休止申請書により

海外からの着信を遮断する取組と、携帯電話への着信対策として、昨年十二月からスタートしています防犯アプリデジポリスに国際電話番号ブロックシステムを導入して、アプリの推進をしております。また高額被害への対策として、金融機関と連携した被害拡大防止と検挙対策、さらに暗号資産交換事業者に対する働きかけの推進とありました。

そこでお聞きしますが、全国的にSNSを悪用した犯罪が深刻な状況と伺っております。これまでの自動通話録音機の無償貸与とともに、警視庁の防犯アプリデジポリスを推進すべきと考えますが、今までのホームページやチラシでの広報だけではなく、やはりSNSを活用した広報が有効と考えますが、区の見解を伺います。

○金子地域生活安全課長 令和七年中の特殊詐欺の被害状況ですが、全国的に認知件数が増加しており、年齢層の特徴として、都内では被害者のうち七十代以上の方の被害件数が前年と比べ若干減少しているものの、全国的には六十五歳以上の高齢者の被害件数が若干増加しており、高齢者の被害は依然として多い状況にあります。一方、二十代から六十代の現役世代では、深刻化している偽警察詐欺による被害が多い状況です。また、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害も深刻な状況であり、これらはSNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、金銭等をだまし取る詐欺で、幅広い年代に被害が及んでおります。

区といたしましても、犯人からの詐欺電話は約八割が国際電話番号からの着信であり、委員御指摘の国際電話利用休止を推進するとともに、デジポリスによる国際電話番号ブロックシステムなど、国際電話番号を着信規制するアプリの活用について、引き続き各種イベントや広報ツールを用いて繰り返し呼びかけてまいります。

また、区内横断的に区政課題の解決に取り組む提案型プロジェクトチーム制度の防犯対策プロジェクトでは、ラグビーチーム、リコーブラックラムズ東京と区内警察署と連携し、「狙われたラムまる」と題した特殊詐欺被害防止動画を作成して、エックス、インスタグラムなどのSNSで公開いたしました。このようなSNS利用者に対するSNSを利用した注意喚起など、引き続き、警察、関係機関、地域団体と連携しながら各種対策を推進してまいります。

○平塚けいじ委員 ぜひよろしく願いいたします。

次に、闇バイト対策について伺います。

SNSを通じた闇バイトは、若者の将来を奪う重大な社会問題です。知らなかったでは済まされない犯罪です。対策としては、やはり予防教育が重要ではないでしょうか。教育

委員会と連携して学校現場における実践的な情報リテラシー教育の充実とともに、警察との連携による講座の実施など、特に中学生を対象に取り組むことを求めます。区の見解を伺います。

○金子地域生活安全課長 いわゆる闇バイトをめぐっては、SNS等を通じた安易な誘いにより、若年層が犯罪に巻き込まれる事案が全国的に発生しているところであり、区においても重大な課題として認識しております。犯罪行為に巻き込まれないようにするためには、委員御指摘のとおり早い段階からの加担防止への呼びかけが必要ではないかと考えております。

区では、区内大学や青少年施設、高校などに啓発チラシの配布を行い、不審な誘いへの対応については注意喚起を行ってまいりました。また、各警察署により、小中学校において実施しているセーフティー教室では、闇バイトの手口やその実態の話が盛り込まれておりますが、今後、関係所管と連携し、その内容を充実させていきたいと考えております。

さらに区といたしましても、犯罪ゼロの日の親子で体験する防犯教室など、保護者に対するあらゆる機会を通じてタイムリーな情報発信を行い、家庭でも子どもたちのSNS利用の見守りや加担防止への声かけを行っていただけるよう、必要な注意喚起を進めてまいります。

○平塚けいじ委員 ぜひ警察と連携して進めていただきたいと思います。

最後に、防犯カメラの計画的な整備と地域における設置状況の差について伺います。

区では、地域の防犯対策のために、町会・自治会、商店街の地域団体が設置する防犯カメラの新設や増設、また継続的な管理を行うための支援を実施しています。また、二月二十六日の報告では、今年度の防犯カメラを新規に設置した町会・自治会は八団体で設置台数は四十九台、増設団体は十二団体で設置台数は四十二台、また商店街のほうでは、新設が三団体で二十台、増設は三団体で十四台、合計すると新規は十一団体で六十九台、増設は十五団体で五十六台と防犯カメラが百二十五台くらいに増えました。

しかし、来年度の予定では、新規は町会・自治会で二団体、九台のみ、商店街はありません。増設は町会・自治会で十一団体、五十九台、商店街は八団体、二十七台と、合わせても九十五台増える予定ですが、今後この設置が伸び悩んでいく状況があるんじゃないでしょうか。まだ設置の少ない地域について区の認識を伺います。

○金子地域生活安全課長 設置の少ない地域については、町会長会議などの場で個別に働きかけを行っており、働きかけた地区において、今年度の新規設置もございました。設置

を希望しない理由は様々と考えられますが、抑止効果だけでなく、引き続き手続などの説明を丁寧にしていくことで、設置を増やしていければと考えております。

○平塚けいじ委員 今年度は整備費の補助率を上げて、町会・自治会と商店街とも二十四分の一の負担と、このように軽減したことで新規と増設が増えました。また維持管理費も町会・自治会は六分の一、商店街は三分の一と負担軽減を実施した効果があったと考えますけれども、来年度はなかなか伸び悩んでいくんだなというふうに思っていて、今般の防犯対策として、設置した飲料水の自動販売機の売上げに応じて設置から維持管理費まで賄う仕組みが、公園の自動販売機のほうでもできるんじゃないかと考えております。こういった仕組みを活用して、今後もっと公園に加速すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○金子地域生活安全課長 区立公園内に設置する防犯カメラにつきましては、住民からの要望を踏まえながら管轄の警察署と協議の上、民間事業者との連携として設置を進めているところでございます。現在、自動販売機と防犯カメラの設置場所については、その都度、公園関係所管と調整しているところでございます。凶悪事件等に対する抑止効果と事件捜査への円滑な情報提供とともに、公園内を安全に安心して御利用していただく上で、防犯カメラは重要な役割を担っていると認識しており、区といたしましては、今後必要に応じてカメラの設置に向けて、公園所管と迅速な調整を図ってまいります。

○平塚けいじ委員 ここに示しているのは公園緑地課から頂いた資料なんですけれども、申請件数に対して約四割しか設置できていないんですよね。まだまだこれは伸び代があると思いますし、現場でしっかりと対応していただいて、防犯カメラの設置を増やしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わり、佐藤委員と替わります。

○佐藤ひろと委員 何か持ち時間が減っちゃって困っちゃうんですけれども、すみません。

私のほうからは、担い手三法改正に伴う公共事業との連動性についてお聞きしたいと思います。

担い手三法といっても、いろんな職種、業種、業態にかかっちゃうんですが、今回は建設業に絞ってお話したいと思います。それで御存じのように、就業者が減少したり、高齢化が進行しているのが建設業、これが担い手の不足が顕著に現れているということで、現在建設業に就業されている方の中で、五十五歳以上の方は全体の三六・七%に達してい

ます。直近三十年で就業者数は約三〇%減少されています。もう一つ顕著なのが、市区町村の土木部門の職員の方も、この三十年で二六%少なくなっているというか減っている。もっと深刻なのは、技術系の職員の人が一人もいない自治体が全国の中の二五%もいらっしゃる。非常に厳しい状況であるということとともに、こうした状況の中、世田谷区でも同様の状況は当然あると思いますし、その中で公共事業をどうやって予定どおり調達をしていくのか、これが問われているわけなんです。

昨年十二月に担い手三法というのが改正をされて、品確法、建設業法、それから入契法、この三つなんです。そうした中で、時間の関係もあるので限られたところだけ質問させていただきますけれども、地域における対応力強化というのが下のところにあるんですけれども、この中で地域建設業等の維持というところで、適切な入札条件等による発注ということが示されています。入札というのは現在不調が続いていて、私の持論ですけれども、仕事が取れるかどうか分からない入札に全力投球する民間事業者がほとんどいなくて、それよりも民間のお仕事を特命で受けたほうが、着実に人も確保できるし、利益も見通せるという現状の中で、これをどうやって乗り越えていくのかということが大きな課題であります。

世田谷区も一生懸命取組をされていることは承知をしておりますけれども、まず職員の数が少なくなっているということも含めて全体的に効率化を図っていかなくちゃいけない。そうした背景で考えると、やはりなるべく今まで直営でやっていた、職員の方がやっていた業務をアウトソーシングしていくということに転換をしていかなくちゃいけない、そこがもう求められていると思っています。

以前からCM方式——CMというのはコンストラクションマネジメントという方式で、いわゆる発注者に対する補助とか代行する事業者を選んで、その事業者の方が発注者の立場に立って、設計とか、発注とか、それから施工管理とか、そうした業務の一部もしくは全体を代わりに担っていくという会社を選んで、そこで職員の方の業務も負担を減らしながら、なおかつ民間事業者とのやり取りも円滑に進めていけるようにという方式が今関心が高まっているんです。

世田谷区も複数件これまでに導入されていると思いますけれども、この現状、導入した事例の評価とこれからの方向性だけ教えてください。

○奥施設営繕第一課長 CM業務には、複雑な事業の計画から設計、発注、施工の各段階におけるマネジメント支援やコストの透明化、発注体制の量的補完等、様々な業務があり

ます。区では、これまで発注方式の検討や建物のボリューム、配置等の検討など、主に計画の初期段階における発注者支援としてCM業務を複数委託した実績がございますが、CM事業者の多角的かつ専門的知見が生かされ、次のステップに業務を進めるための一助になったものと考えております。

また近年では、区の技術系職員の人材不足も深刻さを増しており、年々増加する工事量においても、円滑に業務を遂行していくことが難しくなっております。その対策の一環として、設計や工事に関わる発注体制の量的補完のCM業務の活用についても大変有効であるものと考えております。

今後は、CM業務を先行して活用している他自治体にアンケートやヒアリングを行うなど、案件の特性に応じた効果的な活用の検討を深め、限られた技術系職員の中で、現場管理の合理化及び効率化につながる体制づくりに取り組んでまいります。

○佐藤ひろと委員 一定の評価をしているみたいですが、私からすると、例えば砧小学校・幼稚園の改築なんかは、正式なCM業務ではないかもしれませんが、導入をしていた。でも、構想から十年たっても何か全然変わっていないみたいな状況もあるし、上用賀の公園跡地についても多分導入されていると思いますので、しっかり案件ごとというか、特性に合わせた形で導入を進めていただければと思うんですが、私は以前に国土交通省が推奨しているECI方式の導入というのも提案させていただきました。この点についての見解はいかがですか。

○坂本公共施設マネジメント課長 昨今、ECI方式を活用している自治体も増え、特に国の土木工事などで採用実績が見られております。設計完了後に施工者と工事請負を契約するために物価変動に対して有効な方式で、大規模な案件に適した方式だと認識しております。一方で、ECI方式では設計段階から建設事業者と技術協力委託契約をし、現場施工の視点から設計に対して技術協力を行うため、現場技術者の拘束期間が長期化するという課題がございます。

今後、工事発注に当たりましては、人材不足の深刻化といった状況を踏まえ、建設事業者の実情を的確に把握することが重要と考えております。そのため、建設事業者から幅広く意見を徴収し、契約部署及び工事部署と密に連携をしながら、工事規模等を考慮した多様な発注方法の検討を進めてまいります。

○佐藤ひろと委員 土木系に有効ということであれば、ぜひ施行をしていただきたいと思っています。

それから次に、今回の改正で、生産性向上のところの中で現場技術者の配置合理化とあるんですね。これは分かりやすく言うと、主任技術者とか監理技術者の専任義務というのが少し緩和されて、いわゆる兼任してもいいと。専任されることによって技術者の担い手がないので、案件を請け負うことができないという声をたくさんいただいていた。ただ、一定の条件の下での兼任が可ということなので、果たしてこれが入札発注案件の不調の解消、改善につながるのかどうかというのは非常に難しい面はあるんですけども、世田谷区としてはどういう認識をされていますか。

○奥施設営繕第一課長 昨今の建設業界では人手不足が深刻な状況にあり、区内工事事業者においても同様な状況です。区の発注案件では、受注者の担い手不足等を要因とした入札不調が近年増加しており、委員御指摘の現場技術者の専任の合理化は有効な不調対策になると認識しております。一方で、制度を活用するためには、請負金額の上限等、複数の要件を全て満足させる必要があることや、兼任する技術者個人に負荷がかかるため、慎重な判断が必要になることも課題となっております。

区では、監理技術者の専任時期について、契約時からではなく工事開始時からの専任を認めるなど、工事事業者の技術者不足の状況を踏まえた対応も行っております。今後は制度活用について、契約所管課からの周知により、工事事業者への理解促進を図るとともに、年間を通して工事施工時期の平準化や適切な工期、価格の設定、工事情報共有システムを活用した効率的な工事発注に取り組むなど、工事事業者に寄り添った対応を進めてまいります。

○佐藤ひろと委員 いずれにしても、条件が一億円未満の工事、建築一式だと二億円未満、これが果たしてどれぐらいあるかということと、兼任することによって、本当に現場管理の安全性とか質の担保ができるかどうかということはあると思いますから、しっかり見極めながらやっていただきたいと思います。

この質問の最後に、ここの中で、働き方改革・環境整備というところがあるんですね。担い手確保の中で、学校との連携・広報とあるんですけども、夏休み工事とかということを中心に、学校現場で公共工事を発注したときに、決められた工期で落札をして、それで学校の現場に入ったら、いやいやこの期間のここはやらないでくれとか、音を出さないでほしいとかということで、学校現場から決められた工期の中で数日削られてしまって、工期が予定どおりできない、こういう事態が起きているということを聞いています。

これは、どうして発注前に日程の調整をして公告しないのかというのが私は極めて不思議

議なんですけれども、これは誰がどこでどう責任を持ってやっているんですか。今教育委員会の所管ではないので、ただ施設営繕側としての答えで結構ですから教えてください。

○奥施設営繕第一課長 学校の改修工事は、児童生徒の授業が行われていない夏休み等、長期休暇を中心に工事を発注しておりますが、近年の工事では工期を長く設定し、長期休業が終わり学校の授業が行われている期間でも、工事ヤードと学校の活動スペースを仕切りながら、音や振動の小さい内装工事を中心に進めるなど、学校運営に支障がないよう配慮を工夫しながら工事を進めております。

一方で、夏休みには三者面談や部活動、新BOP運営、地域のイベント等があり、授業が行われている期間にも様々な学校行事等が行われるなど、工事に制約が出てしまう場合もあります。引き続き学校や教育委員会と協議しながら、学校の行事等を工事発注前に把握し、長期休業期間になるべく工事ができない日を減らす調整を行うとともに、工事ができない日数も考慮した工期設定で工事発注を行うなど、工事事業者の負担軽減につながるよう努めてまいります。

○佐藤ひろと委員 ぜひそうしたことにならないように整えていただきたいと思いますと思うんですが、中村副区長、所管ではないんですけれども、だから副区長に聞くんですが、しっかり校長会等でまず徹底をしていただくということをお願いできますか。

○中村副区長 施設営繕担当部と教育委員会が工事内容や学校行事の状況などを早い段階で情報共有することは、学校運営上の観点に加えて、事業者が見通しを持って人材を確保し、効率的に工事を進めるためにも重要であると考えます。今お話がありました校長会なども通じて、学校に理解、協力を得ながら、工事契約後に施工条件等の変更が生じることなく工事が進められるよう、両所管部に指示をしてまいりたいと思います。

○佐藤ひろと委員 よろしく申し上げます。

次に、稼ぐ公共という観点で質問したいと思います。

昨日の総括質疑でも我が党の津上委員が公園の整備についてお話をさせていただきました。これも私の持論なんですけれども、公園を整備するのはもちろんいいです。みどり〇〇達成のためにやるのもいいなんですけれども、必ず維持管理費がそこについて回るんですね。だから、無料で開放して、限られた市民活動の方の拠点として、それは全て無料ということは私はあるべきではない、しっかり維持管理費をどうやって入れるかどうかという、常に稼ぐ視点というか、発想というか、目線を必ず持つべきだということなんです。これは、持っている財産をいかに有効活用できるかということは、これから税収がどうなって

いくかという不安定な要素の中、区政の運営をしっかりと安定させる、また区民生活をしっかりと支えていく、そういう観点からも必ず必要だということを、まず冒頭お伝えをしたいと思います。

それから、この稼ぐ公共の中で公金運用ですね。昨日も他会派からもありましたけれども、公金運用計画、令和七年度の計画期間は五月までとなっていますけれども、これまでの実績と来年度以降の目標値を教えてください。

○大澤会計管理者 今年度の利子収入の目標は八億六千万円としておりましたが、現時点では約九億一千万円の利子収入を見込んでおります。公金運用計画では、区の中期財政見通しを踏まえ、次年度の計画については今後策定してまいります。来年度予定の償還額全額を改めて五年程度の債券で、また今年度より始めました財政調整基金についても、新たに一部を三年程度の債券での運用を考えております。これによりまして、利子収入については今年度の見込み額を超え、十億円台を目指し運営をしていきたいと考えております。

○佐藤ひろと委員 税外収入という言い方をしますけれども、予算書の本編だと二四〇ページ前後に、専門用語で言うと、インカムゲインとって利子とか配当金による収入、キャピタルゲインとって売却したりとかということで得る収入とそれぞれ分かれていて、この予算書の中を見ると、非常に頑張っていて工夫はされていると見受けられますけれども、まだまだ先ほど言いました細かいところも含めて、稼ぐ視点が十分ではないというふうに思っております。

来年度以降もさらに積極的な運用をしていくべきだと思いますが、社会状況はどうしても不安定なので、しっかりと専門家のアドバイスを受けながら、これは逐一、運用にめり張りをつけているという認識でよろしいですか。

○大澤会計管理者 区では、まず専門家の助言につきましては、証券会社に勤務した経験があり、現在大学においても会計ファイナンスを専門とする特別講師を務めている方に金融状況の見通しなどについて助言を受けております。あわせて、昨年度からですけれども、地方団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的に設立されております地方公共団体金融機構から、例えば金利と債券価格の関係や資金運用のリスクと対応などについての助言、また、ほかの自治体の状況などの情報も受けるなどして公金運用の参考としております。

今後も引き続き、このような専門家や専門機関の助言を受けながら、安全性や流動性の

税率のゼロ、この財源は政府系ファンドの設立によって補うとして、また給付つき税額控除によって、中低所得層の所得を増やすという施策を提案いたしました。

この総選挙では、消費税減税や廃止に反対をし、社会保障費の削減を提案した新興政党が伸長したということであります。国民の税と社会保障に対する考え方がある意味では如実に現れたと思いますが、そもそも現在の社会の成立要件の一つとして、税による再分配、このことがあるかと思えます。資産税や所得税の累進課税による所得の再分配に徹すべきだ。そして、社会保障の財源となる消費税の税率は全体を見直す検討も必要だと考えております。

しかし、税収によって国民生活を分かち合うという視点が、必ずしも国民の間には広がっておりません。また中間層を含め、支援が必要な方への支援が行き届かない中で、税金を払っていても見返りが無いという意識はまだ解消されていない現状があるかと思えます。

保坂区政は、今期最終年度の予算となるこの予算について、次世代を育む暮らし応援予算といたしました。円安、物価高と実質賃金の低下の下で、区民生活はまだまだ各家庭の自助努力による生活を余儀なくされている現状があり、格差は一向に改善をされていないということが言われております。

そこで必要なことですが、税を財源として、子育てや家族保障、住宅整備など現役世代に向けた支援を強めることが、各家庭の支出を減らすことになる。来年度予算を通じて若者・現役世代、子育て世帯への支援など、具体の政策を区民の間にしっかりと広げることが必要と考えますが、まず最初に区の見解を伺います。

○山下財政課長 区では、これまでも様々な子育て支援の施策や国の補正予算を活用した物価高騰対策など、区民生活の負担を軽減するための施策を行ってきたところでございます。来年度予算におきましても、まず、現役世代を含めた広く区民を対象とした事業としまして、せたがやP a yを活用したポイント還元事業を今年度に引き続き実施いたします。また、子育て世代、現役世代への支援としまして、“ずっと、世田谷。”子育て・若者夫婦世帯の定住・住み替え応援事業などの住まいに関する取組を進めるとともに、子育て世帯支援の区独自の取組としまして、一時預かり事業等の利用料無償化などにより、子育て世代の負担軽減を図ってまいります。

物価上昇が続く中、区民生活は厳しい状況が続いておりますけれども、今後も限りある財源を効率的、効果的に配分をし、日々の安心安全な暮らしを実感していただけるような

施策を予算の面から後押ししてまいります。

○羽田圭二委員 今お話がありましたように、今般の予算の中で、子ども・子育て支援、就労、未就労にかかわらず在宅子育て家庭への負担軽減等、さらには国や都が行っていない支援、それらを区独自で行うということも今説明があったかと思いますが、このように納めた税金が具体の施策を通じて平等に還元されている、このことを示すことが、さらに区民が税の理解を深めるきっかけとなるのではないかと思います。

さらに、その税への理解を深めるという点で、最近というか前年ですね。昨年に発表されました中学生の税の作文や標語入選作品というのがありますが、「税金は未来の私と誰かのために」、「税金で世代を超える助け合い」、そして「税を知り社会の仕組み見えてくる」、これは教育委員会の教育長賞というふうに言われていますが、税による再分配への理解が、ある意味では中学生の間にも広がっているという一面をうかがうことができるのではないかと思います。

そこで、税への理解を深めるために、税と社会保障制度の仕組みそのものへの理解、これを深めていくことが大切だと考えているわけですが、さらに税と社会の仕組みを区民が理解するための税に関する勉強会、これらも必要ではないかと考えておりますが、これまでの対応も含めてお聞きをしておきたいかと思います。

○山本課税課長 国の社会保障国民会議では、社会保障と税の一体改革について議論が始まっており、税の意義や役割への理解を深めていただくことは重要であると認識しております。区ではこれまでも、税に関する理解促進といたしまして、区税ガイドブックや区ホームページによる情報発信を行うとともに、税務署や税理士会、青色申告会、法人会、小中校長会の代表、また区の教育委員会や関係所管課等で構成する世田谷地区租税教育推進協議会が連携し、次代を担う児童生徒等を対象とした租税教育に取り組んでおります。

税や社会保障に対する区民の関心が高まっている状況を踏まえまして、引き続き関係機関と連携協力して、税に関する理解促進の充実を図ってまいります。また、区税ガイドブックや区ホームページにつきましても、必要な見直しを行いながら、区民への適切な情報提供に取り組んでまいります。

○羽田圭二委員 もう一つは、区民がつくる予算、予算編成過程における区民参加の保障についてであります。

杉並区の例ですが、区民参加型予算事業として、区が募集するテーマに基づいて、区民等が予算の使い道を提案し、複数の提案の中から、区民の投票によって区の次年度予算案

に反映する事業案を決定するというのがあります。今般は区民投票の結果、公園にミストシャワーを設置、公園にパパママウェルネス休憩所を設置、そしてアートを楽しみながら杉並を歩こうという、この三事業が来年度予算に反映されたと言われております。

区は、政策決定過程における区民参加はこれまでも進めてきたかと思えます。また、予算編成においても区民意見は組み入れてきたとも言われます。杉並区のように、より見える形で行うことが、区民にとって区政が身近なものとなり、税の使われ方を区民が理解する一助になると考えますが、区の見解を伺います。

○山下財政課長 お話にございました杉並区の区民参加型予算の事業でございますけれども、令和五年度から実施をされてございまして、お話にありましたとおり、区が設定したテーマに基づく事業案を公募し、区の審査会での事業案の選定、その後の区民投票を経て予算編成に反映するというもので、かなり丁寧に取り組まれていると感じてございます。世田谷区の予算編成では、現在同様の事業までは実施しておりませんが、各部は区民や事業者からの声、区議会での議論も踏まえまして必要な予算を見積もっており、区民等の御意見は一定程度反映されているものと認識してございます。

また、世田谷区地域行政推進計画におきまして、地区・地域課題対応予算の拡充を掲げ、令和六年度より各地区、地域に一定額の予算を配分し、住民の声や実態に即したまちづくりを進めておりまして、地域、地区の防災力向上の予算を含めまして、令和八年度予算案では約九千二百万円を計上しているところです。区政への参加意識を高めることの重要性は認識しているところでございますが、お話の杉並区のような事業を実施するには予算編成作業の見直しとか、実施体制の整備など、様々課題を整理する必要がございます。

引き続き、区民や事業者の声、区議会での議論に十分配慮した予算編成に取り組みつつ、区政への参加意識を高める仕組みにつきまして、他自治体の事例も参考に研究してまいります。

○羽田圭二委員 総括質疑でも行いましたが、労働者の賃金の問題、働く方々の賃金の引上げの課題というのも重要な今課題になっておりますが、ここで公契約条例と経済波及効果、この点について幾つかお聞きしておきたいかと思います。

事業経営や労働者の賃金は、どれだけこの公契約条例によって改善をされてきたのか、区が捉えていることですね。区内の同業同職種の労働者賃金にどの程度波及してきたのか、この点について伺っておきます。

○谷澤経理課長 区が定める労働報酬下限額につきましては、区職員の高卒初任給に期末勤勉手当相当額を加えた額を中期目標としております。この高卒初任給につきましては、二十三区内の民間企業における給与水準を踏まえて決定しているものであり、区として一定の客観性と妥当性を確保した設定と認識しております。こうした下限額は適切に遵守されることで、受託事業者における労働条件の改善が図られ、結果として、事業経営や労働者の賃金水準にも一定の改善効果が期待されるものと考えております。

公契約条例が区内の同業同職種の労働賃金にどの程度波及効果を及ぼしたかを直接検証することは困難ですが、本取組は受託事業者に限らず、区内で同種の業務に従事する労働者の賃金水準にも好影響を及ぼす可能性があるかと認識しております。

○羽田圭二委員 今ありましたように労働者だけではなく、事業者側にとっても経営改善とかそういう効果を含めて得られる、このこともしっかり今後つかんでいく必要があるかと思えます。

二つ目は、公契約条例に対する業界団体の理解ということですが、条例制定によって業界、業者側はどのような利点を得ているのか。中小企業経営や経営環境の改善などを含めて、その点についてつかんでいることがありましたらお答えください。

○谷澤経理課長 公契約条例は、事業者の経営環境の改善や適切な労働条件の確保を通じまして、公契約に係る業務の質を向上させることを目的としております。この目的の達成に向けまして、区では事業者への条例の周知や理解促進を図ってまいりました。一方で、特に中小企業の方々からは、日々の業務に追われる中で労働条件の整備や法令遵守への対応が後回しになりがちであるとの御意見も伺っております。こうした実情を踏まえまして、区ではチェックシートの運用改善や労働条件調査の実施件数の拡大、加えて社会保険労務士による研修会の実施など、事業者が適切な労働環境を確保できるよう支援策を講じております。

また、条例に基づく労働報酬下限額の設定によりまして、人材確保に向けた賃上げを後押しし、経営の安定化や働き手の定着にも一定の効果が生じていると考えております。区といたしましては、今後も条例の趣旨が事業者の皆様に着実に浸透し、持続可能な公共サービスの提供につながるよう、引き続き必要な支援を行ってまいります。

○羽田圭二委員 経営改善等の支援はほかの所管になるかと思えますが、それらを含めて中小企業等への支援、このことも同時に考えられる必要があると考えております。

そして三つ目ですが、労働報酬下限額の遵守についての把握、労働報酬下限額どおりの

賃金が支給されているのか。これは調査もされているということですが、その点についても伺っておきます。

○谷澤経理課長 区では、公契約条例に基づく労働報酬下限額の遵守を確保するため、契約時のチェックシートによる確認、事業実施後の労働条件調査等を通じまして、適切な把握、確認に努めております。こうした取組の結果、昨年度に実施しましたアンケート調査では、労働者の九七%の方から下限額以上の賃金が支払われているとの回答を得ておりまして、一定の遵守状況が確認されております。さらに、今年度は、公契約条例に関する理解促進と適正な運用のため、公契約適正化委員会に諮問を行っておりまして、来年度に答申をいただく予定でございます。

区といたしましては、これらの調査、確認に加えまして、委員会からの答申内容を活用しながら、労働報酬下限額の遵守に向け、引き続き取り組んでまいります。

○羽田圭二委員 ぜひ、この公契約条例、そしてその下で行われてまいりました入札要件の様々な改善、それらを含めて十分活用できるように、それらが同時に中小企業の経営、そして、働く方々の労働環境改善等につながるよう求めておきたいかと思えます。

最後に、予算計上のことに一項だけ質問をいたします。

災害時の道路線の確保、安全性の観点から道路の必要性が求められております。恵泉通りのお話であります。この間の区長答弁においても、令和十年度完成を目指し、引き続き当事者との対話により、道路の安全性の確保や環境への配慮等を含めた話をしていくといったようなことが言われております。

そこで区は、来年度予算に代執行経費を計上いたしました。あくまでも代執行ではなく、対話による解決を目指すべきだと私は考えておりますが、自主的な土地の明渡しによって解決した場合には速やかに補正予算を組み、減額補正を図る必要があると考えられますが、この点について伺っておきます。

○山下財政課長 区では、金額にもよりますが、不用となった予算は減額補正することを基本に考えてございます。

○羽田圭二委員 原田副委員長に替わります。

○原田竜馬委員 では、私からまず、災害時における通信手段の確保についてお伺いします。

能登半島地震はじめ、大規模災害では地上の通信インフラが広域にわたって寸断されて、被災者が必要な情報にアクセスができなかったり、関係機関との連絡が途絶えると

いった事態も発生をしております。災害対策に当たる関係機関の連絡手段が失われることは、決してあってはならないことだと思いますし、また被災という極度のストレス下において通信が途絶えるということは、支援の遅れであったり、また孤立を生み出すものでもあると思います。水や電気と同様に、通信環境というものは区民にとって不可欠なインフラになっております。こうした教訓を踏まえまして、本区はこれまで災害時の通信確保に向けてどういった取組を行ってきたのかお伺いいたします。

○竹越災害対策課長 災害時に避難所避難者が情報端末などで安否確認や最新の情報収集を迅速に行える環境を整備し、適切な行動を取れるようにWi-Fi環境を整備することが重要であると考えております。そのため、避難所のWi-Fi環境については、区では世田谷区フリーWi-Fi整備計画にて、指定避難所である区立小中学校等に整備しております。また、本庁舎、総合支所におけるネットワーク網の配備に関しましては、災害時にもネットワークを有効に使用できるよう、複層化による強化を行っております。

なお、災害対策の中心となる本庁舎東棟については、来年度、東京都より配布されましたスターリンクを設置し、情報収集の円滑化や関係機関との連携を図ってまいります。

○原田竜馬委員 ありがとうございます。これまで複層化を避けるためにだとか様々取り組まれてきているということですが、地上のインフラが断絶した場合であったり、また通信の複層化を避けるため、また被災者の通信へのアクセスを確保するためにも、低軌道衛星通信、いわゆるスターリンクを導入する自治体が増えております。スターリンクは携帯の基地局や光ファイバー網に依存せず、停電、倒壊、浸水によって通常の通信手段が失われた状況でも、衛星から直接通信を確立できる最後のとりでともなり得ます。

御答弁ありましたように、都から一台スターリンクを貸与されているということですが、総合支所や指定避難所に配備をされれば、通信が断絶した状況下でも、避難した区民が家族との安否確認や様々情報を把握することができます。また、被災者や避難所を運営する側にとっても通信の空白が続くことというのは、二次被害にもつながるといふふうにも考えますが、今後本庁にとどまらず、総合支所や指定避難所へスターリンクを配備していくべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

○竹越災害対策課長 スターリンクは、世界中の遠隔地に高速かつ低遅延のインターネットを提供する衛星インターネットプロバイダです。災害時における通信手段の維持のためにも使用され、能登半島地震などの災害対応でも実際にスターリンクが活用されたと聞い

ております。来年度、本庁舎に設置予定のスターリンクは東京都が配布したものであり、使用料や通信料は全て東京都が負担するものとなります。本庁舎以外の配備につきましては、まずは本庁舎で利用し、費用対効果や使用方法、通信速度など有用性の検証を進めてまいります。

○**原田竜馬委員** ありがとうございます。これだけデジタル化された社会、そして電気であったり、スマホを一時間、二時間使えないとかといっただけでも、多分皆さんストレスを感じるようになると思います。そういった状況下で、どのように電気や電波を確保していくのかというのは大変重要な課題かと思えます。ぜひとも、この通信手段の確保がなければ様々機能していかないわけでありますので、御検討をお願いできればというふうに思っております。

続きまして、区内の高等学校や専門学校との連携についてお伺いします。

本区はこれまで大学との連携を積極的に推進し、学校と区や地域のニーズを満たし合う形で様々連携が行われてきました。その成果は協定から部活動、そしてゼミ単位様々ありますが、ホームページでも公開をされ、広く区民に見える形となっております。しかし、区内に立地する高等学校、専門学校との連携については、その実態を把握できる状況がありません。高校や専門学校もまた、地域を構成する重要な存在です。学校側が地域に求めること、区や地域が求めること、双方のニーズを結び合わせることができれば、生徒たちに多様な体験の機会を提供しながらも、地域課題の解決や地域の活性化につながるという大きな可能性を秘めているというふうに感じています。

そこで、大学連携と同様に、区内の高等学校及び専門学校とこれまでどういった連携がされてきたのかお伺いをいたします。

○**大谷政策研究・調査課長** 教育総合センターでは、毎年、STEAM教育講座において、文部科学省がスーパーサイエンスハイスクールに指定している区内高校の高校生が、小学生に自分たちが学んでいる学習内容を分かりやすく、科学実験体験の指導として行っています。また、ハローキャリアワークでは、区内専門学校と連携し、学生と小学生とがイベントで販売するお菓子を考案し、宣伝から販売まで体験できる取組を行っています。ほかにも区民まつりをはじめ、各地域、地区で行われるイベントや行事等へステージやブースなどへの参加をはじめ、生徒、学生のボランティア参加など、それぞれの実情に合わせた連携交流に取り組んでいるところでございます。

このような個別の取組に加え、区内高校と区立中学校校長との意見交換会を教育総合セ

ンターで毎年実施し、密な情報交換ができる場を設けております。今後も、高校や専門学校との連携に向けて丁寧に対応し支援してまいります。

○**原田竜馬委員** ありがとうございます。今おっしゃられたように様々取組は行われているものかと思えます。大学連携ですと協定を組んでいたり、大学間の連携もあつたりするかと思えますが、面として進められている印象がありますが、高校に関しては、まだ点であり、線ともなっていないのかなというふうに思えます。そして、その実績が区民の目に届いていないというのは非常にもったいないと感じますし、せっかくの取組が埋もれてしまつては、新たな連携の芽というものも育たないのではないのでしょうか。今後積極的にPRすることで、学校側のモチベーションが上がっていったり、またさらなる連携拡大へ好循環が生まれると考えています。

大学連携と同様に、高校との連携実績もぜひ積極的に発信し、連携強化を図っていただきたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○**大谷政策研究・調査課長** 先ほど御紹介した区内高校と区立中学校校長との意見交換会は、それぞれの学校において進められている連携実践のほか、学校ごとの考え方や課題等を共有できる場になっており、双方にとって役立つ場となっております。また、区内各地域で行われている連携取組等は、それぞれの事情、実情に合った方法で実践、周知されているところでございます。

今後、高校や専門学校との連携取組に係るPRに関しましては、区として協力できる方法を様々検討し、よい事例が区内全体に広がり、町全体が学びの場となるように支援してまいりたいと考えております。

○**原田竜馬委員** ありがとうございます。区内の高等学校とは年に一度意見交換会があるということでしたが、大学が面として進められていて、高等学校が面にはなっていないけれども線だとすれば、この専門学校というのはまだ点にもなっていないのかなというふうな連携の状況かと思っております。区内には様々な分野の専門学校がありまして、高度な専門技能を持つ学生であつたり、学校の先生もいらっしゃいます。ぜひとも専門学校につきましても、先方のニーズの把握から連携を強化していただきたいというふうに思いますが、見解をお伺いします。

○**大谷政策研究・調査課長** 最初に御紹介した事例では、区内の調理師専門学校とは、イベントで販売するお菓子を学生と子どもたちが一緒に考案し、実際に販売できる製品に仕上げるなど、専門性を生かした取組を行つてございます。また、地域の専門学校の中で

は、先ほど申し上げたような様々なイベントにも参加していただいているところでございます。

これらの取組は、区だけではなく相手方にとっても実践的な学びであり、双方にとって意義深い取組となっておりますので、今後も連携や一緒に取り組むような内容について相談があった際には丁寧に対応し、それぞれが得意とする専門分野を生かした取組となるよう支援してまいります。

○原田竜馬委員 ありがとうございます。様々なレイヤーによる協働というのが、狙った目的の達成だけではなくて意図せざる発展にもつながることになると思いますので、相談を受けたらやるというわけではなく、ぜひ積極的にお願いできればと思います。

最後に、羽田委員からもありましたが税や区財政、予算についてお伺いをいたします。

先ほどもありましたが、先般行われた衆議院議員選挙では、物価高対策を名目に、与野党問わずほぼ全ての政党で消費税減税が訴えられました。消費税を引き下げれば一時的な負担感の軽減につながるかもしれませんが、ただ、今回私が懸念するのは、この選挙のときに減税をするから、ではその先どういった社会で生きていきたいのかとか、どんな社会をつくっていきたいのかという負担と、この給付の議論の関係についての丁寧な議論が交わされなかったという点であります。

財政とは、全ての人の生活を支える社会の共同事業であると私は考えております。ところが昨今、この税金に対する忌避感は急速に高まっており、消費税の廃止やMMT——現代貨幣理論といった極端な議論まで飛び交うようになりました。しかし、二〇二二年になりますが、OECDのデータによれば、日本の国民負担率は加盟三十六か国中二十二番目であり、決してその負担率というものは高いとは言えません。それにもかかわらず、日本人の痛税感は、高福祉、高負担で知られる北欧諸国よりも高い、上回ると言われています。

税金を下げてもらいたいという主張がある一方で、現実の行政需要は増大の一途をたどっています。少子高齢化が進み、労働人口は減少し、当区においても扶助費の増大や学校の建て替え、老朽化したインフラの整備は待ったなしの状況であります。予算が増大していることもあるかもしれませんが、この議会においても、事業を廃止し支出を抑制する議論よりも、新規事業の提案や事業の拡充を求めるといった声が多く、区民が求める行政サービスは多様化し、その量も増大をしているかと思えます。

こうした状況で、よく同年代の友達と飲んでいる場面で、私のところに世田谷区は住民

税が高いから下げてほしいといったような声が届きます。端的にお伺いいたしますが、世田谷区の住民税というのは本当に高いのでしょうか、お伺いをいたします。

○山本課税課長 個人住民税は地方税法で規定された標準税率に基づいて課税しているため、ほかの自治体と比較して世田谷区の税率が高いということはございません。具体的な税率ですが、均等割は一律で年額四千元、所得割は一律一〇%となっております。したがって、課税総所得金額や控除額が同じであれば、世田谷区であっても、ほかの自治体であっても、税額は基本的に同水準となります。

○原田竜馬委員 そうなんですね。基本的には一律であります。ただ、名古屋市だとか独自の減税措置を行っている自治体もありますが、基本的には同様です。今例示として住民税を取り上げさせていただきましたが、この国の税制というのは少々複雑なこともあり、税に関する様々な誤認が広がっています。また誤認に基づく議論というようなものもSNSで横行しているような状況ですし、その議論には税に対する不信や納得のなさというものが拍車をかけているのではないかと考えます。だからこそ、先ほど羽田委員からの質問もありましたが、租税教育の充実といったことも求めていかなければならないと思います。

また、行政サービスによる生活向上・改善というものが、納税の納得につながるものと思いますが、まずは区民の皆様からお預かりをしている当区として、区民の皆様に伝えること、また御意見を伺っていくことも大切ではないでしょうか。議会の議決というものが間接民主制における同意かもしれませんが、議決をもって説明責任を果たしたとは言えないと考えます。他の自治体では動画広報や財政講座といった取組が既に広がっております。当区としても、区民が財政を自分事化し、理解できる環境を整備すべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○山下財政課長 区の財政は区民に納めていただいている特別区民税が主な財源となっており、その用途を明らかにし、区民にお示しすることは、納税の理解促進にもつながる重要なことと認識してございます。また、区民が区の予算や財政状況に興味を持ち理解を深めていただくことは、身近な社会に関心を持つきっかけにもつながるものと期待されます。

区では、区民にとって理解しやすい予算の説明資料を目指し、令和七年度当初予算から予算概要資料を刷新いたしました。前年度予算からの主な変更点として、新規拡充事業の紹介を中心に、写真やイラストを多用し、スライド形式に改めたところです。また以前よ

り特別区民税一万円の使われ方として、その内訳もお示しをしております。さらに、財政の見える化の取組として、予算のダッシュボードを作成し、グラフや表を活用して視覚的に示すとともに、経年比較や事業の検索なども行えるよう整えてございます。

引き続き、区民に予算や財政状況を分かりやすく伝えることができるよう、委員御提案の動画の活用も参考に様々な視点から工夫してまいります。

○**原田竜馬委員** ありがとうございます。伝えることがまず重要だと思います。そして、区の基本構想や基本計画を策定する際というものは、区民からパブリックコメントであったり、意見聴取を通じて区民の声をお伺いしています。それは、世田谷区という社会をどんな社会にしていきたいかという問いを区民と一緒に考えるためのはずだと思います。その社会ビジョンを実現するための手段が毎年度の予算であるかと思っています。どのような予算を構築するのかという議論は、どのような社会で生きていきたいのかという議論と一体であるべきだと思います。

そのため、この予算編成の過程においても、区民が主体的に関わる仕組みを検討すべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○**山下財政課長** 区では、条例や計画等を策定する際に区民の方々から御意見等をいただき、検討内容に反映するとともに、集約した御意見等と区の考え方を整理して公表をしております。区の予算編成では、このような区民の御意見を反映した条例や計画に基づく事業も含めて必要な予算を精査しているところでございます。

区としましては、予算編成状況の公表については慎重に考えているところでございますけれども、実際に公表している自治体だとか、先ほど羽田委員の御質問の中にありました区民参加型の予算編成をうたっている自治体もございます。他自治体の取組状況も参考に研究しつつ、引き続き区民の声や区議会での議論を踏まえた予算編成に努めてまいります。

○**原田竜馬委員** ありがとうございます。今この物価高が続く中で税金が重いということであったり、税金が本当に正しく使われているのか、そして忌避感というものが高まっていると思っております。過去には停滞する日本経済や生活状況から公務員バッシング、生活保護者へのバッシング、そして今は公共サービスにただ乗りしていると、外国人が新たな既得権者として批判が向けられているのではないかと考えております。もちろん無駄があったり、不公正な予算の削減は行う必要はありますが、今の現状を特定の誰かを非難することで本質的に生活がよくなるとは考えません。税による支えあいというものがなけれ

ば、少子高齢化が進むこの社会は成り立たないのではないのでしょうか。

ただ、成長しない経済の先行き不透明な将来を背景に、不信や怒り、様々な感情で議論されることがありますが、まずはしっかりとこの社会がどういった社会なのかということを実態として共有をしなければなりません。かつて、「世界がもし百人の村だったら」という小さな絵本がありますが、こちらが複雑な世界の現実を誰もが理解できる言葉やビジュアルで伝える、そんな本になっております。区の財政であったり、世田谷という社会を同じ発想で見える化できるのではないのでしょうか。区民が議論の前提を共有し、この世田谷区という社会について考えられる環境づくりが必要だと考えますが、区の見解をお伺いいたします。

○小泉政策企画課長 ただいま委員から「世界が百人の村だったら」ということで明示いただきましてお話しいただきました。こちらの内容が人口構成や地域分布のほか、教育の状況、経済格差など、統計に基づいて比喻で表現されるものということでも知られております。先ほど財政課長からも答弁がございましたが、例えば特別区税一万円の使われ方ということも、今、委員から御提案があった趣旨に通ずるものがあるのではないかというふうに考えてございます。

人口約九十三万人、来年度の一般会計当初予算案約四千三百億円の世田谷区というこのスケール感を身近に感じられる規模感に整え直してお示しすることで、より分かりやすく区の実情を知ることができるものと考えています。また、このような取組を通しまして、区民が区政に興味を持っていただいて、関わってみようとしてさらに考え、それが行動につながるということでもあるのではないかというふうに考えてございます。ただいま委員からお話の内容も含めまして、区民の目線に立ちまして、人口や財政規模のみならず、様々な視点から世田谷区という町をより分かりやすく知ってもらえるような取組の在り方について、今後検討していきたいというふうに考えてございます。

○原田竜馬委員 ありがとうございます。この税というものに関して、また社会の在り方というものに関して、国民、区民の皆様方の価値観の変化もあって、これまで共助で支えていたものが、自助もしくは公助で担わなければならない社会に変わってまいりました。平成の三十年は衰退の三十年というふうに言われてまいりましたが、過去の経済が右肩上がりの社会では、所得が増えることで、所得で安心を買うことができましたが、なかなか経済成長が見込めない現在では、所得でこの安心を担保する、買うということは難しい社会になっているのではないのでしょうか。税負担、給付について世代間格差があるという指

摘もあります。ただ、この財政によって安心を分かち合えるような社会の構築が、今後さらに重要になってくるのではないのでしょうか。

だからこそ、この税であったり、区の財政、予算というものを、まずはもっと身近に自分事として考えてもらえるように、区としても今後努力をしていただきたいということを述べまして、藤井委員に替わらせていただきます。

○藤井まな委員 原田副委員長、いい質問でしたね。私はもうちょっと細かい観点から様々な質疑をしたいと思います。

災害対策についてお伺いをさせていただきたいと思います。

先ほど他会派の質問でもトイレに関する話題が出ました。でもその中で、都立公園のトイレがあそこの示した地図に落とし込んでないからと話をしていましたけれども、そもそもそれは災害の委員会で僕が指摘した話だったと思いますよね。ないじゃないですかみたいな話をして、いかにもやっていないのが、最初から区が思い描いたとおりだみたいなのを言われても本当に困るなとすごい感じましたし、あと世田谷区の業務継続計画の中に、世田谷区が首都直下型地震が起こったときに、震度六弱とか震度六強とか、あとは一部震度七になってしまうところがあるというのが示されたことがありましたけれども、そこでも質疑したときに、いや、これは東京都からもらった資料なのでという話をされていて、その赤い震度七のところを具体的にどこだということを細かく答弁されなかったことがありましたよね。

世田谷区が作ったものに東京都の情報を落とし込んでいなかったり、東京都から出された資料を細かく世田谷区側がチェックしていなかったりということに僕はすごい疑問が毎回あって、何のために世田谷区の災対部門があるのかなというのはすごい強く感じています。区議会の委員会できちんと説明できないことを区民の方たちにきちんと示すことができるのかなというのは、本当に疑問に思っています。

あと、私が先日、監査委員としてスポーツ振興財団の施設監査を行いました。今回のスポーツ振興財団の施設監査で行った先の施設は、千歳温水プールというところだったんですけども、その内容はともかくとして、千歳温水プールが災害時に役割が決まっていなという話が、監査とは別のところでそういう話がありまして、それも僕、すごい驚いたんですね。あれだけの施設ですよ。千歳温水プールって何か災害時にすごい利用できそうな施設にもかかわらず役割がないということで、何かいろんなことが準備不足だなということを本当に感じる事が最近多いです。

いま一度、こういった区内の外郭団体との連携も考えなきゃいけないし、東京都との連携——東京都との連携って、なかなか上から情報が降ってくるだけで、やることはすごい難しいのかもしれないですけども、そういった連携をしっかりとっていくことが、区民に対してしっかりと情報提供できることにつながっていくんじゃないのかなと私は思うんですけども、そこに対して災害対策の部門の方はどう思うのかお伺いをさせていただきたいと思います。

○竹越災害対策課長 今様々な事例を挙げていただきまして、危機管理部門への御意見をいただきました。一つ、委員御指摘の千歳温水プールにつきましては、水害時には指定緊急避難場所という指定はされているんですが、震災時に特定の役割がないのは委員御指摘のとおりでございます。そのほかにも災害発生時に用途を特定していない区有施設がございます。発災時の状況に応じて柔軟に活用できるよう、施設ごとの機能や活用方法を平時からこれは整理し、発災時には状況に応じた柔軟かつ機動的な施設活用が図れるように取り組んでまいります。

また、東京都との連携につきましては、東京都のほうは様々な指針等をお出しします。その際にきちとこちらで内容を分析いたしまして、東京都に進言できるように努めてまいります。

○藤井まな委員 私一人で全部チェックすることはできないので、今言ったことぐらいしか気づいていないですけども、一人で考えてもそこまで気がつくことがあるということは、まだまだ見えないところでやらなければいけないところがあると思いますので、そこはしっかりと深掘りしてやっていただきたいなというふうに思います。

次に、災害時の協定についてお伺いをしていきたいというふうに思います。

先日の災害の特別委員会において、今まで結んでいた四百個の協定を全て見直したという話をされておりました。本当にそれは大事なことで、常に協定というのがきちんと災害時に動くかどうか、機能するかどうかということに関して調査していくということは本当に大事なことでありまして、それは本当に大きく評価をするところなんですけれども、気になったのは、その委員会で私もお話をさせていただきました。協定が解除となった団体が七つありまして、そのうちの六つが町会・自治会のお話だったということでございます。町会・自治会と災害時に結ぶ協定といえば、避難行動要支援者に関する協定でございます。

確かに町会で災害対策をする方が、もう八十代後半であったというような事例が多く

あって、ここにいる皆さんも世田谷区に住んでいて町会に入っていると、確かに町会長や災害対策の方たちが、本当にもうすぐ自分たちが動けなくなってしまうかもしれないという不安の声を聞いている方も多くいらっしゃるかもしれない。そうなってくると、やっぱりいざというときに動けないから協定を解除せざるを得ないというのは、もう本当に仕方ないという言い方が正しいのか分からないですけれども、それも確かにあり得るなど。もっといけば、これから先こういった事例がもっと増えてくるんじゃないかなということを感じます。

昔、それこそ本当に災害の協定をどんどん結んでいくときには、平成の十年代、二十年代のときに、来年はもっとこれだけ多くの町会と協定を結びますと言って、本当にどんどん町会と毎年のように協定の数が増えていったのをよく覚えています。それがある種ここに来てどんどん減っていく事態になってしまったということは、また新たな局面になってしまったということで、これは何とかしなきゃいけないと僕は思っていたんですけれども、そのときに委員会での発言が、あくまでもこの協定は補完をする役割の協定であって、避難行動要支援者に対するフォローは当然区が責任を持って行っていく。もしも区側が動けないときには動いてもらう協定で、町会・自治会以外の協定を結ぶことは検討もしていないというお話だったわけですよ。

いや、私はもっと柔軟に考えなきゃいけないと思いますよ。さっきの災害のありましたよね。業務継続計画の中でも、発災後七十二時間で生死を分けるとよく報道されるじゃないですか。でも、その七十二時間で参集できる区の職員の数は、大規模災害だと半分いかなないかもしれないという情報が業務継続計画に出ていましたけれども、それでいて全ての方を区だけでフォローできるわけないと僕は思っているんで、やっぱりこれは大事であるというふうに思っています。

やっぱり、町会・自治会以外でも検討しなきゃいけないし、あと僕がその委員会の中で言いましたけれども、昨年あれだけマンション対策について区はやったわけで、マンションの防災組織をつくっていく。あれ、防災組織をつくっていくって、別にマンションの中の自治会をつくっていくって話じゃなかったですよ。防災組織をあくまでもつくるという話だったわけで、そういう防災組織は自治会じゃないんだったら協定を結べないのかという話にもなっていきますし、そういったところもしっかり行っていきながら、町会・自治会は大事ですよ。もちろん町会・自治会と結んでいくことが大前提なんですけれども、もっと広く考えていく、防災組織と結んでいくことも考えていかなきゃいけない。

あとは、区内には高齢者と付き合いが多いNPO団体とかもあるわけですよ。そういったNPO団体との協定だって私は成立があり得ると思っています。また昔、私は決算委員会の場で清掃の組合さんが、発災で瓦礫を片づけるまでの間に時間があるから、そういったときに皆さんの助ける力になりたいということをお話させていただいた言葉を、ここで紹介させていただいて、そういった組織だってどういう人たちが担っているのか区側も見えているわけですから、信用は置ける存在だと思っていますし、そういった人たちとも協定を結ぶことも重要であると。

また、そのときの決算委員会のやり取りでは、事業者とも別に組んでもいいんじゃないかと、そういう要支援者の人たちに対する協定を結んでもいいんじゃないかという答弁もありました。そういったところに対してもっと柔軟に広く考えていかなければいけないというふうに思っていますけれども、区側の考え方をお伺いさせていただきます。

○竹越災害対策課長 現在区では、マンション防災共助促進事業において申込みをいただいたマンションについて、今お話しいただいたとおりマンション単位での防災区民組織化に向けて、総合支所と連携して取り組んでおります。今御指摘のありました避難行動要支援者の支援協定に関しましては、防災区民組織も協定の締結先になり得るというふうに認識をしておりますので、今後、防災区民組織になったマンション単位の協定締結に向けて総合支所と連携して取り組んでまいります。

また、各事業者との協定等は考えられないかということで、前回に引き続き御質問いただいております。一例としては、そのやり取りの中では宅配業者との協定というようなやり取りも出ていたと思っておりますけれども、平時においての見守りについては、世田谷区ながら見守り活動に関する協定において、物流業者とも協定を結んでおりますが、災害発生時の避難行動要支援者に対する協定ということになりますので、関係所管と連携して引き続き検討してまいります。

○藤井まな委員 様々な可能性があると思っておりますので、追求していただきたいと思っております。

あと災害の質問の最後に、その情報提供の在り方ということについてお伺いをさせていただきます。災害時に在宅避難か、車中泊の避難か、縁故避難か、避難所で避難しているかということ把握するシステムというのが本当に必要であるということは、前も私は質問させていただきました。でもこれ本当に、質問したときは能登半島地震が起こる前の質問で、具体的にはまだまだできないよねという話がすごいあったと思うんですけども、

その後、能登半島地震が起きたときに避難所でICタグを配布しようというふうな取組がありました。実際すごい機能したかと言われれば、なかなか機能はしなかったんですけれども、その後、国ではマイナンバーカードを使用した避難者情報把握というシステムを進めているそうですけれども、残念ながら能登半島地震にはそういった制度は確立されていなくて間に合わなかったということです。

やっぱりそういった事例もあるとおり、世田谷区でも災害時の避難者を状況把握するシステムが必要だというふうに思いますけれども、この避難者のマネジメントを行うシステム構築はどこまで進んでいるのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○竹越災害対策課長 避難者の方々の状況把握、在宅避難者の方々の状況把握につきましては、東京都が二月に素案を公表しました東京都避難者生活支援指針において、今後、発災直後の安否確認から応急復旧、避難生活支援、また復興、生活再建支援フェーズまで一貫した情報管理を行うシステム、（仮称）東京都被災者総合支援システムの構築を進めるとなっております。

区といたしましても、在宅避難者の支援ニーズの把握等は非常に重要な案件だと思っておりますので、今後、東京都のシステム構築に係る動向を注視するとともに、必要に応じて東京都への意見の進言を行ってまいります。

○藤井まな委員 ぜひとも進めていただきたいと思います。

次に、先ほど羽田委員からもありましたけれども、公契約条例についての質問を私も少しさせていただきたいというふうに思います。

来年度の四月から始まるものが業務委託契約で時給千六百十円になるということに関しては、私も評価をするところでございますけれども、さっき羽田委員の議論の中にもありました高卒初任給の時給換算割に向けて取り組んでいくというところの点では、まだまだ道半ばであるというふうに思いますけれども、公契約条例の適正化委員会や労働報酬専門部会での話し合いはどういったものがあったのか、意見書も抜粋という形でしか企画総務委員会には報告されていないので、それを見ても全ての意見書は分からないということですね。

今の高卒初任給の時給換算割が幾らなのかと、そしてこれまでどのような議論があったのか、区はどうしていきたいのかお伺いをさせていただきます。

○谷澤経理課長 委託契約等に係る労働報酬下限額、委員お話の件ですけれども、四月から千六百十円ということですが、公契約適正化委員会労働報酬専門部会からの意

見書に基づいて、委員お話しの区職員の高卒初任給に期末勤勉手当相当額を加えた額、これを中期目標に設定して、これまで段階的に引き上げてきたものでございます。

今年度、中期目標が二千百七十円ということで、今回部会で話合いが行われまして、この目標額について一遍に引き上げることはなかなか事業者さんの負担もございまして、五年をかけてということで、中期達成までの期間を五年と定めまして、五年をかけてこの金額に追いついていこうということで、今回は前年よりも百五十円引き上げて千六百十円と、そういう意見が示されまして、区としましては、その御意見を尊重いたしまして、財政状況等も考慮して意見書と同額の千六百十円ということを決めたものでございます。

今後につきましては、やっぱり特別区の人事委員会勧告によって、金額はちょっとまた引き上げるかどうかというのは話合いになると思うんですけども、そこはまた来年度の金額が出たところで、また委員の皆様から御意見いただきながら、財政状況も考慮して考えていきたいと思っております。

○藤井まな委員 高卒初任給の時給換算割が今二千百七十円というところで、そこに向けてやっていく、これは本当に分かりやすいですね。もっとこういった議論を、説明して、皆さんに分かりやすい議論、皆さんに分かりやすい情報提供というのにも必要だというふうに思っています。

時間がなくなってきたんですけども、もう一つ公契約条例で説明したいのは、賃金が物価上昇を上回るためには、それぞれの分野での特定最低賃金も必要なんじゃないかという議論が起きています。特定最低賃金というのは、その業種ごとに最低賃金を設定する、それによって柔軟な取組、柔軟な賃金の上げ方を考えていこうという取組で、まだ実際には本当に一部の業種しかできていないですし、特定最低賃金ということについて大きな議論、大きく理解をされている状況じゃないと思いますけれども、その理論というのが僕が前から言っている、区で言うところの職種別の労働報酬下限額があってもいいんじゃないかというふうな考えにつながってくるわけですね。あと一分十五秒しかありませんけれども、職種別の労働報酬下限額導入に向けては、現在区はどう考えているのかお伺いをさせていただきたいと思います。

○谷澤経理課長 現在は全ての職種につきまして、まずは先ほど申し上げた中期目標に到達するというところを目標にやっております。今委員会の皆さんもそういった認識でおられますので、そこにまず追いついてというところで、委員お話しの職種別の下限額の設定につきましては、今後、公契約適正化委員会の委員の皆様から御意見をいただきながら検

討してまいりたいと考えております。

○藤井まな委員 本本当に行政が賃金に対して影響を与えることのできるということにおいては大事な視点でございますので、どうかこういったことも行政もしっかり考えていただきたいと思ひますし、持続可能な賃上げという言葉をしかり考えていただきたい。それは経済とか行っている部門の人たちにも考え方を共有して、世田谷区の中小企業にも考え方を共有していきながら、機運を醸成していけるような環境をつくり出していただきたいというふうに思ひます。

以上で立憲民主党・無所属会派の質問を終わらせていただきます。

○宍戸三郎委員長 以上で立憲民主党・無所属の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後零時休憩

午後零時五十分開議

○宍戸三郎委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

改革無所属の会、どうぞ。

○桃野芳文委員 まず、今日は、企総領域なのでDXのことについて聞こうかなというふうに思っているんですけども、それはちょっと後ほど質疑が順調に進んだら、DXの話もしたいと思っているんですけども、まずCXという話をしたいと思ひます。

CXというのは、カスタマーエクスペリエンス、そのまま日本語に訳すと顧客体験ですね。顧客体験というふうに訳される言葉で、顧客、お客様が企業の商品、サービスを知ったり、購入したり、利用したり、その一連のプロセスの中で感じる感情的な満足度とか、心地よい体験みたいなことを顧客体験というふうに言ひます。企業側からすれば、その顧客体験を高めるとか、向上させるとかそういう表現で語られる言葉です。

この顧客体験、特別な顧客体験を提供するという話でいうと、アメリカの高級デパートのノードストロームという会社の逸話というのが割とよく出てくる。お客さんが気に入った商品がなければ、ライバルのデパートまで行って買ってきて、その買ってきたお代で売るとか、あとはタイヤの返品の話というのも有名な話で、それはインターネットなんかで検索するとよく出てくるので、見ていただければというふうに思ひます。

このノードストロームというのは顧客第一主義というふうに言ひられますけれども、お客様のために全力でやりましよう、お客様の目線のできる限りのことをやりましようとい

うのを、経営者というのは安易に言いがちなんですけれども、これは簡単なことではないということは多くの方が分かると思います。社員、組織の人間が本気でそんなことをしようというふうに思うのは、やっぱり自分自身が、その組織の一員それぞれが仕事を通じて幸せを感じている。仕事や会社に高い満足度を感じている、そういう状態にならないと、やっぱり顧客体験を高めようとか、特別な顧客体験を提供しよう、そんな気分には当然ならないわけです。

ちょっと話は変わりますが、私、地方公務員法の中で第三十条というのが一番好きな条文で、読むと胸が熱くなるぐらい、心動かされる条文なんですけれども、多分皆さん三十条は何を書いているか分かると思うんですけれども、総務部長は分かりますよね、当然ね。

○須藤総務部長 すみません、ちょっとすぐに出てこなくて、すみません。全体の奉仕者としてというようなところの文だったと思います。

○桃野芳文委員 別にクイズをするつもりはなくて、昨日、総務部長が他会派の質疑の中で答えていらしたので、さすが総務部長、分かっているなと思って聞いていたんですけれども、全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために職務をして、かつ、職務を遂行するに当たっては全力でこれに専念しなければいけないというようなことが書いてあるわけです。私、議員になった当初、やっぱり地方公務員法をもう一回しっかり全部読まなきゃいけないと思って読んで、この三十条を見てすごいなと。やっぱり、皆さんこういう崇高な気持ちを求められて仕事をしているんだというふうに、本当に冗談抜きで胸が結構熱くなった思い出があります。さっきの顧客第一主義みたいな話、企業が立ち戻る場所みたいなところで言うと、やっぱり皆さんが立ち戻る原点というのはそこだというふうに思うんですね。

そんなところで、近年私を取り上げてきたハラスメント問題ということも、ちょっと皆さんに問いかけたいというふうに思うんですけれども、三月三日に副区長三名の連名で服務規律の確保について（依命通達）というのがあります。これを見ると、書き出しは服務規律の確保について、職員は全体の奉仕者としての職責を深く自覚し、法令、条例、規則その他の規定及び上司の職務上の命令に従い、誠実公正かつ能率的に職務を遂行しなければならないというところから始まって、簡単に言うとハラスメントみたいなことをやっちゃいけないよということが書いてあるわけです。

これを出すことは必要なことだったのかもしれませんが、さっきのCXの話と一

緒で、経営層がそれをやれやれと言ったところで、やっぱりそれはそう簡単なものじゃないんですよ。やっぱり、そこで働く人たちが職務を通じて幸せを感じて、能動的に動くという環境があって、初めてそういうことができるとということなんです。

近年、このCXという言葉と対比されて、EXという言葉もよく使われるようになりました。このEXというのは、エンプロイーエクスペリエンスだから従業員体験という言葉なんです。これも従業員体験とかEXと検索すると、関連する書籍がいっぱい出てくるので、私は近年マネジメント側が組織を動かしていくため知っておかなければいけないいろんな要素が本を読むと出てくると思うので、ぜひ興味があったら読んでいただきたいと思うんですけども、アメリカ人のジェイコブ・モーガンという人がこういうことを言っています。

このEXを構成する主要な要素というのが三つあって、一つ目は文化だと。これは職場の雰囲気だとか、リーダーシップの在り方、そこで働くそれぞれの組織、職員であったり社員が、自分は尊重されているという意識を持てること、もしくは自分は成長できる、成長できている、そういう感覚を持つこと、そういうことも含めて組織の文化が大事だ、これが最も大事だと言っているんですね。あとは物理的な環境。これはオフィスの快適さだとか、リモートワークのしやすさだとか、そういうことが入ってくる。テクノロジー、テクノロジーは業務で使用するツール、パソコンの性能とかそういうものも含めてテクノロジー。

この三つの要素があって、文化の要素がおよそ六割を占めると、一番大事なんだと言っているんです。この文化をやっぱりしっかり育てていって、高い従業員体験、皆さんでいうと職員体験ですよ。仕事を通じて喜びを感じられる、そういう文化、カルチャーを私はつくっていかなきゃいけないと思うんです。だけれども、それはやっぱりこんな依命通達でなされるものじゃなくて、やっぱり一つ一つ丁寧に、これも一朝一夕でできるものじゃないと思うんです。文化だから。丁寧にやっていかなきゃいけないと思います。

それで、本会議一般質問の続きを具体的に、こういう前提を皆さんにちょっと知っていただいて、一般質問の続きをやりたいんですけども、ハラスメントで実際に被害を受けた方、今はまだ庁内で頑張っている方もいれば、もう職場を去ってしまった方もいます。これは私が具体的な事例——今日は具体的な事例は言いませんけれども、ハラスメントでそういうことがありました。そういう話を聞いて私は本会議で取り上げたわけです。

そのうちの 하나가、私は被害者なんだけれども、被害者の聞き取りがしてもらえなかったと。被害者聞き取りをするという約束だったんだけれども、それをしてもらえなかった。退職の日を迎えてしまった。退職後も全く連絡が来なかった。やっぱり、それは非常に心残りだし、そういう対応をしているには世田谷区役所のハラスメントはなくなるんじゃないですかということでお話を伺いました。

そのときに、要は本会議の答弁は、聞き取りは事故監察の流れの中で時間がかかった、事務的手続に時間を要したことから、退職後に聞き取り調査を実施したものですという答弁があったんです。議会中継を見たその方が、それは違うと、もう全然違うと、そんな答弁はもう許せないと、そういう話があったわけです。そもそも聞き取り調査が遅れたんじゃないくて、あなたにはしませんよというふうに私は言われたと言っているわけです。だから、これはその人を傷つけることにもつながるんだけれども、やっぱり場合によっては事実と違うことを答弁したということにもつながりかねませんから、これ、正しい事実関係をもう一回確認しておきます。なぜ聞き取り調査がその方の在職中に行われなかったか。

○木田職員厚生課長 ハラスメントに関する相談につきましては、相談者の心情に寄り添うことを第一に対応しております。初めから相談の主訴が明確な場合もあれば、ゆっくりと話を聞くことで相談者自身の気持ち、考えが整理されるというようなこともございます。その上で、相談者の意向を丁寧に確認しながら対応しているところです。

御指摘の件につきましては先ほどお話がありましたとおり、一般質問でもお答えしたとおり、事故監察の流れの中で各関係者への聞き取り調査、事務手続に時間を要したというようなことがございました。そういったような相談者側の受け取りというものとギャップがあるという御指摘でございますけれども、この件にかかわらず関係者へのヒアリングについては、プライバシーの保護などにも配慮しながら慎重に進めていく必要があると。相談者が不安を感じることがないように、可能な限りコミュニケーションを密に図るなどして、職員一人一人に寄り添った丁寧な対応に努めてまいりたいというふうに思っております。

○桃野芳文委員 私は、やっぱりごまかすのはいけないと思います。できない状況にあるならできないと言ったほうがいいですよ。どんどんハラスメント相談の件数が年々増えていると、メンタル不調でダウンしていく方の数もどんどん増えていると。そういう状況の中で、例えばその窓口も受け切れないと、例えば丁寧に対応もし切れないんだというん

だったら、ほかの仕事は減らしてもらおうとか、人を増やしてもらおうとか、それで窓口の方が今度はダウンしちゃうなんていうのは、もう冗談にもならない話で、だからそれはちゃんとやらないと駄目なんですよ。

今、職員厚生課長が答弁されたけれども、事実と違うんですよ。私、これは本人の許可を得て発言しますけれども、その方も組織に対してかなり不信感を持っているから、ありとあらゆる局面で録音されているんですよ。私はその録音を聞かせていただきました。何で私にヒアリングがないんですかという話の中で、それはもうしませんよと、ほかのところで聞いて、もう事実は確認できたからあなたへの聞き取りは必要ありませんと。一言一句そのままじゃないですよ。でもそういう説明をしているんですよ。私も録音は聞かせていただきました。

だから、調査が遅れたから後ろ倒しになったからこうだという説明は、明らかに私は虚偽だと思いますよ。あえて厳しい言葉を使わせてもらいますけれども、私は録音を聞きましたから。ほかの人の証言からハラスメントの事実は確認できたから、あなたへの聞き取りは必要ありませんと。それは電話で、私への聞き取りはまだですか、いつ予定されているんですかと聞いたら、そういう返事だったんですよ。それは私は録音を聞きましたから。繰り返しになりますけれども。

皆さんのほうは——皆さんって、誰が対応されたかというのは別に名前をここで申し上げるつもりはありませんけれども、もしかしたら、それは合理的に事を運んだつもりなのかもしれません。事実が確認できたから、もう結構ですというつもりだったのかもしれませんが、そういう対応というのは、先ほど言ったように、職員それぞれが自分が尊重されているとか、そういう気持ちには絶対にならないんですよ。特にハラスメントで、もう組織を辞めるか辞めないかというところまで追い詰められている人が、あなたの聞き取りは必要ありませんということを、この方は辞めてしまった方ですけども、そんな対応をしていたら、ハラスメントの被害者に寄り添った対応を心がけていきますなんて言ったら、私はもう空疎にしか聞こえない。皆さん側の組織の都合でやっていると思えない。

別の話に行きますけれども、加害者側が停職になりましたと。事実が分かったんでしょ、こういうことがあったというふうに分かったんでしょ。その停職のタイミングですけども、通常は公表されて、大体次の日ぐらいからその方が停職に入ることだったと思うんですけども、私が今から言う件は、発表されてからもしばらくその方は、加

害者は出勤して仕事していたと。そんなことってあるんですかと。被害者側の感情から考えても、そんなことやっていいんですかということをもまず聞きます。

○山田人事課長 一般的に懲戒処分による効力を発生させるためには、被処分者に対して、処分発令書の交付、こちらが必要となります。区における処分発令の際には、処分内容、また効力発生日等を明示しました処分発令書を被処分者本人に交付してございます。停職処分時の効力発生日は、業務の停滞などの影響も考慮しまして、処分発令の翌日以降の日としております。発令翌日以外の日を効力発生日とした前例もございまして、適切な運用と考えております。

○桃野芳文委員 前例があると言っても、恐らく物すごくレアなケースだと思うんです。私が知る範囲ではそんなことはないというふうに思うんですけれども、まずその前例というのは、いつ頃のどういうことだったのかというのを教えてください。

○山田人事課長 平成二十一年に例がございまして、処分日は平成二十一年十二月二十八日でございます。効力は年が明けた平成二十二年一月四日から停職二十四日というものでございます。

○桃野芳文委員 十二月二十八日が処分日で、効力発生日が一月四日、これは普通に考えたら仕事納めだったからでしょう。昨年仕事納めは十二月二十六日で、今年仕事納めは、たしか皆さんのお仕事は十二月二十八日で終わりだというふうにカレンダーには出ていたと思いますけれども、十二月二十八日に処分日で、一月四日から停職に入りなさいというのは、きちっとその停職の罰を与えるために、そもそも休みのところはカットするか、理由は分からないけれども、要は年末年始にかかるからということなんだろう、それは。だから、それは今回の事例とは違いますよね。今回とかと同じような理由になるわけですか、それは。

○山田人事課長 平成二十一年のときの処分のずれた、いわゆる翌日ではない実際の正しい理由につきましては、ちょっとそのときの理由は把握しておりませんが、いずれにいたしましても、今、委員おっしゃるような事例のように、ずれた例として申し上げました。

○桃野芳文委員 いずれにしても、平成二十一年のことはよく分からないと言うけれども、多分タイミングもちょっと珍しいというか、本当に年末年始のところだということと、あと平成二十一年に一回そういうのがありましたぐらいのことで、そんな頻繁にあることじゃないんです。

だから、今回の件で言えばハラスメントだから、被害者が何人かいるんです。訴えた人が何人かいるわけですね。こういうことをされたと言って、苦しいんだということを訴えた人はいるわけです。その人は分かるわけじゃないですか。大っぴらには分からないけれども、処分を受けたんだ、停職になるんだということは分かるわけじゃないですか。発令されたものを見れば、我々だって見られるやつを見れば分かるわけじゃないですか。それを見ても、来てるというふうになったときの不安感とか、恐怖心とか、やっぱりそれはあったと思いますよ。何でいるんだろう、また自分は何かされるんじゃないかと。ただでさえ傷ついて弱っているわけですから、そういうふう思うわけですよ。

本当は、組織だから急に人がいなくなっても、誰かが代わりをやるようにしておかないといけないわけだから、何らかの事情で、ちょっとこれは今こういう期間にかかっているから停職期間は先に延ばそうということをやること自体が、やっぱり私は極力避けなければいけないことだと思うし、もし何らかやむを得ない事情が、私はそういうことはあまり承服し難いけれども、何かあるとすれば、せめてその被害を受けたというふうに申し出ている方には事情を説明して、いつから停職期間に入りますからというふうにちゃんと説明をしないと、やっぱりその過程、ずっと携わっている人間からすると、その感じた恐怖というのは計り知れないと思いますよ。

だから、そこはしっかり気を使って、被害者目線でさっき寄り添ってというふうに言ったけれども、やっぱり寄り添うと言うんだったら、それぐらいのことはやらなきゃいけないというふうに思います。それはもう次回からは必ずそうしてくださいということを申し上げておきます。

あと、ハラスメント問題はしょっちゅう起こっていて、つい最近も処分が発表されたじゃないですか。二月二十七日付だったかな、発表されて、またセクハラとパワハラで処分が発表されたんですよ。そういう続いているから依命通達が出たという流れもあると思いますけれども、パワハラを発表資料を見て驚いたんですよ。パワハラで停職五か月十五日。五か月十五日ってすごいじゃないですか。停職の上限は六か月ですよ。条例で決まっていて、その上は免職しかないわけですよ。だから、ぎりぎりマックス、もういっぱいみたいところですよ、五か月十五日って。よほど行為の様態が悪質だったんだろうなというのは想像がつくわけです。

それと別に、事故の概要というところを見ると、令和五年度から令和七年度にかけてと書いてあるんですよ。だから三年ぐらいということでしょう。その期間、分からないけれ

ども、年度だから途中途中というのはあると思うけれども、その間ハラスメント行為が繰り返されていて、犠牲者がたくさん出て、周りはどうしていたのかなと。例えば、被処分者の上司とか、隣の部署の管理職とか、そういう人は三年間何をしていたんだと。気づかなかったということはちょっと考えづらいと思うんですよ。

そこで、自分が被害者じゃないかもしれないけれども、組織をマネジメントする立場の人間が見殺しにしないというのかな、見捨てないというのか、あれはちょっと何とかしなきゃいけないと、そういうふうにはならないものなんですかね。どなたがお答えいただけるか分かりませんが。

○山田人事課長 今お話しいただいた事案につきましては、今回、令和七年度で主に起きたことの内容で処分というふうになりまして、令和五年度、令和六年度の内容につきましては、その所属でヒアリングを行って行く中で、そういった行為が職員から声があったということで、今回そのようなプレスの内容としてございます。今お話があったような見殺しにしないという、いわゆる見捨てないというような職場風土というのは、どの職場にもございますけれども、今回の事案につきましては比較的悪質だったということで、今回の処分というふうになったものでございます。

○桃野芳文委員 それこそ組織風土だと思うんですよ。やっぱり、そういうことに気づいて早めに早めに対処していく、被害が広がらない間に対処していくということ、気づいて声かけをして、被害に遭ってそうな人がいたら、ちゃんとしかるべき立場の人が声をかけて、やっぱり下から上には言いづらいということはどうしてもあると思います。それはそういう組織をつくっていかなくちゃいけないし、常にオープンですよと、何でも言ってくださいというような態度を幹部の皆さんが見せ続けて、本当にちゃんと対応する。さっきみたいにベルトコンベアみたいにばんばんやるんじゃなくて、ちゃんと対応するということをやっていく。そうやってつくっていかないと、数字上見えているメンタル不調の人間がどんどん増えている、退職者も増えている、相談窓口に寄せられる相談も増えているというところが、やっぱりなかなか歯止めをかけることはできないと思いますよ。そこは一朝一夕にいかないということはよく分かりますけれども、さっき私が言ったようなことを一つ一つ丁寧に対応して、やっぱりそういう土壌をつくっていくしかないと思うので、それを一生懸命やってくださいということを要望の形で締めくくっておきます。

それとあと、メンタル不調で休んじゃう方がたくさんいて、そのまま辞めちゃう方もいますけれども、戻ってくる方もいるわけです。そのときに、多分皆さんよく分かると思う

んだけれども、お医者さんが意見をつけてくるときがありますよね。こうしてくださいますと、例えば加害者との上下の関係というのは、これは分離してくださいと、引き離してくださいと、この人と仕事しないようにしてくださいとか、職場をもっとこうしてくださいとか、お医者さんの意見がつくときがありますよね。こういう形でなら復帰できますよみたいな形で。それはちゃんとできているんですか。

人事のことだからなかなか、もしかしたら明日からこの人を動かしますとかはできないのかもしれないけれども、少なくともきちっと説明して、この時期からこういうふうにならざるからとか、そういうことはちゃんとできている状態なんですか。

○山田人事課長 残念ながら休職になってしまった方が復職するに当たりましては、原則もともとの方が在籍している所属に復帰するというものでございます。復帰するに当たっての職場環境の整備といいましょうか、その方が働きやすいというか、様々な要因を除却していくことというのは、それぞれの所属におきまして努めていくべきことと思っております。その内容を務めてほしいということは、主治医の意見などいただいたことを共有しながら、それぞれの職場でそういった取り除くことを、環境整備を整えていただけるよう、今人事としてはお話ししているところでございます。

○桃野芳文委員 基本的には、やっぱりお医者さんがこういう条件なら復帰できますよというふうに示したことについては実現する。だってもう、そうじゃないと復帰できませんよとお医者さんは言っているわけだから、それについては実現するというのはもちろんベースだし、それにちょっと時間がかかったりするのは、そんなこともあるでしょうと思うわけですよ。それは明日からいきなり人を異動するとかというのは難しいかもしれないから、それは理解はしますから、それも含めてやっぱりちゃんとコミュニケーションを取って、今はこういう事情だからこうで、だけれども、この時期には必ずこうするからとか、ちゃんとコミュニケーションを取ってやるということが、さっきも言ったように従業員体験というか、それぞれの人たちがちゃんと尊重されていると、組織のために自分も一生懸命頑張ろうとつながっていく、絆を深めていく、そういうことにつながっていくと思うので、復帰に際しての対応というのは、やっぱり、極力お医者さんの意見がいたらしっかりそのとおりにやる。そうでなければ、時間がかかるのであればちゃんとコミュニケーションを取って説明して、ソフトランディングしていくという、そこも手間を惜しまず私はやっていただきたいというふうに思います。

ちょっとハラスメントの話はこれぐらいにして、本当に少しでも区役所の中で苦しむ職

員がいなくなるように、私がこれまで取り上げてきた数字というのが、いい方向に変化するようというのを願って、これからはちょっと注視していきたいというふうに思っております。それが先ほど言ったように、顧客第一主義、公務員の務めとして、全体の奉仕者として、全力を挙げて職務に専念するという区民益にやっぱりつながっていくことだと思うので、それをしっかりやってくださいということをお願いしておきます。

こういうハラスメントの問題とも私は無縁ではないと思うんですけども、やっぱり職場の規律というのが崩れていっているということも、この間取り上げてきました。具体的に言うと、金品がなくなるということです。区民の皆さんが窓口で納めたお金がなくなったり、生活保護費が三十万円なくなったりということがあって、これは止まらないから、もはや防犯カメラをつけるしかないでしょうと、防犯カメラをつけてくださいよというふうに取り上げてきたわけですけども、この間、本会議場では金庫が、何か開けたら分かるみたいなものを入れましたみたいなことを言っていましたけれども、多分それは特定の一個だけなんでしょう。

今般また道路管理課で一万一千五十円でしたっけ、なくなっちゃったのは。手提げ金庫だと思えますよ。分からないけれども、釣銭管理と言っているから。ちょっと細かくは知りませんよ。だから、そんな特定のある場所の金庫だけ、そういう開けたら分かるやつにしましたなんて言っても、効果は非常に限定的なんじゃないですかということをお聞きします。

○須藤総務部長 今お話しの中であった前年度の保健福祉センターにおけます生活保護費の紛失、こちらを受けて、再発防止として導入したICカード式の金庫なんですけれども、こちらの金庫を開閉できる職員を限定して、その記録が残るということでの抑止力を働かせているものになります。今後予防として、先行導入していたものに加えまして、改めまして令和八年度の予算で他の支所におきましても導入を予定しているところでございます。

あと、庁内の防犯カメラの導入ということで、今お話があったように、この金庫だけに限らずということもございまして、防犯カメラが犯罪抑止効果の前提というようなことになりますので、職員へ丁寧な説明ですとか、設置場所をどこにしていくなのかとか、予算をどう確保するかといった手続が必要になると思います。

金銭事故の防止に向けまして、キャッシュレス化、それから所属の事務の見直し、そういったものも含めて、カメラの導入についても引き続き検討もさせていただきたいと思

す。

これまで納税課、保険料収納課などの公債権の徴収を行う所管課及び生活困窮者等の支援を行う福祉所管課等の間で、各相談窓口間における情報の共有及び連携が十分にできていなかったことが課題とされてきました。

区が当初予算案で、区民生活においては引き続き先行きが不透明な状況となることが見込まれるという認識を示している中で、住民税や国民健康保険料など納付したくても納付できない、生活に困窮する区民に寄り添う支援を行うすばらしい取組であり、住民の福祉の増進に寄与し、誰一人取り残さないを標榜する世田谷区において重要であると考えます。

この取組の想定件数は五十件程度ということですが、これまで生活困窮者に対する必要な支援への連携の仕組みを活用した実績は二件にとどまっています。実施から一年がたとうとしていますが、この連携の仕組みについて、どのような課題があると考えているか伺います。

○末竹納税課長 区では、世田谷区債権管理重点プランに基づく適切な債権管理を進めるため、区民税や国民健康保険料等の各窓口において、相談者お一人お一人の状況に応じた納付計画を作成するなど、丁寧な納付相談に努めているところでございます。こうした相談において、一定の基準によるヒアリングに基づき、生活困窮等の兆候がある場合には、本人の同意を得て納付相談窓口と生活困窮者等支援窓口で相談者の資力や生活状況等の情報を相互に連携共有しながら、相談者の生活支援と適切な債権管理を目指す取組を今年度当初から実施しております。

一方、相談者の中には、仮に生活困窮等の兆候があっても、例えば預貯金口座などを含めた資力の状況や生活状況等の詳細を開示することへの本人同意に心理的な抵抗感があると認識しており、このことが課題と捉えております。このようなときには、御本人の意向を十分に尊重し、支援窓口を案内するといった個別的な対応も今般の仕組みにつながる取組の一端として、令和七年四月から本年一月末までで二百三十三件実施している状況でございます。

○川上こういち委員 先ほど出た支援窓口は、生活全般にわたる困り事の相談窓口であるぷらっとホームがありますけれども、この今二件の実績はぷらっとホームでの相談がきっかけでつながったものと聞いています。

一口に生活困窮者といっても個々の事情は様々で、取りあえず目先の心配、この納付を

済ませたい、それを解消するだけでいいという方もいるでしょうし、支援を受けようという気持ちになるまでの信頼を持ってないという方もいるかと思います。税金なんかの支払い滞納や借金を重ねている方などは、既にその全貌を把握する気力すら失っているということもあると思います。複数の困難を抱え、困ったときに頼れる人が周りにいない、つながりが切れている、そういった方々へ寄り添った相談を粘り強く進めている、そうした途上でこの件数だと思います。区民生活を守る柱の一つの取組として、さらなる工夫が必要になると思います。

連携の仕組みが進んでいないという課題に対して、今後どのような取組を実施して課題を解消していくのか伺います。

○末竹納税課長 この間、生活再建等を担うぷらっとホーム世田谷と納税課及び保険料収納課と合同で、今般の制度についての共通理解に加え、生活困窮者等支援窓口の業務内容を理解することを目的に勉強会を実施したところでございます。この勉強会などの取組が、相談者お一人お一人に寄り添った必要な支援の連携を進める基礎となり、相談者自身の情報開示の同意につながり、納付相談窓口と生活困窮者等支援窓口で相互に連携し、相談者の生活支援と適切な債権管理が推進できると考えております。

今後とも、各納付相談窓口とぷらっとホーム世田谷などの生活困窮者等支援窓口との連携を深め、支援が必要な方に適切な案内などができるよう取り組んでまいります。引き続き、各相談窓口ではお一人お一人に丁寧な対応を実施し、生活困窮等の兆候がある場合、本人同意の取得を目指し、納付相談窓口と生活困窮者等支援窓口で情報を共有し、相互に連携した支援が図れるよう取り組んでまいります。

○川上こういち委員 生活困窮者支援施策で先進的な取組を進めてきた滋賀県野洲市は、滞納は市民からのSOSと捉え、ようこそ滞納していただきました条例と呼ばれる債権管理条例、そして、暮らし支えあい条例をつくり、相談者の生活再建に向けたワンストップの支援体制を構築しています。足立区は二〇二四年から地域共生社会を目指す重層的支援体制整備の第一歩として、福祉まるごと相談課を設置、そして内容を問わず、あらゆる相談を丸ごと受け止める庁内、多くの機関が協働する包括的な相談支援が始まり、このまるごと相談の存在を広めるためにチラシや地域懇談会開催のほか、事業説明、講演を庁内研修のほか、民生児童委員、福祉に関わる関連団体、事業所や家族会など区民とつながる団体などを対象に九十回以上にわたり行うなど、困っている区民を我が事として捉え、相談から支援へとつなげる取組が進められています。認知度向上や支援に関する事業者への周

が発揮できるようにする対策が必要になってくると思います。

また、四十代が少なく、三十代、二十代で過半数を占めるといういびつな構造になっていることが分かります。どうしてこんなことになったのか。バブルが崩壊した後、しばらくすると公務員バッシングが始まりました。バブルのときには、安い給料で働く公務員は見向きもされなかったのに、公務員は首が切られない、給料もちゃんと出る、恵まれ過ぎているということで、行革リストラの波が押し寄せました。

二〇〇三年から二〇一一年の熊本区政において、職員の大幅な定数削減が行われ、議会でも退職者数に対し、採用、補充をいかに抑制するかと定数削減が迫られました。二〇〇九年の議会質問では、五十代が千六百八十六名、四十代が千七百八名、三十代が千二百七十一名、それに比べて二十代が五百四十名でありますと定数削減の成果が述べられておりますが、この時期に採用を抑制したことで、中堅層が著しく少なくなっている現在のような年齢構成となってしまいました。

さらに今後しばらく中堅層、その後はベテラン層が少ないという年齢構成の偏りが続きます。これが公務の質の低下につながらないようにするためには、ベテラン職員の力が重要だと思います。

六十歳の職員の定年が、令和五年度から二年に一歳ずつ六十五歳まで引き上げられることになりました。現在は六十二歳定年です。定年引き上げ後の給料は六十歳を過ぎると七割に減ってしまうため、職員のモチベーション維持が困難だという声があり、東京自治体労働組合総連合では、高齢期職員の処遇改善を求める署名が企画され、組合員の間では崖っぷち署名と名づけられて、短期間で目標を超える署名が集まり、提出されたと伺いました。

結婚・出産年齢が引き上がっており、親が六十歳になっても子どもは大学生という家庭も珍しくはありません。年金も支給されない、定年まで退職金も出ない、六十歳以降も働き続ける必要がある。しかし仮に六十歳で四十万円の給料月額の場合、六十歳以降は七割、二十八万円です。定年後、現在では六十二歳を超えると再任用職員となり、ボーナス、期末勤勉手当はそれまでの約半分、年収では六割程度までさらに減ってしまいます。

この七割の根拠は国に準拠としていますが、管理職で定年を迎える職員が多い国家公務員は役職定年となり、今までと違うランクの仕事での七割、一般職で定年を迎える職員が多い地方公務員では、今までと同じ仕事で七割となり事情が違います。世田谷区独自ではこの制度を変えることはできませんが、知識経験の豊富な職員の人材流出を防ぐために

も、不当に国に準じた七割の給料になってしまう制度を改正するように、区長会に区として働きかけるべきではないでしょうか、伺います。

○中村副区長 今お話しいただきましたとおり、現在定年延長で六十歳を超えた職員の給与水準は、六十歳前の約七割となっています。この経過ですけれども、国家公務員における段階的な定年引上げに際して、民間企業の実情を踏まえて決められたというものです。地方公務員についても、これに準拠した制度とするよう、地方公務員法に定める均衡の原則に基づいた国の要請があり、特別区人事委員会においても、六十歳前の七割水準に設定することが適当という意見の言及があったものです。

また、再任用職員の特別給の支給月数については、制度導入当初において、民間企業の再雇用者の状況等を踏まえて決定されたものであり、一般職員との比較においては、国や他団体においても同様の水準にあるものと認識をしています。

区職員の給与に当たっては、二十三区の統一基準に基づいており、世田谷区独自の判断で見直すことはできませんけれども、近年増えています若手職員の人材育成の観点からも、豊富な知識や経験を持つ高齢期の職員のモチベーション維持、また人材の流出等については重要な課題と受け止めています。本日の御質問は区長にも報告して、区長会などの場で課題の共有につなげられればと思います。

○坂本みえこ委員 区長だけでなく、ぜひ中村副区長も様々な場で述べていただきたいと思います。

民間の会社員の場合、雇用保険の制度で六十歳以上の労働者が再雇用された際に、賃金が六十歳到達時の賃金に比べて七五%未満に低下した状態で働く六十歳から六十五歳までの雇用保険被保険者へ支払われる高年齢雇用継続給付という制度がありますが、公務員は雇用保険に入っていないから適用されません。

特別区職員労働組合連合会の調査では、定年年齢を六十歳から引き上げた事業所のうち、六十歳で給与を減額している事業所における非管理職の従業員の年間給与水準は、この五年間の平均で七七%、さらに非管理職従業員の給与を減額していない事業所は五九%あります。六十歳時の七割という地方公務員の給料は不当に低いと言えるのではないのでしょうか。同一労働同一賃金の原則に基づいた処遇で、六十歳を超えた職員が職場で十分に力を発揮して後輩を育てていけるようにすべきだということを申し上げ、質問者を替わります。

○中里光夫委員 それでは、質問者を替わります。

私からは、DX、庁内の情報システムの構築について質問していきます。

世田谷区DX推進方針の改定案が示されました。この中でせたがやDXロードマップ案があり、今後三年間の区のDX推進の基盤となる取組を具体的に示すものとして、三年後の世田谷区のDXが目指す姿というものが示された。そして、そこに向かうための取組の項目がずっと挙げられています。こうしたロードマップを示すことは大変積極的だと思います。

しかし、昨日の他会派の質問で、待たない窓口が例に出ていましたけれども、このロードマップで示されたことが本当にできるのかという問いがありました。私自身も、これ、裏づけが分からないので、本当にできるのかなという思いは私も一緒の思いです。それは、区役所の情報システムがどのようなもので、今後どこをどう変えていくのかということが伝わってこないからだというふうに思います。そこがどうなっているのかということを知りたいと思います。

世田谷区のコンピュータシステムについて、私は大きく二つのシステムから構成されているというふうに理解しています。一つは基盤システム、もう一つが基幹システムと呼ばれています。この基盤システムというのは、職員の事務作業やメールなどの事務を行うためのもの。新庁舎の整備に合わせて、一人一台のパソコン環境とか、インターネットの利用とか、グループウェアで職員間のコミュニケーション、共同作業、こういう環境が大幅に改善されたということで、職員の評判も大変いいというふうに聞いています。もう一つの基幹システムのほうですね。この基幹システムというのは、住民サービスそのものを行うためのシステムというふうに考えています。住民の個人情報扱うので、厳密なセキュリティで守られた世界。国が進めるシステム標準化は、この部分が対象になっています。

従来のシステムを標準システムに置き換えるということは法律で決められているので、やらざるを得ないということで今進められています。法律では、今年度末に標準化システムへの移行を終わらせることになっていましたけれども、全国で一斉にシステムの開発と並行して、五年間でシステムの入替えを行うというあまりにも無謀な計画なので、当然多くの自治体が期限までの標準化完了はできないという報告がされています。

世田谷区のシステム標準化の現状はどうなっているのでしょうか。

○會田DX推進担当部副参事 自治体情報システムの標準化は、国の定める標準仕様書に基づきシステム事業者が開発し、国が用意するガバメントクラウド等に構築する標準準拠

システムに各自治体が移行していくものです。区では、対象となる十八業務のうち、昨年度から今年度までに住民記録や税務、介護、就学、国民年金、選挙、戸籍等の十業務の移行については完了いたしました。一方、今年度中に移行完了できない特定移行支援システムにつきましては、国において全国的な事業者のリソース逼迫を受け、令和十二年度末までが新たな移行期限として設定される見込みです。

区におきましては、できるだけ早期の移行を目指し、令和八年度には障害者福祉、健康管理、後期高齢の各システムの移行、令和九年度には生活保護システムの移行に向けて現在取り組んでいるところです。

○中里光夫委員 これまでに住民基本台帳とか、税とか戸籍など、区民の基本的な情報を扱う部分がスタートできたということだと思います。昨年質問で取り上げましたけれども、確実なシステム移行を行うためにも、十分なテスト期間を取りながら、現場に無理をさせないように、このことを徹底して今後も進めていただきたいというふうに思います。

今後、保健福祉系の標準化に取り組むことになっていくということのようですけれども、これまで以上に困難な課題があるというふうに聞いています。システム標準化が始まるときに、標準化によって世田谷区独自の施策ができなくなるようなことはこれはあってはならないと、区民サービスの低下はあってはならないということを私は指摘してきました。自治体独自の施策などは、標準化システムの外側に追加する形で実現するというのがそのときの答弁だったというふうに思います。

標準化の対象となるのは、従来の保健福祉システムで行っている業務の一部だというふうに伺っています。従来の業務の水準を守りながら標準化を進める必要があります。これをどのように進めていくのでしょうか。

○會田DX推進担当部副参事 現行のシステムから標準準拠システムへ移行するに当たっては、現行のシステムで利用している機能のうち、標準機能では対応できない機能があるのかどうか、こういったフィット・アンド・ギャップ、ギャップを洗い出しております。このギャップがある場合には、業務フローの見直しを検討するとともに、データベースの項目を職員やオペレーターの操作で処理する、いわゆるEUCツールによるデータ抽出機能の活用等により、現行機能を補う対応をしているところです。

障害者福祉、健康管理、生活保護システム、これらの標準準拠システムへの移行には、複数の事業者が業務構築を担うこととなります。こういった現行システムとのギャップを埋めることが、システムの安定稼働に向けてより重要になると考えております。マルチベ

ンダーに対応したEUC機能によるデータ抽出や、システム間データ連携の構築、あるいは標準化で対応できない要件につきましては、今お話がありましたような標準化システムの外側に追加する、いわゆる外づけシステムの開発を検討するなどシステムのスムーズな移行に向けて取り組んでまいります。

○中里光夫委員 今用語でちょっと分かりづらいところがあったので、EUCツールによるデータ抽出機能というふうな説明がありましたけれども、これは標準化で作ったシステムからデータを抜き出して、外側に作ったシステムでそれを処理すると、そういう理解でよろしいですか。

○會田DX推進担当部副参事 失礼いたしました。EUC、エンドユーザーコンピューティングなどと言いますけれども、標準化システムのデータベースで持っているデータを柔軟に抽出して、このデータをちょっと加工して活用するというようなことを、標準化システムの機能から外の形で活用していくと、そんなイメージで考えていただければと思います。

○中里光夫委員 標準化システムでシステムが新しくなると。さらに、それを使う周りのシステムも新たに構築していくというふうになるわけですね。せっかく新しい仕組みをつくっていくというわけですから、従来の仕事を従来どおり行っているというのでは発展がない、仕事のやり方そのものも変えていく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

この間、福祉の分野で私は質問してきました。一つのケースで障害と高齢などが絡み合う重層支援の問題について、昨日も質問しました。様々な課題を抱えた区民に寄り添って相談を受ける中で、様々な福祉サービスにつないでいくという仕事が、これからどんどん増えていくんだろうなというふうに思っています。こうした業務を行う上で、職員の負担の少ないシステムをどうつくっていくかというのが課題になってくるんじゃないかと思えます。

コロナのときに問題になっていましたけれども、いまだに紙やファクスが使われているというのが福祉の現場の現状だというふうに私は聞いています。紙やファクスが使われているのは、標準システムの外側で新たに区が独自に手直ししていかなきゃいけない部分の話になるんだろうと思います。ここで効率的な仕事ができるようにする、その必要があるんだろうというふうに思います。

昨日この問題で質問して、障害や介護の福祉の困難ケース、重層ケースなどの複雑な

ケースへの対応をどうするかと。私が痛感しているのは、現場に入れる人手が足りないんだと、そこをどうやって増やすのかということをして昨日は質問しました。人事の方がこの問題の答弁で、DXで事務負担を軽くするんだと、そして、その上で現場に行く人を強化していくんだと、こういうふうに答弁もしているわけです。だから、この効率的な事務をどう進めていくかというのが非常に強く期待されているんだということが、昨日の質問でも私は実感しているところです。本当に現場の人手を増やしていくためにも、いかに事務の負担を軽くしていくかというのが問われていると思いますが、この福祉系システムの将来像をどのように考えているのでしょうか。

○**會田DX推進担当部副参事** 福祉系システムの標準化に伴って、現在主に保健福祉総合情報システム等で稼働している各システムが標準準拠システムへ移行してまいります。標準準拠システムへの移行を着実に進めていくとともに、こういった保健福祉総合システム等のいわゆる標準外システムと我々呼びますが、外のといいますか、標準システムでないシステムの見直し、これも推進していく必要があるというふうに考えております。

こういった業務システムの見直しにつきましては、せたがやDXロードマップ案の取組項目のほうにも記載しており、見直しに当たっては、従来の業務フローを見直し、最適化された業務に対してシステムを適用することで、DXの効果を最大化するというようなことも記載しているところでございますが、一方で、個人情報、要配慮情報、機微情報といった取扱いに特別な配慮を要するデータを扱うシステムが多くありますので、こういった情報セキュリティーについても最重要課題ということで、このハードルを越えながら、ちょっと連携等も考えていかなきゃいけないということになるかと思えます。

課題は多くありますけれども、委員お話しの紙からのペーパーレス化の実現であったり、仕事のしやすい運用の改善、こういったことに向けて少しでも使いやすいシステムになりますよう、業務のこういったシステムの見直しを検討してまいりたいと考えております。

○**中里光夫委員** やはり、標準化の部分は国が仕様を作って、そのとおりにやるしかないという部分ですから、これはもう粛々とやるしかないんですけども、その周りの世田谷のオリジナルの部分はどう構築していくかというのは、まさに皆さんの試されるところだというふうに思いますので、ぜひいいシステムをつくっていただきたい、みんなの知恵を集めてぜひいいものをつくっていただきたいと、それがぜひ具体的に提示されるというのを期待します。

ます。一方、答弁もいただいているとおり、世田谷区議会では当選直後のほかに、任期の半ばにもう一つバッジの交付をいただいています。三回当選させていただいた私も、これまで合計六個の議員記章の交付を受けておりまして、昨年も少なくとも私自身は慣例を疑いもせず当たり前にならぬものを受け取ってききましたが、私のほかにも新しいバッジはほとんど箱から出してない、大切に保管をされているという方もいらっしゃるのではないでしょうか。金の使用量は少ないといえど、原材料である銀も大幅に高騰していることを鑑みると、従来の約八千円という価格から一・五倍、二倍と都議会のように価格が跳ね上がっていくことは想像に難くありません。

また先ほどから引用をしている世田谷区議会議員証及び議員記章に関する規程によると、議員の身分証明という機能は、議員記章、議員バッジではなく、プラスチック製の顔写真入りの身分証だそうです。私も新庁舎へのセキュリティーシステム導入に伴い、首からICカードキーとともに、区議会議員証をぶら下げるようになりましたが、庁舎内外での個人との照合を考えると、バッジの有無よりも顔写真やICチップで管理するほうが妥当であり、今後、議員バッジの機能は専ら品位の保持となっていくと考えます。

使っている中で消耗する、汚損するという点で任期途中にも交付をいただいていたようですが、都議会や他自治体の議会ではレプリカを希望者の自費で購入できるようにしていることを鑑みると、世田谷区議会でも今後は少なくとも規定に基づき任期の初めに交付する運用に戻す必要があるのではないのでしょうか。今後のプロセスは、まず議会として総意をまとめることが先のようなので、ぜひ今の質疑を聞いていらっしゃる区議会議員の皆様、数十万円であっても次世代へ投資を回すということについて、ぜひ一緒に御検討いただければと思います。本日は問題提起としまして、続きは議会制度研究会で追加でお時間をいただけると大変ありがたいです。

続きまして、手続のデジタル化について伺います。

二月に特別委員会で示された世田谷区DX推進方針の改定及びせたがやDXロードマップ案を見ると、オンライン申請について、二〇二五年現在オンラインカバー率九二・八％、今後に向けての課題は、オンラインカバー率だけでなくオンライン手続利用率のアップとの記載があります。

新たな行政経営への移行実現プラン改定案を見ると、項目2-3 オンライン相談・手続き支援の拡充に⑤電子申請の手続き支援という項目はあるものの、令和七年、二〇二五年度以降も二〇二七年度まで実施・手続項目拡大と記載があるのみで、特段期限、目標数

値も示されていません。唯一数値が示されているものが、区が受け付けている届出・申請等手続き一覧とオンライン化の取組というウェブページで、昨年九月末時点で九二・八％、今年度末には九五・三％とプラス二・五ポイントを予定しているということですが、今年度末の着地見込みをまず確認します。

○齊藤DX推進担当課長 オンラインカバー率でございますが、現在の見込みですと年度内での目標達成は難しく、今年度末時点では九三％を少し超える程度になる見込みです。

○そのべせいや委員 ちなみに誤解のないように申し上げますが、今いただいた答弁は手続総数を母数としたときの九三％です。全三千三百二十一様式を母数とした場合には、オンライン化済み、予定、合わせても千三百六十七件のみで四一・二％、まだ五八・八％は検討の俎上にすらのっていないということは、この場で明らかにしておきます。ぜひこの点、来春の区長選で争点の一つにどなたかしていただければと思います。

改めて期限と目標数値を掲げていただきたいですが、頑張りますという回答を伺ったところで現実的に変わることはないの、細かい点について伺います。先ほど言及したウェブページに記載されている世田谷区手続きオンライン化のさらなる拡大に向けての再点検調査結果という資料を見ると、似たような名称の手続でもオンライン申請を受け付けるかどうか、部署ごとに大きくばらつきが存在をしています。

例えば以前、佐藤美樹委員から、PTAで実施する家庭教育学級の契約書、精算書について、紙でのやり取りが続いているが改善できないものなのかと取り上げたことがありますが、全三千三百二十一件の届出、申請のうち、例えば契約、精算といったキーワードで検索をかけると、契約、精算に関する書類についても一部ではありますが、オンライン申請が実現予定となっています。

また、お金に関わる交付申請書、助成申請書、助成金申請、また口座振替依頼書、ほかにも報告書といったキーワードで検索をかけると、件数が多いものは既に対応していただいているケースがほとんどですが、件数が少ないものは主に部署ごとに対応が分かれており、時期未定も含めあらゆる手続をオンライン化していく意識があるか、オンライン化する予定すらないか、二分されています。

以前のように、押印が必要だから、対面確認が必要だからといった一律の規制が課題であり、その課題さえ解消すれば進んでいくというフェーズから変化をしておりますが、特に今後オンライン化を目指す手続と、現時点での可否ではなく今後もオンライン化の予定がない手続の間にある差は何なのか伺います。

○齊藤DX推進担当課長 各種手続について、これまで区として計画的にオンライン化を進めてきており、特に対象者が幅広く受付件数の多い手続につきましては、区民の利便性向上や事務効率化の観点からおおむねオンライン化を実現してきたと認識しております。

一方で、対象者が絞られるものですか、対面での確認が必要なもののほか、各種の制約やシステム上の事情等により、現時点ではオンライン化が困難な手続が残っているということもございます。こうした課題に対しましては、区ではAI—OCRやRPAなどを活用して、紙での申請についてもデジタル化に取り組んできており、一定の成果を上げているところです。

今後も手続の特性を踏まえながら、区民サービスの向上と業務の効率化の両立を図る観点から、適切なデジタル化に取り組んでまいります。

○そのべせいや委員 課単位で細かく見ると、現在も書面手続しか受け付けず、今後もオンライン化予定がない部署は、主に経済産業部都市農業課八十七件、保健福祉政策部生活福祉課八十四件、都市整備政策部住宅課百二件、土木部工事第一課十三件、以上です。なお、様式自体の総数が一から数件の部署については、この場では省略をしています。

ほかにも保育課、都市デザイン課、こども家庭支援課、地域生活安全課、生涯学習課の手続については九割以上のオンライン化予定がありません。

部単位で見ても、例えば本日出席をされている部署の中でも、政策経営部は四十四様式のうち四十三とほぼ全て、財務部は八十七様式のうち七十六と九割以上をオンライン対応済み、または予定とのことです。一方で、危機管理部は四十四様式のうち三様式は対応済み、二様式は対応予定、残り三十九様式は予定なしと、九割弱が今後もオンライン化しないとのことで、極端な開きがあります。

ちなみに、部単位で見たときのオンライン化予定がない部署は、一位危機管理部八八・六％、二位都市整備政策部八八・〇％、三位保健福祉政策部八五・一％、四位経済産業部八二・六％、五位教育政策・生涯学習部八〇・一％と、満遍なく五領域に広がっています。

改めて申し上げますが、今言及しているのは現時点でオンライン化が完了していない手続ではなく、今後もオンライン化するつもりがないと担当部署が明確な意思を持っている手続についてです。本日この場に出席されている危機管理部に伺いますが、今後もオンライン対応を広げることはどうしても難しいのか、現在抱えていらっしゃる課題は乗り越えられないのか伺います。

○竹越災害対策課長 危機管理部で受け付けている届出申請等手続のオンライン化の取組については、自動通話録音機対応申請書など受付数の多い申請でオンライン化を実施しております。今後は既にオンライン化が予定されている申請をはじめ、受付数の少ない申請についても可能なものから順次オンライン化を進めてまいります。

○そのべせいや委員 ぜひよろしく願いいたします。

また、件数全体で見ると、全体の三千三百二十一様式のうち十三番目、オンライン化予定がない手続の中では個人番号カード紛失・廃止届、電子証明書失効申請／秘密鍵漏えい等届出書に続き二番目となる請書・請書兼請求書は十二・九万件、手続全体の件数の一・五％を占めています。管轄が同じく経理課である契約書については今後オンライン化を予定しており、また請求書と名のつく手続についても三分の一超はオンライン化が実現済み、予定であり、本手続のオンライン化について諦める姿勢が理解をできません。

請書・請書兼請求書がオンライン化できるのであれば、残り件数へのインパクトも大きいですが、今後もオンライン化できないのか伺います。

○谷澤経理課長 区では、昨年十月より工事請負契約におきまして電子契約の導入を開始し、これまでに約三十件の電子契約を締結してまいりました。本制度は円滑に運用されているものと認識しており、次年度は経理課及び教育総務課が取り扱う物品・委託契約等の一部へ対象を拡大する予定でございます。

電子契約の導入に当たりましては、規程やマニュアルの整備をはじめ、契約関係書類の電子化やファイルの管理方法などについて丁寧に検討を進めていく必要がございます。また、物品・委託契約等は、工事請負契約と比較しまして取扱い件数が多く、事業者も多岐にわたることから、運用を進める中で見直しが必要となる場面も想定されるほか、事業者側においても新たな制度に習熟するまでに一定の期間が必要となります。

こうした状況を踏まえまして、対象範囲につきましては段階的に拡大していく方針ですが、将来的には委員お話しのご請書などを取り扱う全ての所管課が締結する契約につきましても、導入を目指してまいりたいと考えております。

○そのべせいや委員 ぜひ早期に進めてください。効率化を図っていただければと思います。

今回伺っているのは、届出者、申請者側の利便性向上のためにオンラインで扱ってほしいという思いだけでなく、デジタルで受領して効率化すべきだという観点もあります。オンライン化対応しない手続の中に、例えば報告書等も含まれていますが、恐らく今どき多

くの書類はパソコン、タブレット等で作成した後、印刷して提出することとなり、その後提出されたものを物理的に保管するか、もしくはスキャンして保存することとなります。もし最初からデジタルデータで受領できていれば、届出・申請者が送付のために足を運んだり郵送するプロセスに限らず、印刷、保存のためのプロセスも省力化されます。先ほど来言及をしている区が受け付けている届出・申請等手続きの一覧とオンライン化の取組というウェブページにも、施設入館の際の受付や物品の貸出し受渡し時に記入いただくものなど、手続きの特性からオンライン化になじまない手続きがあるとの記載があるとおりの、確かに紙に手書きで済むシーンがあること自体は認めます。

しかしながら、日常生活で考えると、既にレストランではQRコードだけ渡され、タップして注文、ロボットが配膳をしてきたり、回転しないレーンに乗ってやってくる光景は今や珍しくありません。また、レジャー施設を訪れてもチケットカウンターは例外的な扱いに近くなり、その場に訪れた場合でもスマートフォンで購入することが求められるようになり、昨年開催された大阪万博のように公共的なイベントも例外ではなく、当日チケットカウンターに並んだとしても入場できるか確約がないことも今や珍しいことではありません。

今後区の運営する施設も省力化、無人化が進んでいく、進めざるを得ないことや、また受け付けた紙書類の保存の工数等を鑑みても、現地に出向いているような手続きも含め、手持ちのスマートフォンを活用したりタブレットで入力させたり、最大限手続きの入り口の時点からデジタルで完結するようかじを切っていくべきではないでしょうか、伺います。

○齊藤DX推進担当課長 御提案のとおり、スマホやタブレットを使って手続きの入り口から受け付けるのは、効率化という観点からも大変非常に有効なやり方だと考えておりますが、オンライン化した手続きでありましても、紙による申請も併せて受け付けるという必要があることは御承知のとおりだと思います。

オンライン化条例に基づいて、紙に書いて電子データで受け付けた申請については、電子文書として管理する一方で、紙で受け付けた申請書類についても、決裁手続の後で文書管理規程等にのっとり適切に保管していくという必要があると認識しておりますので、現時点では紙文書を一定期間保存することが必要となっておりますが、こうしたことの見直しだとか電子化を通じて、関係所管と連携して事務の効率化に取り組んで、手続きの入り口からデジタル化で効率よい区民サービスを目指してまいります。

○そのべせいや委員 現在東京都も一万一千円使っても、様々な手続きの窓口をスマート

フォンに統合しようとしていることを鑑みると、この一万一千円が単なるばらまきとならず、コスト削減効果をもたらすものとなるよう、ぜひ世田谷区としても、今後東京アプリとの連携を進めていただきたいということを改めて要望しておきます。

ここまで手続のデジタル化、オンライン化が進むよう伺ってきましたが、二〇二四年九月にリニューアルをした世田谷区の公式サイトで最も目立つ位置、いわゆるヒーローエリアには、オンライン手続とともにオンライン相談が掲載されています。相談についても区として移行させる必要があると理解している姿勢には見えますが、実態はどうでしょうか。

現在七つの相談が実施できると掲載をされていますが、実際には双方向で行われられるオンライン相談は六つ、LINEによるDV相談、メタバースのほっとルームに加え、妊活・不妊治療相談、がん相談、ネウボラ面談、子育てオンライン相談がビデオ通話で実施できます。

まちづくりセンターでのオンライン相談については、福祉、生活、住宅と様々な相談を受け付けているようですが、昨年十月の岡本委員の質疑の答弁によると、二〇二四年十月から約一年で二十八か所、合計六件と、改めて役所の窓口まで出向く必要があるオンライン相談という矛盾が浮き彫りになったと理解をしており、この窓口相談の亜種からビデオ、チャット等の相談実施に向けて学べたことがあったのか、甚だ疑問ではあります。

現実的に最もオンラインで相談するニーズがあるのは、既に実施をさせていただいている子どもが小さく移動が大変な人向けへの相談に加え、世田谷に住む家族の介護について、世田谷区外、遠方や海外にいる子ども親戚が相談をするようなケースではないでしょうか。

改めて、ニーズが高い相談がスマートフォンでつながる、一般区民が当然に想像するような形式でオンライン相談ができるように見直していけないのか伺います。

○齊藤DX推進担当課長 オンライン相談につきましては、現在御案内いただいたとおり、まちづくりセンターの福祉の窓口のオンライン相談ですとか、ホームページで御案内しているとおり、スマートフォン等により利用していただけるものが幾つかございます。

委員お話しのとおり、小さいお子さんを抱えていて区役所に出向くことが難しかったり、御家族の介護について相談したいが遠隔地に住んでいるなどの事情をお持ちの方にとって、オンライン相談は非常に有用であると認識しておりますので、支援を必要としている区民の皆様これまで以上に寄り添った対応ができるように、関係所管と連携してオ

ンライン相談の改善に向けて検討してまいります。

○**そのべせいや委員** 現在の相談体制にも改めて見直しを求めたいところですが、例えばせたホッとでは、子どもからオンラインフォームで相談を受け付けていますが、返信先メールアドレスが必須となります。果たして二〇二六年現在、メールを扱える小中学生はどれほど存在をしているのでしょうか。メールがない場合は電話、ファクス、はがき、現地へ出向く、これしかありません。タブレットは小中学生に貸与していることを鑑みると、ブラウザ上のチャットでコミュニケーションが取れるようにしたり、対象に応じた相談体制への想像力をぜひ働かせていただきたいです。

続いて、イベントカレンダーについて表示をいたしております。タブレットを御確認いただければと思います。

以前から区のウェブサイトのイベントページがもっと使いやすく、伝わりやすくなるようにと提案を続けてきまして、一日単位でテキストでイベント一覧が表示される形式から、カレンダーアプリ同様の一か月単位の表示としていただいたことは大変ありがたいです。

ここで改めて、今表示をしている下半期のカレンダーを見てみると、これ、二〇二五年十月、十一月です。次のページが十二月、そして一月です。そして、直近の二月と三月なのですが、実際には同じイベントが十月の第二週から三月の第一週まで約五か月間上位五枠を独占している状態です。どの日もほかのイベントも多数登録をされておりますが、イベント情報を絞り込むというボタンを押して、ジャンル、対象、地域を選択するか、もっと見るを押して深い階層、一日単位のイベントを見ていただかない限り、登録されている多数のイベントが目に入ることはありません。

イベント等を掲載していただき知ってほしい、来てほしいという職員の皆様の思いは大変好意的に捉えているところではありますが、区民の皆様の知りたい、行きたいという思いに応えるには、この月単位で表示をされているイベントカレンダーへの通期イベント等の掲載については改めて整理をした上で、様々な情報を届けることが有用であると考えます。少なくとも何週間も同じイベントのみが上位を独占しているというような状況は改善ができないでしょうか、伺います。

○**島川広報広聴課長** 区ホームページのイベントカレンダーは、ジャンルや対象、地域、キーワードなどから検索でき、各課で作成するイベントページを一元的に御覧いただけます。委員御指摘の事象の一因としましては、メンバー募集など、本来お知らせとして掲載

すべき情報がイベントページとして作成されまして、カレンダーに掲載されているケースがございます。今後、イベントカレンダーに掲載するイベント情報とお知らせ情報の区分を改めて整理しまして、ページを作成する庁内各課へ周知することで、区民の皆様などに必要な情報をより分かりやすくお伝えできるよう、引き続き工夫してまいります。

○**そのべせいや委員** よろしくお願ひします。

加えて、四月から本格的に東急の運営するツクリテというオンラインプラットフォームと協定を結び、区内の地域活動、イベントへの参加者、担い手、運営側へ回るような人を募集する予定です。私も先日、ツクリテに登録しましたが、民間のイベント、区のイベントともに掲載をされ、区役所のウェブサイトのイベントページよりも技術的な制約が低く、写真、動画を埋め込めるため直感的に理解をしやすい情報を目にしています。

今後、ツクリテも加わりイベントを告知するツールが増えますが、それぞれ独立して運営するのではなく、既に訪問者が一定数存在をする区の公式サイトから内容の充実しているツクリテのページへ流したり、区が後援するイベントはツクリテだけでなくイベントカレンダーにも掲載をしたりと、情報が深く広く届けられるための連携は進められないでしょうか、伺います。

○**島川広報広聴課長** 区のホームページには、区が主催するイベントや事業などの情報を掲載しておりまして、ツクリテは参加と協働を加速するための取組として、区や民間事業者、活動団体などが地域の担い手を募集するコンテンツ情報を掲載しております。現在、担当課でツクリテの令和八年度の本格実施に向け準備を進めております。例えば、区ホームページに掲載する各事業のページからツクリテの担い手募集のページにリンクで飛ぶことができるよう工夫するなど、そういった運用方法をまとめまして、全庁に周知しながら、それぞれの利点を生かし、より効果的で分かりやすい情報発信を進めてまいります。

○**そのべせいや委員** よろしくお願ひします。

最後に、人事について数点伺います。

まず、退職代行が利用された実績が世田谷区役所にあるのか伺います。

○**山田人事課長** 区を退職するに当たりまして、職員がいわゆる退職代行会社、こちらを利用したケースは数件ございます。代行会社を利用した理由はちょっと分かりかねますけれども、恐らく所属長に直接言い出しづらいという心情もあると推察します。職員が悩み事などを含めまして、相談しやすい風通しのよい職場環境の構築に今後も取り組んでまいります。

○そのべせいや委員 副区長、過去に心理的安全性の高い職場をつくるといったような答弁もされていますが、こうした状況があるということを御存じだったのでしょうか、伺います。

○中村副区長 退職代行で退職する職員がいるということは聞いておりました。職場で信頼関係がかつてよりも薄くなっているのか、または、その代行会社が世の中の的にも活用されているというのを聞いてそうなっているのか、ちょっとその辺までは把握できていませんけれども、大分変わってきたなということも実感をしたところです。

○そのべせいや委員 複数の転職サイトに掲載をされている世田谷区役所の口コミを約千百件ほど確認をしたんですが、主な不満は、前例踏襲やデジタル化について改善されないこと、専門スキルもポータブルスキルも身につかないこと、働かない中高年への高待遇と一部への仕事の集中、働き方が旧来的であるといった内容でした。転職を検討する方からの口コミであるということ差し引いても、おおむねこれが若手、中堅から見た実態なのだろうと感じているところです。

確かに以前は、長年経験を重ねることこそがスキルの蓄積となりましたが、デジタル化、AI化が進んだ今、AIを駆使したり、アプリを開発して業務効率化を進める若手職員と、年数だけ積んできた中高年職員のどちらが多く働いていると評価ができるのかというと、難しい時代に突入をしてきたのではないかと感じているところです。やりがいやモチベーションといったふわっとした話ではなく、報酬ですとか、働く環境みたいなこと、こういったことをもっと劇的にぜひ変えていくしか、この流れは止められないのではないかとこのところをぜひ見直していただきたいです。

春から、この二〇二六年の四月から民間企業と同等の方式で採用した早期SPI卒という採用方式の新入職員の方々が入庁されます。彼らがぜひ、退職をすぐにしない、見切りをつけないような職場環境にしていただきたい、アップデートしていただきたいということを要望して終わります。

○宍戸三郎委員長 以上で国民民主党・都民ファーストの会の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後二時十八分休憩

午後二時五十分開議

○宍戸三郎委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

生活者ネットワーク、どうぞ。

○**関口江利子委員** 生活者ネットワーク世田谷区議団の企画総務領域の質疑を始めます。

まず、障害のある職員の定着支援について伺います。

障害者枠での採用については、国が定める法定雇用率二・八％を達成できていない状況が続いており、原因として、就労途中での離職が挙げられます。職員の離職率について伺います。

○**山田人事課長** 令和五年度末、六年度末の採用後三年間の離職率につきましては、一般採用がそれぞれ四・六％、七・六％に対しまして、障害者採用は、同様に一一・八％、一三・三％となっております。

○**関口江利子委員** 障害者採用職員の離職率は、一般採用職員に比べて約二倍高いということでした。過去の障害者採用職員の離職率と比べても年々増えている状況です。障害のある職員が働き続けたいと思える職場環境づくりが重要と考えます。現在の取組を伺います。

○**山田人事課長** 区では、障害のある職員が安定的に力を発揮して職場に定着するためには、共に働く庁内の職員の障害に対する理解が不可欠であると考えております。現在の取組といたしまして、人事課では、障害のある職員を新たに配属する職場の係長や教育担当者向けに、毎年三月と五月に担当者サポート研修を実施して、各障害の特性や支援機関の役割、人事課の障害者雇用推進チームによる支援等について説明をしております。

また、全庁の職員及び管理職に対しましても、障害者雇用について広く理解してもらうため、それぞれ年に一度、障害者雇用理解促進研修を実施しております。職員向け研修では、共に働く同僚として身につけてもらいたい障害に対する基礎知識や円滑なコミュニケーション方法について、管理職向け研修では、障害のある職員を部下に持つことを念頭に、管理職としての役割について、事例を交えながら解説しております。

○**関口江利子委員** 各種研修を行っているとのことでしたが、受講は一部の職員に限られているようです。実際に一緒に働きながら起こる小さなストレスを、その都度軌道修正することが重要だと思います。人事課には、障害のある人の職場環境を整える専門知識を備えた障害者雇用推進チームがあるとのことでした。一般職員に対し、既存の研修に加えて、専門知識の取得を推進することで、インクルーシブな職場環境の底上げがされると考えますが、見解を伺います。

○**山田人事課長** 障害のある職員が安定して働くためには、配属先の同僚職員がその職員

の障害特性を理解し、すぐに相談に乗れるような体制をつくる必要があります。現在、業務上の簡易な相談などは、配属先の職員でも対応してございますが、障害特性を起因とした業務上の悩みなどについては、主に人事課の障害者雇用推進チームが面談等を通じて対応しているところでございます。また、人事課の障害者雇用推進チームの職員ですが、障害者雇用促進法に基づく障害者の職業生活全般の相談や指導を行う障害者職業生活相談員の資格を全員取得してございます。区としては、配属先職場向けに実施しております担当者サポート研修などの場も活用しながら、障害者職業生活相談員の資格取得について周知するとともに、障害のある職員が配属先の同僚に身近に相談したりサポートが受けられるような体制の構築に取り組んでまいります。

○**関口江利子委員** 障害者職業生活相談員の講習テキストは三〇〇ページほどあるのですが、興味関心のあるところだけ読んでも、とても勉強になります。一人でも多くの職員が関心を持ち、誰もが働きやすい職場環境に寄与するよう、資格の取得を進めてください。

次に、選挙における情報アクセシビリティの保障について伺います。

先般の急な衆議院議員選挙では、投票所入場整理券が、従来の封書からはがきに変更された結果、投票配慮カードの同封ができませんでした。導入して一年になりますが、利用件数も確実に上がっており、活用が進んでいるとの認識です。投票配慮カードが送付できなかったことによる影響と対応について伺います。

○**好永選挙管理委員会事務局長** 今回の選挙では、急な日程に加え、直前に選挙人名簿システムの入替えを行ったことから、投票所入場整理券の印刷及び配達作業が大幅に遅れる状況となりました。そのため、やむを得ず、より短期間で作成できるはがき形式への変更をせざるを得ませんでした。

整理券を封書からはがきへ変更したことによりまして、投票配慮カードについては、区ホームページに掲載したものを御自身で印刷していただくか、各投票所に備付けのものを御利用いただく方法で対応いたしました。投票日当日における投票配慮カードの使用件数は十九件でしたが、カードによらず、口頭等により係員へ配慮の申出をされた方も相当数いらしたものと認識しております。

今回のはがきによる整理券の発送は、あくまで緊急的な対応として実施したものであり、次回以降の選挙においては、従来どおり封書による整理券とし、投票配慮カードを同封する予定としております。

○**関口江利子委員** 投票配慮カードの使用は、今回は十九件でしたが、昨年の参議院選挙

では千七百五十四件となっていますので、配慮を望む有権者が安心して投票ができるよう、引き続き活用をお願いします。

今回の選挙では、街頭演説をする各候補者へ向けて、世田谷区聴覚障害者協会などが構成団体となっている世田谷区聴覚障害者参政権保障委員会が手話通訳の付与を呼びかけていました。しかし、実際に付与した候補者は二人にとどまっています。来年春の統一地方選挙に向けて、区として手話通訳つき街頭演説の普及を後押しできないでしょうか、見解を伺います。

○好永選挙管理委員会事務局長 街頭演説において手話通訳をつけるか否かについては、公職選挙法上の規定はなく、各候補者の判断によるものとなっております。昨年六月執行の東京都議会議員選挙においては、世田谷区聴覚障害者協会等から申入れがあったことから、同年五月に開催した立候補予定者説明会において、街頭演説等での手話通訳者の配置に関する同協会が作成した資料を各立候補予定者へ配付し、情報提供を行ったところでございます。

一方、今般の衆議院議員選挙については、東京都選挙管理委員会が管理する選挙であります。同協会及びその上部団体等から都選管への申入れはなかったと聞いております。

選挙情報へのアクセシビリティの確保は重要な視点であると認識しております。令和九年執行予定の世田谷区議会議員・区長選挙におきましては、団体からの御要望があれば、必要な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○関口江利子委員 次に、選挙公報についてです。視覚障害のある有権者に向けては、選挙公報の音声版を提供していると承知しています。この音声データを区ホームページに載せ、障害者、高齢者がより候補者情報を入手しやすくできないでしょうか。見解を伺います。

○好永選挙管理委員会事務局長 当委員会では、区議会議員選挙及び区長選挙において、視覚に障害のある方へ候補者情報を適切に提供するため、選挙公報に代わる音声版選挙のお知らせを作成し、CDまたはデジタル録音図書であるデイジーに収録の上、希望される視覚障害者の方へ郵送しております。

委員御提案の選挙公報音声データの区ホームページへの掲載については、データ容量などの技術的制約の確認が済み、今後は各候補者の音声データをどのように掲載するかなど、次期区議会議員・区長選挙での実施に向けた検討を行ってまいります。

今後とも視覚障害のある方をはじめ、全ての有権者が選挙情報へ確実にアクセスできる

よう、適切な情報提供と環境整備に努めてまいります。

○関口江利子委員 次に、女性防災コーディネーターの役割拡大について伺います。

災害時の多様性に配慮した避難所運営に対応できる人材でありながら、女性防災コーディネーターの現在の活動は、主に世田谷版HUGの講師にとどまっています。当初は活動意欲の高いコーディネーターも、時間とともに参加率が下がる傾向が見受けられます。活躍の場を拡大することが必要です。例えば、地区の避難所運営委員会へ参画することを提案しますが、見解を伺います。

○竹越災害対策課長 女性防災コーディネーターについては、地域住民や小中学生、事業者等に向けたHUG研修の講師を務めるなど、防災意識の醸成と、多様性を認め合う視点の理解促進に取り組んでまいりましたが、委員御指摘のとおり、HUG以外にも活動の機会を広げていく必要があると認識しております。

現在、HUG研修には熱意のあるコーディネーターが積極的に参加している状況が見られ、こうした方々が、なるべく早い段階で避難所運営委員会とつながることで、より一層意識の醸成や多様性への理解促進が図られるものと考えております。

今後、コーディネーターが居住する地区の避難所運営委員会や訓練等に参画するため、コーディネーター一人一人の意向を踏まえながら、まずはオブザーバーとして参加する機会を設けるなど、総合支所やまちづくりセンターと連携して、円滑な参画を実現するため、きめ細やかな対応を行ってまいります。

○関口江利子委員 最後に、発災時の水洗トイレの使用についてです。

一般質問でも触れましたが、災害時は、下水道の安全が確認されるまで、たとえ自宅の被害が軽微だったとしても、水洗トイレを使用することはできません。災害時、水洗トイレが使用再開できる条件を伺います。

○竹越災害対策課長 水洗トイレの使用を再開するには、排水設備の安全確認が不可欠です。戸建住宅の場合は、住民自身が汚水枘の破損状況や土砂の流入などを目視で確認することで、ある程度判断することができます。

一方、マンションでは、各住戸の排水管がつながっているため、住戸外の状況を住民が把握することは難しく、共用排水管が破損した状態で上階から排水すると、下階住戸で逆流や排水の噴出が発生するおそれがあります。そのため、管理会社が専門業者と連携し、排水設備の安全性が確認されるまで、水洗トイレの使用再開は難しい状況になります。

○関口江利子委員 区は、発災時の水洗トイレの使用について、二〇二四年に全戸配布さ

れた災害時お家生活のヒントで、排水管の安全が確認できるまでトイレに水は流さず、携帯トイレを使用するよう注意喚起しています。では、いつ利用再開できるのかについて、戸建住宅のことは御答弁いただいたとおりに書いてあるのですが、マンションについては示しておりません。トイレの利用再開について、改めてマンションも含めた周知の強化が必要ではないでしょうか、見解を伺います。

○竹越災害対策課長 区では、水洗トイレは、停電、断水、排水管の破損等が生じた場合、逆流や漏水によって重大な建物被害を引き起こすおそれがあることから、大規模災害発生直後は、戸建て住宅、マンションにかかわらず、水洗トイレを使用しないよう案内しています。在宅避難を行うためには、平時から携帯トイレを備蓄しておくとともに、自宅の排水設備の仕組みを理解し、マンションにおいては管理会社等と連携して、トイレ利用に関するルール整備を進めておくことが重要です。

区では、これまで戸建住宅のトイレ利用再開に係る点検方法については周知しておりますが、改めてマンションでの使用再開に係る点検方法も含め、使用再開の手順について、広報紙や区ホームページなども活用し、周知してまいります。

○関口江利子委員 これに伴う、家庭において出るし尿ごみについて、補充質疑のほうで引き続きやりたいと思います。質問者をおの委員に替わります。

○おのみずき委員 私のほうからは、弦巻中学校改築工事における樹木の保全について伺います。

同校の改築工事は先月より着工し、来年度にかけて解体・建築・改修工事が行われる予定です。これに先立ち、地域住民等から既存樹木の保存活用を求める声が寄せられています。確認したところ、既存樹木百四十二本中、校舎北側の比較的大きな桜類を含む約六割の八十五本が伐採予定とのことでした。

施工上の都合に加え、樹木の状態や移植後の手入れ等も考慮し、一概に移植の判断が困難なことは理解しますが、構想段階で、子どもたちや保護者、地域住民等の参加機会を設けることを必須とした学校改築ガイドラインの策定以前に基本設計がされた弦巻中では、地域の方々の思いをより一層丁寧に酌む必要があると考えます。みどり 窓を掲げる世田谷区として、同校の樹木をより可能な限り残せないでしょうか。また、伐採対象となった樹木についても、挿し木や接ぎ木、その他木材利用など、何らかの形で生かせないか、区の見解を伺います。

○大槻施設営繕第二課長 弦巻中学校は、校舎棟の改築に伴い、敷地周囲の道路境界線か

護法の規定する法令違反に加えまして、その他法令への違反、また、不当な事実に関する通報も法に準じて取り扱うものとしてございます。この点、庁内公開サイトの記述が詳細である一方で、区のホームページは、法令違反以外受け付けないと取れる内容となっております。御指摘のとおり不十分な状況となっております。より正確で理解しやすい記載内容となるよう、速やかに改めてまいります。

○上川あや委員 職員向けのイントラネットに正しい情報があれば、区の職員に対しては問題ないのではといった短絡も通らないですよ。区のホームページで誤った情報を垂れ流すこと自体、大問題ですし、区の会計年度任用職員の半分は、イントラネットのアクセスに必要なICカードを持ちません。

加えて、毎年、会計年度任用職員に配られる手引の内容もチェックしましたが、こちらでも受付範囲の説明は丸ごと抜け落ちており、あきれます。つまり、多くの職員にとっては、区のホームページこそが、区の公益通報制度を詳しく知る上では唯一の情報源となっています。

ところが、区は通報の受付範囲を極端に狭めて広報し、平然としています。この二枚舌、相当悪質ではないですか。

○中西総務課長 受け付ける対象範囲を狭めて広報する意図はございませんでしたが、不正確な表記となっております。委員からの御指摘は重く受け止め、早急に改善してまいります。

○上川あや委員 また、通報、受け付け範囲の制約は、ホームページだけの問題ではありません。区の根拠規定である要綱もまた、甚だおかしいのです。

要綱の第二条（用語の意義）で区は、公益通報を「法第二条第一項に規定する公益通報をいう。」と定義しています。つまり、法が規定する最低限五百六法令の違反だけが本区の公益通報で、その他はたとえ違法な行為でも、公益通報ではないとして処理ができるのです。なのに区は、法が命じる最低限以外の法令違反でも、また、さきに伸べた事務処理等における不適切な行為等不当な行為でも、本区の制度で受け付けられると説明し、イントラネットにもそう書いています。規定と説明との乖離が甚だしく、全く整合しないのです。

では、他の区はどう規定しているのか確認したところ、次の事実が分かりました。ネット上で根拠規定が確認できたのは、本区を含め十七区、このうち十六区が、法が定める最低限以外にも、受付範囲を拡大する明文規定を持っています。

つまり、受付範囲の拡大を要綱等に規定せず、実態と規定がかけ離れているのは本区だけ。こうした安定性、一貫性、透明性を欠く制度運用は甚だおかしく、整合を図るべきではないのでしょうか。

○中西総務課長 通報範囲については、法の定める通報対象となります五百六本——令和八年一月一日現在の数となりますが、こちらの法律に規定する犯罪行為等が原則となりますが、区では、それに至らない通報についても、本来の通報に準じて取り扱うことを要綱の第二十三条で定めておりまして、改めて規定との整合性を図り、区のホームページにおいて周知、対応を図っていきたいと考えてございます。

○上川あや委員 続けての課題も悪質です。区のホームページでは、内部の職員に向けた制度広報に、何と肝腎の通報窓口すら載せておりません。そのかわり、区の職員以外の対象者に向けてつくられた別ページにリンクを貼り、そこで区の職員向けの通報窓口を案内しており、悪質な作為を感じます。

そこで、まず問いますが、区の職員の通報窓口が広報されている、その別ページのタイトルからお読みくださいますか。

○中西総務課長 お尋ねのページの表題でございますが、世田谷区が発注する事業等に從事している方へとなってございます。

○上川あや委員 区の職員は、今述べた、区が発注する事業等に從事している方に該当するのでしょうか。

○中西総務課長 現在の区のホームページにおけます区内部の法令違反等に関する通報のページについては、区の職員のほか、区が発注する事業等に從事している方等に向けたものとなってございます。御指摘のとおり、これらの方は区の職員には該当せず、区の職員がホームページを見た場合、通報窓口が分かりにくくなっておりますので、速やかに改善してまいります。

○上川あや委員 どうしてこうした小細工を重ねるのでしょうか。そもそも区の職員向けに開かれたイントラネットの正確な情報を区のホームページにもアップすれば、一つのページで済む話ではないのでしょうか。特に支障がないならば、同じ様式、同じ記述を求めますが、いかがでしょうか。

○中西総務課長 区のホームページは、構成上、通報窓口を掲載しているページが分かりづらい状態となっておりますので、早急に改善してまいります。また、庁内公開サイトの掲載内容と同様の詳細な情報を掲載するよう改めてまいります。

の現場ニーズの連携が重要であること。

④国や都が所有し、地方公共団体が管理する所有外管理資産についても資産計上することが求められること。

以上を踏まえ、以下の点についてお伺いをしてまいります。

まず、世田谷区では、新公会計制度に基づく財務諸表を、他の決算統計と同様に、行政の意思決定にどのように活用しているのか、お伺いをいたします。

○小泉政策企画課長 財務諸表は、単に決算書を公表するだけではなく、行政運営の改善、公共施設マネジメント、行政評価、財政の持続可能性の確保など、幅広く意思決定への活用が期待されるものとしたしまして、平成三十年度より新公会計制度が導入されたものと認識してございます。

区におきましても、見える化ボードによる分析や公表、フルコストの経年比較や使用料算定の基礎資料とするなど、様々な活用法を模索しているところでございますが、多くの自治体におきまして、その具体的な活用手法は確立されておらず、自治体間における事業比較など、より本質的な事務改善には活用できていないのが実情でございます。

引き続き国や他自治体での事例等を参考にしながら、効果的に意思決定へ反映できるよう、工夫に向けての研究をしてまいります。

○ひうち優子委員 次に、世田谷区内の公共施設の老朽化は喫緊の課題と認識していますが、施設の集約・複合化・改修などの選択肢の検討に当たり、新公会計制度をどのように活用しているのか、お伺いいたします。

○坂本公共施設マネジメント課長 公共施設を適切に管理・保全・更新し、健全な財政を確保することを目指し、新公会計制度を用いて、施設の平米単位や利用者一人当たりのコスト、利用率、利用者数といった利用状況について、施設間の比較・分析を施設所管課と一緒にいき、維持管理経費の抑制や利用率向上に向けた運営改善を図っているところでございます。

これら施設の財務データ等の分析結果と施設別行政コストについては、区ホームページにて公表し、職員や区民の施設コストに対する理解促進を図っております。

委員御指摘の施設の集約・複合化・改築・改修などの検討の際ですが、区が保有する施設の適切な総量や施設種別を見極め、必要かつ合理的な施設整備、再編の分析データの一つとして、コストや利用状況といった新公会計制度によるデータも活用しております。

今後予定されている公共施設等総合管理計画の改訂の際には、新公会計制度のデータも

用いて、区の財政状況や区民ニーズの多様化を踏まえ、持続可能な公共施設の維持管理に向けた検討を、関係所管部とともに行ってまいります。

○**ひうち優子委員** 新公会計制度によるデータを活用しているとのことですので、引き続き活用していただきたいと思います。

次に、新公会計制度の運用には、財務諸表に関する専門知識が必要です。外部の専門人材の活用について、世田谷区の見解をお伺いいたします。

○**大澤会計管理者** 区では、新公会計制度の適切な運用を図り、自治体会計と企業会計双方の会計基準の特性を踏まえた専門的な見地からの指導・助言を求めることを目的に、新公会計制度の検討段階から新公会計制度運用支援の業務委託を行っております。

この委託によりまして、業務に必要な知識及びスキルを有する公認会計士から、会計基準に関することや外郭団体などの関連団体との連結財務諸表、国の統一的な基準による財務書類作成に関する指導や助言などを受けているところです。

今後も引き続き、専門人材を活用し、新公会計制度の充実を図ってまいります。

○**ひうち優子委員** 次に、国や東京都が所有し、区が管理している資産はどの程度存在するのか、また、それらについて、新公会計制度に基づき資産計上しているのか、お伺いをいたします。

○**大澤会計管理者** 今後の地方公会計のあり方に関する研究会での報告を受け、国の統一的な基準による財務書類では、地方公共団体において一定の負担を伴って整備し、当該地方公共団体が法令等に基づく管理権限を有しているが、所有権を有していない資産の取扱いについては、令和八年度決算分から資産計上することとなっております。

区では、現況について、現在、確認作業を行っておりますが、現時点でこれに該当するものするものはないと見ております。今後の運用を見据え、引き続き確認や専門家の助言をいただくなどして適正な財務書類の作成に努めてまいります。

○**ひうち優子委員** 最後に、私がこれまで幾度となく取り上げてまいりましたように、世田谷区の新公会計制度は非常に明晰性が高く、区民の皆様に対する説明責任に関しては十分に達成されているものと評価いたしますが、その活用方法については、まだ検討の余地があると考えます。今後の新公会計制度の活用の方向性について、最後にお伺いをいたします。

○**大澤会計管理者** 先ほどもお話がありましたが、国の統一的な基準による地方公会計情報の整備は定着してはきているものの、活用が課題の一つとして認識しております。区も

共通言語というものをつくって、適切な評価をしていただきたい。それに見合う価値が創出されないという判断をされれば、事業を畳むという決断も辞さないという覚悟で臨んでいただくよう要望いたします。

次に、昨日の総括の続きで、D Xの件で松村副区長にお聞きしますが、区長からは、区民向けのデジタルプラットフォーム、区民接点ですね、申請の窓口等々を意味するプラットフォームですが、こういう答弁でした。あなたの問題意識は分かったけれども、せたP a yはそもそもデジタル商品券という出自で急成長してきて、メインにするには課題がまだまだたくさんありますと。並行して東京アプリについても検討していますという、結局どっちつかずのような答弁のように私は受け取ったのですが、ただ、区のオフィシャルな資料には、昨日も言ったように、東京アプリ推進ということが書かれているわけです。

昨日も言いましたが、ただ、これはD X部の希望的観測メモにしかすぎないと私は思います。それを公式な方針にするという意味決定がなぜできるのか、私にはちょっと理解ができないというのが正直なところです。

逆に、せたP a yを行政のプラットフォームへ引き上げるということを検討することすら、D Xの方針から何で省いたのか、庁内でのどんな議論があったのかも含めて、その理由を教えてください。

○松村副区長 まず、せたP a yの扱いですが、まさに地域通貨ということで、そういう意味では、区民へのタッチポイントを、地域通貨を経由して取っていくというように考えておりました。おぎの委員おっしゃるプラットフォームという言葉が、その範囲が非常に広いなと思っていて、今日、ほかにもオンラインの手続のようなお話もありますし、相談もあります。それから、施設の予約とか面談の予約とか、それから情報を調べる、最近であれば生成A Iを使ったチャットボットとか。

そういう意味では、非常に区民サービス、役所のサービスのオンラインというのは、どんどん広がっていくなと考えております。その中で、今の時点でプラットフォーム、これをメインでやっていくのだと定められないのではないかなということは思っていて、一方で、では、そのまま座して待つのかというお話ではなくて、パーツ、パーツで、オンライン手続とか、相談とか、まだまだできていないという御指摘は、私もそのとおりだと思って頑張っていますが、まずパーツをつくっていくというところに注力するという意味で、ロードマップ上では、取組の1—3で東京アプリについて触れています。

その中においては、東京アプリはあくまでも、そのパーツへのつなぎ、要は入り口だ、

入り口の一つだというように取り扱っています。

一方で1—1において、区役所のオンラインのを広げるという中で、おぎの委員おっしゃるプラットフォームというのは、この中で議論をして整理すべきかと考えておりまして、表現上プラットフォームというようには使っておりませんが、取組の1—1で今後検討していきたいと考えております。

○おぎのけんじ委員 なかなかいろいろ、私も腑に落ちないところはあるのですが、要は、区民が行政とオンライン上でつながる接点というのは、私は少なければ少ないほどよい、まとまっていればまとまっているほどよいと思うのですね。

そういう意味で、せたがやP a yというのは、五十数万ダウンロードまでユーザーが、期せずして増えてきましたと。機能の拡張性も、別に持たせられないわけではないと私は思うのです。

そして、課題がたくさんあるということは重々私も分かりますが、ただ、その課題を直視しようとしなくて、また超えようとしなくて、また、区長や副区長がそれを超えさせようとしなくて、安易に東京アプリだとか、そういうものに逃げているように私は思うのですね。

そこを放棄したら、区長とか副区長がそのD Xを束ねる意味は、私はないと思っていますので、その点で松村副区長がいる意味を、やはり示していただきたいのです。

だから、パーツ、パーツでやっていくということは一体どういうことなのかと、結局それはどこかに集約されるのか、そういうことを見越して、今、おっしゃられているのか、そうではなくて、もうばらばらですと、区民はサービスごとに違う窓口へ行ってくださいと、オンライン上でもそうやってやるのですかと思うのですが、その点はいかがですか。

○松村副区長 そうですね、委員御提案のせたP a yを進化させていくという方向性は、選択肢の一つとしてはあると思っています。一方で、それをした場合に、せたP a yが仮に向こう側のトラブルで動かなくなったときに、オンライン関係が一切動かなくなるという、そういうものでもないだろうなと思っています、そういう場合は、ほかで対応できるような形にはしたいなと思っています。

結論としては、区民からしてみても分かりやすく、自分がやりたいことを知れて、オンラインにつながるような入り口を、大きく一つはつくりたいなと思っていますが、それ以外にも、東京アプリだとか、ほかのアプリからも入れるような形にはしたいなと思っています。

○山田人事課長 区では、従来の特別区人事委員会を通じた統一選考での採用に加えて、二十三区で初めてとなります、障害のある職員を対象とした技能系職種での採用選考を実施し、令和七年度に二名の障害のある職員を常勤職員として採用いたしました。

また、障害者雇用促進法の改正によりまして、新たに雇用率の算定が認められることとなりました、週の労働時間が十時間以上となる会計年度任用職員の職を一般事務と児童館の用務に設置しまして、障害の特性上、長時間の労働が難しい障害者の活躍の場の拡充にも取り組んでおります。

一方で、障害のある職員が安定して力を発揮するためには、適切な支援が不可欠でありますので、区としては、障害のある職員だけではなく、その活躍を支援する支援員の確保にも取り組んでいるところでございます。

○神尾りさ委員 様々な策を講じて達成できたということが分かりました。国が今後、雇用率を三%にまた引き上げますので、そのことを踏まえて、引き続き取組を推進していただきたいと思います。

また、数字だけを追うのではなく、職場において障害がある方がいることによって、現場の仕事が助けられ、また働き手となる方にとっても働きやすく心地よい関係性であるということが重要です。実際の現場において、それぞれの立場からどのような声が上がっているのか伺います。

○山田人事課長 現在、技能系の職員については、本庁舎や庁舎周辺の清掃、庁舎内の植栽の管理等の業務を担っております。また、児童館の用務業務については、児童館の利用が本格化する前の午前中の時間帯に、館内や園庭等の清掃業務に従事してございます。

現場の職員からは、これまで職員が時間内にやり切れなかった清掃業務等を代わりに担ってもらえることで、資料の作成や児童指導など、よりほかの業務に注力できるようになったと聞いてございます。

また、職員からも、実際に来庁した区民の方や施設の利用者からねぎらいや感謝の言葉をいただくことで、仕事のやりがいを感じているというお話がございました。区としては、今後も様々な特性の障害のある職員がやりがいを持って前向きに働けるよう、引き続き活躍の場の拡充に取り組んでまいります。

○神尾りさ委員 そうした声をぜひ共有していただいて、双方の立場が認識や理解を深めることで、真の共生社会にもつながっていくと思いますので、機会を捉え実施していただくようお願いしたいと思います。

まず、内部ガバナンスの欠如についてございます。

昨今、世田谷区では、委託先を含め、情報や公金の紛失事故が相次いでおります。先日の再委託先による情報紛失も、単なるミスでは済まされません。これらは、精神論による注意喚起では、もはや解決できない、組織全体に蔓延する構造的な緩みの結果でございます。

民間企業のサプライチェーン管理では、一発アウトの契約解除や損害賠償基準の明確化、抜き打ち監査などの統制の仕組みが当然組み込まれております。本区の契約実務には、こうした契約による強制力及び運用が欠落しているのではないのでしょうか。区民の資産を預かる以上、お願いではなく、厳格な管理・運用を行うべきです。

こうした足元の脆弱性を放置したまま、高度化するサイバー攻撃から区民を守るはずがございません。例えば大規模災害と攻撃が重なる複合事態への備えとして、区は軽量版サイトなどを掲げておられますが、重要なのは、例えば切替え時間や同時アクセス数などを含めた実効性でございます。内部の管理不全と外部攻撃への防御の要諦は、組織的ガバナンスの問題でもあります。

そこで伺います。第一に、再委託先まで含めた厳格な契約による統制をどう確立していくのか。

第二に、有事を想定した実践的訓練を通じ、組織全体の防衛力をどう底上げしていくのか、具体的かつ実効性のある防衛策の構築について見解を伺います。

○齊藤DX推進担当課長 まず、委託先の統制ですが、電算処理を外部へ委託する際には、再委託先・再々委託先以降も含めた委託先がデータ保護等に関して守るべき条件を、電算処理の業務委託契約の特記事項として契約書に添付し、あわせて、その内容が委託先で守られているか、契約所管課で定期的に確認することで管理体制を構築しております。

次に、有事を想定した訓練ですが、万が一のインシデント発生等を想定し、被害を最小限にするための適切な緊急措置を行うコンピューターセキュリティー事案対応チーム（CSIRT）を庁内の関係職員で組織しております。その実効性を高めるための訓練も毎年実施しております。今年度はまさに、委員おっしゃるような外部からのサイバー攻撃を訓練テーマとして実施をしております。今後も有事を想定した強靱なセキュリティー体制を整備してまいります。

○岡川大記委員 情報紛失について定期的に確認するとおっしゃいましたが、発生から十か月、把握後も五か月間放置されていたという事実は、本区のガバナンスが底を抜けてい

る証左でもございます。どれほど立派な契約を交わしても、こうした隠蔽や怠慢を見逃す体質がある限り、区民の安心は守れません。形式的にチェックではなく、隠せない、遅らせない仕組みを確立すべきです。全庁的な管理運用体制の総点検を求めます。

さらに、ランサムウェア対策における懸念は、感染疑い時の初動の遅れです。全ネットワークを遮断するという決断には、大きな機会損失や業務停止が伴います。しかし、そのちゅうちょこそが被害を大きなものにします。

有事において、判こりレーや上層部への付度を排し、技術的判断のみで即座にシステムを遮断できる決裁権は、どの役職に付与されているのでしょうか。現場のセキュリティー責任者が数分以内に決断を下せるガバナンスフローの有無と、その権限の明確化について伺います。

○山口DX推進担当部副参事 サイバー攻撃等により大きな被害を受け、被害の拡大を防ぐために、区全体のシステムやネットワークを遮断しなければならないなどの事態が生じた場合ですが、区の情報セキュリティー対策基準に基づきDX推進担当課長が判断し、通信遮断など必要な措置を講じることとしております。

しかしながら、常に課長等の責任者と連絡が取れるとは限らず、また、委託事業者に対して緊急措置を指示する場合も想定されることから、様々なケースに対応できるよう、運用ルールや権限付与の在り方について検証と改善を行ってまいります。

○岡川大記委員 次に、内部ガバナンスの欠如、そして、有事の想定と対応力の不足、これら行政の緩みが最も深刻な形で現れるリスクが、民主主義の根幹である選挙の現場でございますので、扱ってまいります。

選挙は、公的権限と予算執行権を託す極めて厳粛な手続であり、当選者には権力が付与されます。ですので、権力への執着が時に悪意を生むことは歴史が証明しております。

選挙の正当性は、一人一票の原則が公職選挙法に基づき厳格に守られ、不正の介在を許さない執行体制が客観的に担保されていることにあります。この不正の余地を排除した公正な管理こそが選挙管理のゴールであると考えますが、区の認識を伺います。

○好永選挙管理委員会事務局長 選挙は、有権者の意思を政治に反映するための民主主義の根幹をなす制度であり、その運営は公平・公正に行われなければなりません。一人一票の原則は、選挙制度の公平性を支える基本であり、厳格に担保されるべきと認識しております。

公職選挙法におきましては、氏名を詐称して投票する詐欺投票や、他人の投票への不当

な干渉といった選挙の公正さを損なう違法行為につきましては厳格に禁止されており、違反すれば拘禁刑などの罰則の対象となります。

我々選挙管理委員会は、不正などの違法行為に対しましては厳正に対応する立場であります。常に目指すべきものは、法を遵守し、選挙を公正かつ適正に管理執行し、有権者の真意が正確に結果へ反映される環境を確保することであると考えております。

○**岡川大記委員** 現状、世田谷区の本人確認は、入場券の目視や口頭照合といった属人的な判断に依存しており、他都市で頻発するような重大事案を未然に防ぐことはできません。

例えば大田区での無効票水増し疑惑や滋賀県甲賀市の票操作、福岡県古賀市のなりすまし見逃しなど、国内の不正事例は枚挙にいとまがありません。

対して、世田谷区の現行システムには、これらなりすましや重複投票を物理的に排除できる客観的エビデンスが一つも存在しないのが実態です。

諸外国がデジタル技術による厳格な本人確認へ移行しているのは、人為的ミスや悪意が介在する構造的な隙を排除し、選挙結果の正当性を担保するためです。不正が起き得ないことを客観的に証明する仕組みを持たないことは、現場を無防備なリスクにさらすことにもなります。

以上、様々な課題についてどのような認識をお持ちでしょうか、見解を伺います。

○**好永選挙管理委員会事務局長** まず、大田区が無効票の水増しや甲賀市の票操作につきましては、選挙管理におけるミスを隠すための不正を行った事案であり、選挙管理委員会としてあってはならないことだと認識しております。

次に、なりすまし投票防止のための本人確認の厳格化については、公職選挙法上、選挙人は、選挙人名簿の対照を経なければ投票することができないと定められており、本人確認書類の提示やデジタル技術による本人確認について何ら規定をしておりません。仮に本人確認をより厳格化するために身分証明書の提示を必須とした場合、これらを所持していない有権者の選挙権を制限してしまうことになります。

世田谷区のみならず、日本の選挙制度は、悪意が介在し得る前提に立っておらず、法にのっとりた手続を経ることでその公正さを担保しております。引き続き公正かつ適正な選挙管理に努めてまいります。

○**岡川大記委員** 選挙の正当性を信じるという精神論から脱却して、デジタル技術等によって不正を構造的に排除する仕組みへのパラダイムシフトを強く求め、質問を終わります。

例えばスタートアップ人材の定住促進・クリエイター支援・夜間経済・文化産業の連携など、都市間連携による新たな都市戦略が考えられます。渋谷区をはじめとした近隣自治体との産業・人材・都市ブランド連携について、現在の検討状況と今後の方向性を伺います。

○小泉政策企画課長 区におけます近隣自治体も含めました他自治体との連携については、災害時における相互の応援協定や、自然エネルギー活用を通じた連携協力協定などが中心でありまして、ただいま委員御指摘の産業や人材、都市ブランドなどにおけます連携の実績はないものと認識してございます。

今後、持続的な地域社会を構築していくためには、世田谷区の住宅都市としての強みを生かしつつ、近接する渋谷区をはじめとする他自治体との連携を図る視点においても重要であるものと認識してございます。

なお、令和二年の国勢調査によりますと、世田谷区に居住する方で、渋谷区が就業地、通学地である方は三万人程度いることが分かってございます。区として近隣自治体とどういった連携をすることがお互いの発展に寄与するのかなど、課題として受け止めまして、今後の基本計画中間見直しに合わせまして検討できればと考えてございます。

○オルズグル委員 次に、ナイトタイムエコノミーについてお伺いいたします。

港区では、夜間経済を都市戦略として位置づけ、文化・観光・飲食・イベントを通じた地域経済活性化を進めています。三軒茶屋や下北沢は、文化・音楽・演劇・飲食などの資源を有し、ナイトタイムエコノミーの潜在力が高い地域と考えます。

一方で、住環境や治安への配慮も不可欠です。地域との共存を前提とした夜間経済の活性化について、区の認識と今後の検討状況をお伺いします。

○小泉政策企画課長 港区では、ナイトタイムエコノミーの推進を港区の基本計画に位置づけてございまして、多くの区民や来街者に対して、夜を彩る魅力的な観光資源の利活用を促すため、民間の力を活用した多様な取組の実現に向け、事業者向けの補助金などにより推進を図っているものと認識してございます。

一方で、区民の生活環境への影響を十分に考えることが必要な点から、夜の観光振興と安全安心を両立させた取組を進めることを定めております。

区におきまして、ただいま委員からお話がございましたが、三軒茶屋や下北沢などは、ナイトタイムエコノミーの潜在力が高い地域と考えてございまして、例えば、昨年九月に下北沢線路街を中心としたアートの展示などを行うイベントでムーンアートナイト下北沢

○若林りさ委員 日本維新の会の企画総務質疑を始めます。

自転車盗・オートバイ盗対策の強化について伺います。

令和七年の世田谷区内刑法犯認知件数は四千五百九十九件ですが、そのうち乗り物盗が千九百三十四件と全体の四二%を占めており、中でも自転車盗が千八百二十四件と突出して多い状況となっています。区内全刑法犯のおよそ四割が自転車盗という構造は何年も続いています。区全体の犯罪件数を実効的に減らすためには、この自転車盗対策に重点的に取り組むことが必要であると考えますが、区の見解を伺います。

また、令和六年の警察庁統計によれば、被害自転車の約六割が無施錠であり、世田谷区でもこの傾向は同様とのことです。逆に言えば、鍵をかけてもらうだけで被害の大半を防げる可能性があります。ほかの多くの犯罪と異なり、被害者側の行動変容によって抑止効果が期待できるという点で、自転車盗は施策の余地が大きい犯罪類型と言えますが、区はこの点をどのように認識しているか伺います。

○金子地域生活安全課長 自転車盗は、区内で最も被害が多く、区民の身近で起こっている犯罪の一つであり、住民の不安軽減という観点からも、その対策は極めて重要であると認識しております。また、自転車盗の約六割が無施錠で発生しており、まずは確実な施錠という被害者側の行動変容によって抑止効果が期待できるものと考えております。

区ではこれまでも、ワイヤーロックの配布、区立駐輪場等への注意喚起ポスターの掲示、防犯だより等での情報発信を通じて、被害の多くが無施錠の自転車であることを呼びかけてまいりましたが、今後さらに区民の行動変容につながるような対策も発信していく必要があると認識しております。

○若林りさ委員 行動変容によって抑止効果が期待できるという認識は共有できました。その上で、現行施策が実際の行動につながっているのかを問わなければなりません。区は現在、区立駐輪場五十四か所へのポスター掲示と、イベント等でのワイヤー錠の配布を実施しています。令和六年度五百個、令和七年度六百個とのことです。被害自転車の無施錠率は、平成三十年以降一貫して六割前後で推移しており、この数字は変わっていません。現行施策が施錠率の向上や被害件数の減少にどの程度つながっているのか、区はどのような指標で効果を検証しているのか、また、その結果を踏まえ、施策の見直しについて区のを考えを伺います。

○金子地域生活安全課長 指標の一つに、刑法犯認知件数の増減があると考えており、委員御指摘のとおり、現状の施策では、認知件数上での被害減少はなく、さらなる施策の推

進やその見直しが必要であると認識しております。

まず、本年四月から新たに自転車の交通違反に交通反則通告制度が導入されますが、自転車利用者に大きな影響があるものと考えており、この新制度導入のタイミングで、行動変容につながるような啓発活動を強化してまいります。

○若林りさ委員 四月から自転車にも交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が適用されます。関心も高まるこの機会を生かし、啓発の内容と手法も見直すべきではないでしょうか。行動変容を促すためには、啓発のタイミングと場所が重要であり、行動の直前、現場での働きかけが最も効果的とされています。

現在の駐輪場ポスターは、掲示しているという実績にとどまっていますが、例えば自転車を止める動作の目線の高さに合わせた駐輪ラックへの直接表示や、施錠行動を自然に誘発するナッジ的な誘導サインへの転換が考えられます。

「無施錠の自転車が狙われています」「鍵をかけないと盗難リスクが高まります」など、行動直前に注意を喚起する表示は一定の効果が期待できます。

また、区内犯罪の約四割が自転車盗であるという事実を正面から打ち出した、インパクトのある啓発チラシへの刷新も有効と考えます。これら低コストで実行可能な改善策について、区の見解を伺います。

○金子地域生活安全課長 今後の対策として、警察や関係所管と連携し、駐輪場などにおける重点的な対策を検討していくとともに、チラシについては早急に作成して、周知を図ってまいりたいと考えております。

○若林りさ委員 チラシの早急な刷新と、駐輪場での重点対策に取り組むとのことで、実行を期待します。

その上で、啓発の届け先についても視点を広げる必要があります。令和六年度版「東京の犯罪」によれば、自転車盗の発生場所として、中高層住宅が二六・二%、その他の住宅が一四・三%、一戸建て住宅が八・五%と、住宅敷地内での被害が約五割を占めています。世田谷区はマンション・集合住宅の数が多い区であり、住宅内駐輪場での被害抑止に向けて、管理組合・町会・自治会を通じた重点的な周知が有効と考えます。こうした集合住宅への働きかけを強化する考えがあるか、区の見解を伺います。

○金子地域生活安全課長 区ではこれまで、町会・自治会等をはじめとした関係団体等に対し、犯罪ゼロの日のチラシなどを通じて、自転車盗についても呼びかけを行ってまいりましたが、今後、新たに集合住宅の管理者に向けた注意喚起の実施やポスターの掲示依頼

また、民間においては、活躍されている女性として、南場智子さんがよく挙げられます。この方は御存じの方も多いと思いますが、プロ野球十二球団のオーナーの中で唯一女性オーナーなんです。女性がプロ野球のオーナーになるなんて、とても昭和の時代では考えられませんでした。私は昭和の時代を長く過ごしていますので、女性に対するイメージが古いことは否定できませんが、こうして時代とともに女性が活躍する場面が増えてくると、私自身、意識も大分変わってきました、今の時代の考えのほうがりっくりくることも増えているように思います。

そこでまず伺いますが、区役所における女性活躍について、現状と取組の状況について教えてください。

○**山田人事課長** 令和七年四月一日時点で、区役所で働く女性職員は二千九百五十一人となっております。常勤職員全体の五二・七%を占めてございます。また、新たに採用した職員における女性職員の占める割合も五一%と、女性職員の占める割合が高くなっております。

一方で、課長級以上となりますと、管理職に占める女性職員の割合は、令和七年四月一日時点で二五・〇%、係長級以上である管理監督職に占める割合でも三九・五%にとどまっております。

区では、令和四年度から毎年、女性職員の活躍推進を目的に、現役管理職による女性活躍に資するセミナーの開催や、働きやすい職場環境の実現に向けて職員自らが考えるワークショップ等を実施してまいりました。今年度は一月ですが、管理職と課長補佐級の職員を対象に、部下の昇任意欲の醸成につながるマネジメント力の向上を目的とした研修を実施しまして、受講者からは、部下のキャリア形成を上司が意識することの重要性を理解できた、また、女性活躍という視点を通じて、様々な職員が働きやすい環境を整えることが、結果として女性が活躍できる組織の構築につながるということが分かったといった声を聞いてございます。

○**青空こうじ委員** 様々な取組が行われていることが分かりました。

そうした中、二月の企画総務常任委員会で、提案型のプロジェクトチームの制度の報告がありました。その中で、女性のキャリア支援の在り方を検討するというものがありました。報告を聞いていて、時代はそうなんだよな、なるほどと思う一方で、女性職員の考え方も様々あるのではないかと思いました。

例えばですが、私は何が何でも出世していくぞと考える職員さん、あるいは、私はプラ

イベートの時間も大事にしながら仕事もしっかりやっという考えの職員さんなど、それぞれに合った働き方が大切であると思います。

また、この先の人事異動やプライベートでの出来事も想定しながら、自分自身のキャリアを考えていくことは、男性にとっても女性にとっても欠かせないことだと思います。

そこでお聞きしますが、今回のプロジェクトは、テーマが職場における女性のキャリア支援の在り方ということですが、女性職員のキャリアやその支援について、現在どのような検討をされているのでしょうか。今後の方向性も含めて教えてください。

○齊藤官民連携・行政手法改革担当課長 提案型プロジェクトチーム制度に基づき、今年度、十テーマで活動しているPTの一つとして、職場における女性のキャリア支援の在り方検討プロジェクトに庁内公募で八名が参加し、課題に取り組んでいます。

まずは、当課題の社会構造を学びながら、区役所における女性のキャリア形成における問題の把握に向けて、PTに参加した職員自身がキャリアを振り返り、課題と感じた事例を言語化することから開始しております。

その過程において繰り返し出てくるキーワードに着目し、キャリア形成の過程において問題となった要因を分析し、女性職員の活躍、ひいては職員全員が活躍できるための理想とする状態の検討を行っているところです。

今後は、女性職員が将来の働き方や成長を主体的に構想し、自律的な職業人生を送ることができるよう、支援ニーズや意欲等について調査分析し、各職場において実施可能な適切なキャリア支援に向けた検討を進める予定となっております。

○青空こうじ委員 全てのキャリア形成に網をかけるのは難しいですし、自身のキャリアについて話したくない女性職員もいると思います。一方で、このプロジェクトチームの取組が区役所に定着すれば、人材確保が難しい時代の中で、女性が区役所を就職先として選んでいただけるかもしれません。よい結論になるように引き続き検討をお願いします。

今回は女性の活躍についてお聞きしますが、誰もが自分らしく働けるよう、職員同士が互いの働き方を尊重し、支え合える職場づくりがとても大切だと思います。そういった環境の中であれば、女性の活躍も進むように思います。

昨年四月に改定した特定事業主行動計画では、男性の育児休業取得率や管理監督職の女性職員の割合などについて数値目標が掲げられています。ここで伺いますが、この計画の目標達成に向けて、今後検討していくとされた先ほどのプロジェクトチームの取組の成果をどのように生かしていこうと考えているのか、お伺いします。

○山田人事課長 多様化する区民ニーズに応じていくためには、女性の視点は不可欠でございます。企画立案、また政策決定などの段階で女性職員が関わる機会を増やしていくことは、区政の発展においても重要であると認識してございます。

今回のプロジェクトチームの取組の成果も踏まえながら、現在実施しております女性活躍推進研修や職員のキャリア支援を目的に、昨年、ホームページを開設したのですが、キャリアデザインサイトのおしごとライブラリなども通じまして、職員の個性や能力が十分に発揮されて、働きやすく、ますます活躍できるような環境づくりに取り組んでまいります。

○青空こうじ委員 ありがとうございます。とはいえ、一朝一夕には成果は見えにくいと思いますが、本日答弁いただいたことをこつこつと実践していただくことを要望し、質問を終わります。

○宍戸三郎委員長 以上で無所属の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後四時十一分休憩

午後四時三十五分開議

○宍戸三郎委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

自由民主党、どうぞ。

○山口ひろひさ委員 いよいよ昨日からWBCが始まりまして、今日、台湾戦を日本は迎えるわけでありますが、これでスタートするわけですね。前回のこのWBCにおいては、大リーガーのヌートバー選手が日本のチームに参加していただいて、あのペッパーミルパフォーマンスですか、あれで盛り上がりましたが、あのパフォーマンスで、調理器具を扱っているかっぱ橋道具街には質問が殺到したということでもあります。

今回は、テレビでも取り上げられていますが、お茶を立てるパフォーマンスですね、本当に日本を代表する伝統文化の茶道であります。日本の活躍によって、またこれでパフォーマンスが盛り上がって、抹茶を購入する方が増えてくるのではないかと思います。実は現状でも、この抹茶は、今、世界でも非常に人気が高くて、栽培と、いわゆる育成が追いつかない状況になっているそうですね。このWBCで盛り上がって、さらに抹茶のいわゆる需要と言うのですか、求める声がどんどんまた大きくなることによって、またこの抹茶の不足が大きな問題になってくるわけでありますが、そういう意味においては、

この抹茶の不足の解消は、待っちゃなしの課題ではないかと思います。（笑声）

世田谷区も、今回この予算の中で待ったなしの課題、この予算が計上されているわけですが、うちの政調会長も触れまして、他会派の方も触れられておりますが、約六千万円の予算計上がされたわけでありまして。

代表質問の中で、この予算は執行してほしいくない予算だというような発言もありまして、今回の予算、組替えも出るのかなどという感じもしているわけですが、そもそもこの予算計上、その予算計上にのっかって所管によって予算が計上されて、その計上された予算を執行していくという、これが本来の姿であると思いますが、この課題、長年議論されてきましたが、やっとここまで来たかなという感じがします。

そして、この予算計上が繰り返されるということはないと思っておりますが、その辺の計上した考え方と、その執行について、財政所管としてはどのような考えをお持ちか、お聞かせください。

○**山下財政課長** 当初予算は、区の一年間の事業計画を予算の面からまとめたものでございます。区議会での御議決を踏まえ、その計画に基づいて各部が事業を執行することが基本でございます。限られた財源を有効に活用する観点からも、予算の計上に当たっては、その内容をよく精査する必要がございます。

御指摘の事業については、区は令和十年三月末の道路事業完成を目指しておりまして、相手方とは自主的な明渡しに向けた交渉を重ねておりますが、今後、合意の見通しが立たず、代執行による更地化を目指さざるを得ない状況となった場合、令和八年度当初から手続の準備に入らざるを得ないと、そうした状況を踏まえまして、結果として予算が不要になる場合もございますが、行政代執行に係る費用を当初予算に計上する必要があると判断した次第でございます。

○**山口ひろひさ委員** 今答弁ありました、その趣旨にのっかって、現場の所管としては着実に進めていただくことを期待しているわけでありまして。

この執行残ですが、十年前と比べると、この執行残は約二倍以上になっているんですね。こうした予算計上、そして執行の観点からも、やはりこういうところもしっかりとまた注視をしながら、今後、進めていただきたいということを要望しておきます。

次に、この予算の中でも、前回行われた衆議院議員選挙の結果を踏まえた総括的な質疑もあったわけですが、たまたま私、前回の決算委員会の際に、ちょうどこの自民党の総裁選挙があり、高市総裁が誕生したときで、奈良出身の議員で、総裁でありますの

で、奈良は平城京ですから、何と見事な高市早苗になるかと、そのような話をしたことを記憶しているわけですが、それを考えますと、今回の選挙、まさしく何と見事な高市早苗という結果になったわけであります。

ただ、こういう結果を踏まえて、おごれる者久しからずということで、おごれることなく、やはりしっかりと公約、そして国民との約束を実行していかなければならないと思っておりますし、また、こういうことを実現していかなければ、春の夜の夢のごとしという形になってしまいますので、私たちこうした地方議員も、しっかりとそういう部分に関して意識を持ちながら、議員のいわゆる職責を全うしていかなければいけないと思っております。

今回の選挙、本当に突然の解散であったわけでありますが、各自治体で投票の入場券が間に合わないという事態が発生したわけであります。私も実は期日前投票に行かせていただきまして、ひょっとしたら身分証明を出さなければいけないかなどと思っていたのですが、そうしましたら、一応名前と住所と生年月日を書いて提出して、すぐ投票用紙が頂けて、投票できたわけであります。「ああ、簡単で、スムーズにできてよかったな」などと思っていたのです。

そうしたときに、次の日だったと思いますが、私の知り合いが、たまたま会う機会があって、「山口さん、俺、期日前投票へ行くのだけど、身分証明は要るのでしょうか」と言うから、「いやいや、全然要らないんだよ、もう住所と名前と生年月日を書けばできるから」と返事をしたら、僕は、「ああ、そんなに簡単になって、よかったね」などと言ってくれるのかと思ったら、「それでは幾らでも不正、なりすましできてしまうではないか」と返されたものですから、確かに言われてみれば、ああ、そうだなと。

それで、SNSでも、何か今回、異例の状態だったものですから、なりすましの問題なども取り上げられたところがあります。他会派でも先ほど、今日の中でも質疑がありましたが、そもそもこの本人確認というか、身分証明書ということは法の中では定められていなくて、選挙人名簿を照らし合わせるということだけだそうであります。

ただ、総務省においては、免許証やマイナンバーカードを持っていくことによってスムーズにできますよという、そんな通知も出ているようではありますが、やはり私もいろいろお話をして、確かに身分証明書を持っていない人もいますし、持っている、持っていないということと、あと、投票所に行って、持っていて提示する人と、忘れて提示できない人、そういう持っている、持っていないだけで、その貴重な投票の権利を奪うということ

は、やはりなかなか難しいのかなと思いますし、提示した、提示しないで、またそれぞれ細かい問題が発生する、その投票の効率がまた悪くなるということも、いろいろ話している中で理解しました。

私が書いた宣誓書ですが、これが、いわゆる本人の筆跡も残りますし、なりすましの抑止力になるということだそうであります。

今、この選挙制度は性善説の中で行われておりますので、私たち、この投票、また選挙に携わる人間として、その趣旨をしっかりと理解して、やはり一人でも多くの方が気軽に投票所に足を運んでいただいて、選挙に参加する。来年は我々の選挙があるわけでありませんが、ぜひそういう形になってもらいたいと思います。

と思いながらも、実は調べましたら、前回の参議院選挙においては約十五人のなりすましが検挙されているという事実もありますので、しっかりと考えていかなければならないことなのかなと思っています。

今回、異例の選挙であったわけでありましたが、異例と言えば、まあ、異例ではないのですが、私も実は、久しぶりに選挙立会人をさせていただいて、五区は大蔵の第二運動場の体育館だったのですが、体育館ですし、暖房もあるし、そんなに寒くないだろうなどとちょっとなめてかかったら、非常に寒くて、まただんだん夜が更けていくに従って本当に寒さも厳しくなって、たまたま、実は僕の席の隣が岡川委員だったのですね。岡川委員は何か自転車で来たということで、「私、ホカロンをいっぱい持っていますから」ということで、ホカロンを提供していただいて、そのホカロンを、御厚意に甘えて、体四か所につけて、自分で自分を抱き締めながら、寒さをしのいだ、こんな記憶が今思い出しました。本当にありがとうございました。

これから夏、猛暑に向かうわけでありますが、多分岡川委員も、その猛暑の中、駅頭、街頭で演説をしているときに、私、そういうのを見かけたら、瞬間冷却でぜひお返しをしたいなと思っています。

今回こうして異例の中で行われてきたわけでありますが、この衆議院選挙においては、いざ首相が解散と決めれば実施できるわけでありまして、常在戦場という中であります。こういう中でいろいろ混乱もあったかと思いますが、選管の方々は対応してきたわけがあります。こういうことがもう起こりませんというわけではありませぬので、今後に対しての肝に銘じることとか、何かそんな感じることはありませんでしたら教えていただきたいのですけれども。

○好永選挙管理委員会事務局長 私は、事務局長に着任して三年たっておりませんが、この間、二回の衆議院解散を経験いたしました。憲法では、衆議院が解散した場合、四十日以内に選挙をすることが定められておりますが、今回の選挙は、戦後最短の、解散してから十六日目が投票日となりました。

加えて、選挙人名簿システムが入れ替わり、難儀を極める選挙でございました。

選挙が終わりまして、係員に対し、「大変だったね、お疲れさま」と声をかけると、数名から、前回の衆院選のほうがつらかったという返答がございました。意外でしたので、「それはどうして」と聞くと、前回は、いつ、何をやるのか分かっていなかったが、今回は分かっていたから、不安が少なかったという答えでございました。

これは、短期間に二回の選挙があったことによりますが、同時に、係員が頼もしく成長したなども感じました。

しかし、人事異動によっては、この恩恵はリセットされてしまいます。衆議院は、委員お話しのように、よく常在戦場と言われますが、選管も同じと考えております。今回は急な選挙で、うまくいかなかったことを反省、分析して、人員が入れ替わったとしても、組織として経験やノウハウを積み重ねられるよう、選管職員を育成し、次の選挙に備えてまいりたいと考えております。

○山口ひろひさ委員 期待しておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。本当に選管の職員の方はもちろんですが、多くの世田谷区の職員の方も、僕が見た中では、本当にちょっと薄着の方もいらっしゃって、本当に寒い中、大変だったなと思います。本当にお疲れさまでございました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。次は、区政の政策形成基盤の強化を図るために、政策研究、基礎研究を行っておりますせたがや自治政策研究所についてちょっと質問をしたいと思っております。

前にもちょっと触れたこともあるのですが、都区制度か何かの冊子も出したり、今年度は地域とコミュニティーのことについての調査研究が行われているわけでありますが、まずこの自治政策研究所はどのような人員体制で行われているのかということをお教えください。

○大谷政策研究・調査課長 せたがや自治政策研究所は、非常勤参与の所長を筆頭に、課長級の私、政策研究・調査課長が兼ねる次長、そして係長級の主任研究員が二名、また、一般職員の研究員三名、及び大学院で研究している方が特別研究員で一名という構成と

なっております。

また、研究の質を高めるために、大学教授などの研究者に非常勤の政策研究員として配置させていただきまして、調査研究の方向性や内容に関して専門的な指導助言を受けながら業務を進めているところでございます。

これらのメンバーが、それぞれの専門性や経験を持ち寄り、調査研究の企画、データ分析、調査設計、成果の取りまとめなどを分担しながら、区の政策形成を支える基盤づくりを進めているところでございます。

○山口ひろひさ委員 いろいろその専門性や経験を持ち寄って成果の取りまとめなどを分担しながら、政策形成を支える基盤づくりを進めているということではありますが、様々な所管があるわけですが、そうした他の所管との連携はどのようにされているのでしょうか。

○大谷政策研究・調査課長 自治政策研究所では、政策研究・基礎研究・データの整備と活用・政策提言という四つの役割を一体的に進めることで区全体の政策形成の土台を強化し、各所管の政策立案や事業実施を実質的に支える役割を担っていると考えております。

直近では、二〇二四年に実施した「地域生活とコミュニティに関する調査」について、庁内の各所管から設問内容や分析視点に関する要望を受けて、調査設計の段階から反映しております。また、これで得られた成果は、施策の検討や見直しに役立つよう、随時各所管へ情報提供し、還元しているところでございます。

あわせて、将来人口推計や、所管が自主的に実施した調査研究のデータベース化、あるいは区の統計情報を可視化するダッシュボードの整備など、政策形成に必要となるデータ基盤の構築や、活用しやすい環境づくりにも力を入れているところでございます。

このほか、各所管が行う調査の設計や分析に関する助言や必要な統計データの提供、庁内向けの勉強会やゼミの開催など、統計資料あるいはEBPMに関するような部分について、他の所管の職員と共有しながら、日常的に多岐にわたる相談・依頼に応じて、実務に密着した伴走支援を行っています。

こうした形で、研究所は調査を行う部署としてだけではなく、各所管の政策形成を日常的に支えるパートナーとして連携して、区全体の政策形成能力の底上げに取り組んでいるところでございます。

○山口ひろひさ委員 単なる調査を行う部署ではなくて、それぞれその政策形成の底上げに寄与しているということでもあります。いわゆる行政内部のシンクタンクみたいな活動と

ということだと思います。こうして多様化する社会の中で、こうした自治政策研究所の皆さんの、助言が政策の底上げに大きく寄与するように、また今後の活躍を期待するわけですが、そうした中で、こういう一般の職員が携わるという形になっていますので、こういうところに携わる職員は、何といるのか、行政マンとしての研修ではないですが、非常に力をつける部署になるのではないかと考えているのですが、その辺の職員の育成に関する視点というのはどうでしょうか。

○大谷政策研究・調査課長 研究員となった職員は、通常の行政業務とちょっと異なった業務に就くこととなります。また、調査の企画、調査票の作成、データ分析、結果の取りまとめという一連のプロセスを、大学教授などの政策研究員の専門的な指導を受けながら実践的に経験する、この過程そのものが、所員の政策形成に必要な基礎力の習得につながっていると思っております。

また、あわせて、研究所では、庁内全体の人材育成にも資する取組を継続しております。例えばせたがや版データアカデミーによるデータの読み取りや分析手法など、あるいはEBPMの基本を学ぶ講座などを、せた研ゼミというような形で様々なテーマを取り上げて、職員が組織の垣根を越えて議論し、共に考える機会を提供しております。こうした場は日頃の業務では触れにくい視点を得るきっかけにもなっております。

こうして庁内の職員を巻き込みまして、今後も人づくりを重視する研究所として、調査研究の蓄積とともに、区全体の職員の政策形成能力を底上げしていくような取組を進めてまいりたいと考えております。

○山口ひろひさ委員 人づくりを重視する研究所としての答弁がありましたが、松下政経塾ではないですが、そういう方向で、しっかりとこの政策形成能力の向上を図りながら、人材育成を図っていくということを期待いたしまして、くろだ委員に質問者を替わりたいと思います。

○くろだあいこ委員 私からはまず、我が会派の幹事長も昨日、警鐘を鳴らしていましたが、予算規模の膨張、これが適正なのかということを確認したいです。区の予算書別冊の末尾には、四千三百十四億円という予算規模が高知県予算と同規模だと示されておりました。

同じようなフレーズ、スイスの国家予算並みと言われる東京都の令和八年度予算は九・六兆円、〇一八サポートや第一子保育料の無償化、学校給食費無償化など、国より先に行うとして始めた給付が経常支出として積み重なる中で、昨年につき、夏の水道基本料金無

償化も行うということで、膨張し続ける予算を懸念する声もあるようです。

ただ、国の予算も前年度比六・二%の増であり、東京都の予算は五・四%増、物価高など全国的な事象も踏まえると、一定理解はできるようにも思います。

一方で、世田谷区は前年度比で七・九%の増加となっております。国や都を超える増加率となった要因について、区としてどう考えるのか、お伺いします。

○**山下財政課長** 令和八年度当初予算案は、区民が安心して住み続けたいと実感できるよう、次世代を育む暮らし応援予算として編成をし、前年度比で三百十七億円、七・九%増で、当初予算としては初めて四千億円を超えました。

主な増要因としては、民生費が私立保育園運営や保育施設整備など、子ども・子育て関連施策や障害者自立支援給付などによりまして、前年度比で百三十三億円、七・三%の増でございます。

また、総務費が、本庁舎等整備の二期棟竣工に伴う工事費のほか、財務や人事などの内部情報システムの更新などによりまして、前年度比で九十億円、二一・四%の増となっております。

さらに、教育費が、小中学校の改築・改修経費などによりまして、前年度比で四十二億円、一〇・四%増加してございます。

また、地域経済の好循環を生み出すために、現下の物価・人件費高騰の中、業務委託費などの経常経費に対し適切な価格転嫁を反映するなど、社会的要請にも対応しているところでございます。

○**くろだあいこ委員** 物価や人件費高騰といった全国的な要因は、国や都の予算増にも織り込まれていると思います。区の裁量で増えている部分というのは、施設整備や内部情報システムの更新等が大きくて、今行うべきことなのだよと、規模的に大きい事業についてはお答えいただいたかと思います。

しかし、その他多岐にわたる膨大な数の事業についても、税金を使う以上は、全てが本当に必要なのかという問いは続けねばならないと考えます。

区は予算説明書別冊の中で、新規・拡充事業と併せ、参考として、事業の廃止等による一般財源削減額を二十八億円と示しています。ただ、新規事業等で増えた額四十七億円に比べると、二十八億円の削減額というのはまだまだ足りないのではないかと考えます。

さらに、この二十八億円の中身は、事業終了等に伴う削減額が十一億円、特定財源の増加により十億円とのことでございました。

特定財源増の十億円の中では、基金運用利子の増で約五・七億円となっております、これについては区が議会の求めに応じて公金運用を進めてきた結果として評価すべき点ではありますが、そのほか区がどこまで不要な支出の削減に向けて努力をしたかという観点で言えば、もともと予定されていたものを、削減額を大きく見せるべく並べたかのようにも感じられます。

学校改築や公共施設整備等、区として必要な支出の規模が増大していくのに合わせて、新規拡充事業を増やし、その中には経常支出として積み上がっていく事業があると考えたと、幾ら税収が伸びていたとしても、不要な支出を減らすための取組をおろそかにしてはならないと考えます。事業の廃止、終了、見直し等は、区が明確な意図を持って断行すべきではないでしょうか、伺います。

○**山下財政課長** 委員御指摘の事業廃止、また見直しについては、学校などの公共施設の老朽化への対応や、物価・人件費の高騰による区財政への影響が懸念される中、将来を見据えた持続可能な財政運営に取り組む上で必要不可欠な視点であると認識してございます。

令和八年度予算編成では、予算編成方針のほか、区の財政運営の現況としまして、経常収支比率が二十三区の中でも下位にあること、また、今後の公共施設整備に多額の予算が必要になること、このため、日頃から経費抑制に取り組む必要があることを庁内に示し、危機意識の共有を図ったところでございます。

今後も、社会経済状況の変化や多様化する区民ニーズを的確に捉え、必要な予算を計上できるよう、様々な視点から歳出予算の適正化に努めていくことが重要でございます。

物価・人件費の高騰による財政への影響は、各自治体共通の課題と認識しており、経常経費抑制の取組状況などについて他区の担当者とも意見交換するなど、さらにどのような工夫ができるのか検討してまいりたいと考えてございます。

○**くろだあいこ委員** 今、経常収支比率について、二十三区の中でも下位だというお話がありました。庁内へ示している資料を見せてもらいましたが、人口上位の四区の中で、ほかの三区や特別区全体では、経常収支比率が令和元年比で改善しているのに対して、世田谷区は悪化を続けて、二十三区内の順位も下がってきているということが明示されました。

不測の事態が起こった場合、世田谷区では必要な事業を実施することが難しいということにならないよう、財政課には、ぜひ他区の経常収支比率改善状況から取り入れられる部

分は取り入れていただきたい。また、各所管においては事業廃止や見直し等にルールを設けることも含めて検討いただきたいと要望します。

そして、この事業は本当に必要なのかと問うたときに疑問が残る今年度の事業として、私は「ずっと、世田谷。」事業を本会議で取り上げました。この事業は約三億円の規模でございます。五年間行うことも示されていますが、効果が見込めないのではないかと、私だけではなく、多くの議員が指摘をしているところでございます。

本会議において、区長から、将来人口推計を見たときに、子育て世帯の流出が続くと、区政運営に課題があるといった御答弁をいただきました。どういう課題認識なのか、改めて確認したいです。伺います。

○小泉政策企画課長 近年、本区では、ゼロ歳から四歳児世代、また、子育て世帯の中心となる三十代以降の世代の転出超過の傾向が続いておりまして、その背景としまして、住宅価格の高騰や住まいの広さの不足など、住環境に起因する要素が大きいものと認識してございます。

令和五年に実施した二〇三三年の将来人口推計によりますと、四十代及び十歳以下の世代の人口と比率が低下する見通しがございます。現在の住宅価格の高騰などが続く場合、持続可能な人口構成の維持に一層課題が生じてくるものではないかと危惧しているところでございます。

地域に子どもや若い世代がいることは、地域の活力や安全性、支え合いを維持する上でも極めて重要なことと思います。子育てや若年夫婦世帯が減りますと、例えばですが、学校運営、商店街、地域活動など、地域コミュニティーを支える基盤が弱体化することが懸念されます。

そのため、今回の居住支援施策が単なる経済的支援にとどまらず、地域の活力を維持する重要な施策のほか、担税力にも寄与することからお示しをしたところでございます。

区としましては、待機児童対策を含めた子ども・子育て支援施策の推進と、今回の施策を含めた居住支援施策を両輪として推進しまして、地域の魅力を高める様々な施策を総合的に展開してまいります。

○くろだあいこ委員 子育て世帯の流出は、地域の活力維持、そして担税力に影響がある。だから今、子育て世帯へ応援の気持ちを込めてお金を配るのだということかと思えます。ただ、やはり、流出要因を住宅価格の高騰、住まいの広さ不足と言っておきながら、住宅供給に関する施策が遅れている部分に、区の本気度を私は疑っております。

また、待機児童対策を含め、子ども・子育て支援と居住支援は両輪となる、様々な施策を総合的に展開していくというお答えがありましたが、これも疑問に思っています。私は、保育園に入れないのに、ずっと世田谷に住むってどういうことなのだと問いましたが、ほかにも課題があります。

例えば療育の分野、子どもの発達が気になっても、療育センターや発達相談室は順番待ちで、電話予約から初回相談まで数か月かかる。放課後等デイサービスは、通わせたいのに断られる、通いたい日数通えないという御意見があります。

そんな中で放デイは、利用料負担軽減の補助が七月から開始をされます。補助自体はすごく重要で、英断だと私は思っておりますが、保育待機児童問題と同じようなことが起こるのではと思いませんか、嫌な予感はないですか、皆様は。

昨日、大庭委員の質疑においては、区の全庁的な会議体、政策会議において、庁内連携が全く行われていないのではないかという点が厳しく指摘されました。

御答弁を伺っていて、政策会議というものは、政策を表に出す前の最終段階での形式的な確認、通過儀礼、儀式に近いものなのかなという印象を私は感じました。

私は、政策をまとめるプロセスについても確認したいと思います。“ずっと、世田谷。㍻”について、政策経営部として全庁的な視点から調整をしたのかどうか伺います。

○小泉政策企画課長 先ほどの御答弁の中で、住宅施策と子ども施策は両輪ということで申し上げましたが、まず子どものほうについて、昨年度まで、子ども・若者政策を全庁で横断的に推進するために設置された子ども・若者政策推進会議がございまして、その中で教育、住宅、就労など関係部局が連携しながら、横断的な検討を重ねまして、それが今年度から子ども・若者総合計画第三期につながりまして、それに基づいて事業が推進されたということになります。

また、先ほど住宅ということでお話ししましたが、この“ずっと、世田谷。㍻”のほうですが、これらの昨年度の検討を踏まえて、今年度は第四次の住宅整備の後期方針の策定に合わせて、子育て世帯などが区内での生活を継続する選択を応援することを目的とした事業ということで、ほかの重要な施策と同様に、庁議において全庁的視点での議論を行い、最終的に決定されたというものになります。

政策経営部として、この住宅、子どもに限らず、本件に限らず、様々な施策に対して全庁的な視点から調整し、区の重点施策の推進に引き続き取り組みたいと思っております。

○くろだあいこ委員 全庁的視点での議論はこれまで行ってきましたよという御答弁かと

思います。ただ、このプロセスにおいても、“ずっと、世田谷。㍻”のような施策を子育て世帯がどう思うのか、当事者目線だとどう映るのか、誰も何も気づかずに、指摘をせずにここまで来てしまったということ、私は今、理解をしました。

“ずっと、世田谷。㍻”に限らず、政策経営部として全庁的視点から調整するというお言葉もいただきましたが、現状では、私は全く機能する気がしません。ただ、繰り返しますが、区民にとっては、所管が違う、ここが縦割り行政であるということは知ったことではありません。縦割りを排し、世田谷区が一体感を持って区民のための施策を行っていくために、全庁的な視点の議論というものを機能させるためには、今後何が必要になると考えますか。どうしたらこんなちぐはぐなことが起こらなくなるのか、お考えを伺いたいです。

○中村副区長 区政全体の政策、施策の方向性を定めて、総合的にリードしていく責任者は区長です。その上で、副区長と教育長は、それぞれが担任を担いつつも、区政全体を見渡す視点で政策、施策のマネジメントを行い、相互に連携しながら、政策の整合性の確保に努めているところです。

そのために、特に区政の重要な政策、施策については、担当部長からの報告に加えて、全庁の調整を担う政策経営部長から適宜報告を求めて、三副区長や教育長で議論して、領域横断的に情報共有するということを行っているところです。

こうした機会を活用しながら、全庁の各政策、施策が整合性を持って、相互に連動して相乗効果が発揮できるよう、引き続き三副区長、教育長が力を合わせて取り組んでまいります。

○くろだあいこ委員 区政全体の責任者である区長は、何年もかけて考えてきた居住支援が出るタイミングで、たまたま複合的な要因で保育園申込者数が増えてしまったといった趣旨の御答弁をされていました。

今、副区長の御答弁でも、三副区長と教育長でずっと相互に連携をしています、議論をしていますと、これまでも連携しているし、これからも頑張りますという御趣旨かなと思いました。

ただ、私が問いたいのは、今実際に庁内連携が機能していない状況を改善するには、今の連携の仕組みでは足りなくて、力を合わせていくよと気合を語るのではなくて、新たな仕組みが必要なのではないですかということです。

副区長、教育長の連携で足りないのであれば、部長間の連携の場を増やすことや、政策

会議を儀式にせず、きちんと機能するような設定の変更が必要なのではないかと私は考えます。

この場の出席理事者の皆様は、それぞれの管掌業務をしっかりと遂行するプロフェッショナルだと私は思っております。庁内連携がうまくいかないのは、仕組みの問題だと考えておりますので、領域横断的に各所管と関わる、この企画総務領域の管理職の皆様に、いま一度庁内連携が機能する仕組みの構築を要望します。

また、今回の「ずっと、世田谷。」については、議会からの指摘を受け止めて、柔軟に早急に改善いただきたいと切に願います。

私から最後に、DXについて質問します。

本委員会におけるおぎの委員のこれまでの指摘と同様、私も、世田谷区のDXによって区民の利便性がどう向上するのかという点では課題を感じています。

今月策定予定のせたがやDXロードマップの中では、世田谷区公式LINEの機能充実についてKPIが設定されておりました。世田谷区公式LINEは、登録者数が十一万人、十八万人の登録をKPIとして設定しています。

世田谷区民は九十二万人いて、せたがやPayのダウンロード数は五十三万、十一万の登録者数というのはいくつ多いようであり、まだ少ない。ただ、皆様御承知のとおり、LINEは多くの方が既にスマホに入れているアプリです。新規ダウンロード等は不要です。友だち登録をするだけ、これはまだまだ伸び代があるのではないかと私は考えます。

しかし、友だち登録者数十一万人に対し、予約等の利用実績数は二万件にも満たない状態です。情報取得のみという登録者も多いと考えると、実際の利用状況が見えづらいKPIであるとも考えます。気軽につながりやすいLINEの可能性をさらに広げる取組が必要ではないかと考えますが、区のを伺います。

○齊藤DX推進担当課長 区公式LINEアカウントは、自分の生活状況に合ったメッセージを受信する、オンライン手続に利用する、行政情報収集の入り口として利用するなど様々な使い方をされており、登録者数と他の各数値の動向は必ずしも連動しないと認識しております。

LINEから申請、予約という観点では、区ではこれまで、子育て世帯を区公式LINEアカウントの主な利用層の一つとして捉えまして、子育て関連事業を中心に拡充を進めてまいりました。その中には、LINEからの申請、予約が九割を超えるものもございまして、一定の成果を得ていると考えております。

今後は、より幅広い区民の方の利便性向上を目指しまして、各種手続や施設予約といった利用できる手続のさらなる拡大やアカウント内の各コンテンツの検索性を改善していくなど、利用者目線でのサービス向上に引き続き取り組んでまいります。

○くろだあいこ委員 子育て世帯をターゲットに機能拡充を進めてきてくださったことで、成果が出ているということは何よりかなと思います。ただ、手続面や情報提供以外にも、LINEの活用の幅はもっとあるのではないかと感じた事例があります。

愛知県刈谷市のLINEの活用の事例ですが、刈谷市は人口十五万人に対して、現在、刈谷市公式LINEの友だち登録者数は約十六万人と、人口を超える人数となっているようです。

行った施策は、LINEミニアプリを活用したデジタルクーポン、K-p o nの配布です。市内商業支援として約八億六千万円の消費拡大効果、もともと約七万人だった友だち登録数が、今では人口を超える十六万人に増えたことなど、大きな成果が上がっているようです。

クーポンの利用者属性についても確認することができるそうで、刈谷市民の利用が六五%、そのうち四十代、三十代、五十代に多く利用されていたが、七十代以上でも約三千五百人が利用したとのことでした。LINEが、幅広い年代が利用できるツールだということが証明されたのかなと思います。

世田谷区が行っているせたがやP a yのポイント還元、これは何度も何度も行っておりますし、活用が広がっており、区民も喜んでおりますし、商店街の皆さんもぜひやってくれということでどんどんやっておりますが、こういうマーケティング的な分析は全くできません。そして議会から度々指摘されていますが、こういう分析ができないことを改善する道筋は示されておられません。

私はマイナンバーカード連携を行った東京アプリを各種手続に活用するという展望については、決してネガティブなものではないと考えておりますが、せたP a yとのポイント連携もまだ時期が見えておらず、自治体連携もいつになるのか分からない、こんな中では、私は公式LINEも活用して育てていくという方向性も一定あるのではないかと考えております。

区民との接点となるデジタルプラットフォームについて、現状把握、あるべき姿の設定、目標達成のための手段の洗い出し、手順の難易度の確認など、一度全て棚卸しをして分析し、議論すべきではないかと思いますが、区としてはどのように考えておりますか。

また、東京アプリについては、東京都の宮坂副知事と松村副区長が連携をしているという話も、昨日、区長から飛び出しましたが、副区長御本人がどうお考えになっているのか確認したいです。お願いします。

○**松村副区長** オンラインのサービスは手続だけによらないということは御指摘のとおりで、ここについてはどうも広がっていくと思います。

私が民間からこの立場になって大きく違うなと思うことは、役所は、誰一人取り残さないというところがすごく大事になっています。一方で、例えばLINEは使いたくない、使えないとか、マイナポータルは使いたくない、使えないとか、スマホは使えないとか、いろいろな使いたくない、使えないという方に対しても、オンラインの恩恵は得ていただきたいなということは強く思っています。

という中で、先ほど別の御答弁を申し上げましたが、まずは今、オンラインの手続なりサービスをどんどん広げていくタイミングで、LINEについては御指摘のとおり、コンセプトが高齢者と子育て世代をメインにした情報発信や手続を載せております。

そういう意味では、そこはそこで伸ばしつつも、先ほどのせたPayについても、行政のサービスを広げていくという意味では、ポイントについては、今ベンダーのフィノバレーさんも幅広く扱っていますし、セキュリティー面は上がってきていると思うのですが、この手続面に関してはフィノバレーさんもこれからとは聞いていますし、その辺、その行政サービスとして、役所としてどこまで使えるのかというところは今後検討だと思えます。

そういう意味では、Log o フォーム、マイナポータル、それから区公式LINEというものを使いながら、今のところはオンラインの手続を広げていくフェーズかなと。そして御指摘のとおり、並行して、どうあるべきかということは整理しながら、核となるものをどこに置くかは今後検討していきたいと思えます。

○**くろだあいこ委員** 今、松村副区長としては、今の課題感、松村副区長が感じている課題感については理解いたしました。核となるプラットフォーム以外にも、いろいろあってもよいということも、私もそうかなということも思いつつも、ただ、やはり核となるものは何なのかとか、そういうものを整理するだけではなくて、ちょっとしっかり決めていかなければいけないのではないかと考えております。

この決めていくというところは、やはりリーダーシップのところかなとっておりますので、ぜひそこは期待をしておりますので、松村副区長に頑張ってくださいなと思

ます。

最後に一点、このDXという分野においては、技術革新のスピードが目まぐるしく、日々様々なチャレンジが行われております。先ほどから私は庁内連携の話をしていきますが、この分野に関しては、外との連携も非常に重要だと考えます。東京都やGovTech東京への派遣、民間人材の活用など、人材交流を様々行っているかと思いますが、現状をお伺いします。

○齊藤DX推進担当課長 東京都デジタルサービス局やGovTech東京とは、これまでも人材交流を行ってまいりました。令和五、六年度にデジタルサービス局に職員を一名派遣し、現在は区に戻り、経験や人脈を生かして、生成AIの活用や職員向けイベント、DXエキスポの企画運営などに貢献してもらっております。

また今年度は、GovTech東京に一名の職員を派遣しており、区の範囲を超えた大規模な事業に携わることによる成長や、都及び他自治体職員とのネットワーク構築など、多様な効果が区に還元されることを期待しているところです。

また、自治体に特化した副業マッチング制度であるGovTech東京パートナーズを活用し、DX関連の庁内外啓発及び広報に関するデザインの助言等に民間企業の副業人材を活用したほか、来年度はノーコード開発ツールの活用促進に副業人材を活用して、職員のスキルアップやDXの推進を図ることを予定しております。

区以外の民間企業や団体での業務や、民間人材とともに業務を進める経験は、職員と区双方において非常に有意義であると認識しており、今後も積極的にそのような機会を活用して、効果的なDXを推進できる人材育成に努めてまいります。

○くろだあいこ委員 人材交流がうまく機能しているということで、今後も積極的に行っていただきたいなと思います。また、人材交流だけではなくて、他自治体や民間における最新事例の勉強、情報共有なども大変重要だと考えます。

DXエキスポのような庁内共有の場だけではなくて、職員が外との交流をどんどん行えるように、例えば来月末からはスシテック東京なども開催されて、私は去年行ったのですが、いろいろな自治体が出ていて、様々交流を図っているという現場を見てきました。こういうものに世田谷区が出展する、もしくは、今検討中ということも聞いたのですが、職員の方がみんなで参加して知見を得るということも大事だと思いますので、そういう後押しもしっかり行っていただきたいなと要望して、坂口委員に替わります。

○坂口賢一委員 私からは、まず初めに、建設工事総合評価方式についてお聞きしてまい

ります。

公共工事の発注においては、価格のみならず、品質や技術力、地域貢献などを適切に評価することが求められております。総合評価方式は、その理念を体現する重要な制度であり、制度運用の実効性や透明性、公平性については不断の検証が必要であります。本区では、令和四年度から試行実施し、来年度から本格実施となりますが、これまでの評価をお伺いいたします。

○谷澤経理課長 区では、令和四年度から公契約条例の趣旨を入札制度に反映し、品質と価格のバランスを競う建設工事総合評価方式入札の試行を開始し、二百四十九件を対象に検証を実施いたしました。その検証結果については、令和七年十二月の企画総務常任委員会にて御報告をしたところですが、総合評価方式の効果が一定程度機能しており、事業者アンケートの結果からも高い参加意欲がうかがえることから、本制度が定着し、安定的な運用がなされているものと評価しております。

○坂口賢一委員 まずは事業者から受け入れられたと理解いたしました。本区では、価格点とそれ以外の点の割合が五十対五十となっておりますが、これはどのような考え方でこの割合に設定しているのでしょうか。また、本格実施でもこの割合で進めていくのか、お伺いいたします。

○谷澤経理課長 配点については、価格と品質の双方のバランスを重視する観点から、いずれも五十点として運用しているところでございます。検証結果からも、価格点及び価格点以外の評価点は、いずれも広範囲に配点されており、事業者の応札価格や各評価項目への取組状況が適切に反映されているものと認識しております。次年度の本格実施においても、この基本的な考え方を踏まえまして、引き続き価格と品質を同等に評価する配点割合での運用を予定しております。

○坂口賢一委員 価格以外の点数が数社で同じ場合、入札価格が高くても落札するような状況が考えられますので、そのあたりは議論の余地があると思います。価格以外の評価項目は幾つかございますが、本格実施に向けて、評価項目についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○谷澤経理課長 評価項目については、会社の規模や業務内容にそぐわない、あるいは取得に時間や労力を要する項目も含まれるという御意見もあることから、事業者の過度な負担とならないように配慮しつつ、取得しやすい項目を複数設定しているところでございます。

今年度に実施しました事業者アンケートにおいても評価項目として設定されていることを契機として、達成したと回答する事業者も複数おり、一定の効果があったものと認識しております。

そのため、現時点で直ちに見直しが必要だとは考えてはおりませんが、今後さらに事業者が取り組みやすく、客観的かつ公平に評価できる制度があれば導入を検討してまいりたいと考えております。

○坂口賢一委員 事業者が分かりやすく参加しやすい制度であるべきだと考えます。総合評価方式によりJV、共同企業体の参加が減少しているようですが、規模の大きい案件こそ総合評価方式が望ましいと考えます。いかがでしょうか、お伺いたします。

○谷澤経理課長 令和六年度より、さらなる試行の一つとして、JV案件においても総合評価方式を適用してきたところでございます。検証結果では、従来のJV案件と比較して、入札参加者数及び応札者数のいずれも減少傾向が見受けられました。一方で、参加者数等の減少については、昨今の建設業界を取り巻く厳しい経営環境とか、また、発注時期、工事規模など複数の要因が複雑に影響しているため、総合評価方式の採用が直接の原因であると断定することは難しいものと考えております。

しかしながら、委員お話しのとおり、JV案件は発注規模が大きく、総合評価方式の効果がより発揮されることが期待できるため、適用することが望ましいものと認識しております。今後は競争性の確保の観点も踏まえまして、各案件の工事規模や発注要件等を的確に見極めた上で、本方式の適用について個別に判断してまいります。

○坂口賢一委員 本区においては、全体の約四割前後で総合評価方式を実施するようですが、応札数を増やしていくためには、事業者との意見交換をするなど、必要だと考えます。区として今後どのようなことに取り組んでいくのか、お伺いたします。

○谷澤経理課長 事業者アンケートの中では、入札参加に必要となる証明書類の提出などに関する事務負担について、依然として約三割の事業者の方が負担を感じているということが確認されております。そのため、本年二月より手続の簡素化を図る観点から、案件ごとに毎回提出を求めておりました証明書類のうち、既に提出済みで変更のないものについては、一部省略を可とする運用を導入しております。今後も事業者の皆様の負担軽減と制度の円滑な運用の両立を目指しまして、必要な見直しを進めてまいります。

○坂口賢一委員 この制度は、本区における土木、建設、電気、設備、造園など、まさに多岐にわたっておりますので、事業者の意見や他の自治体の動向も注視しながら取り組ん

でいただくことを要望いたします。

続きましては、災害対策について、備蓄に関したことを中心にお聞きしてまいります。

災害発生時、住民が最も不安を感じるのは、避難所での生活がどうなるのかという点でございます。女性、高齢者、障害のある方への配慮不足が災害関連死につながる事例も報告されております。国による指定避難所備蓄物資の見直しは、まさにその転換を示すものと考えておりますが、本区の備蓄に対する取組についてのお考えをお伺いいたします。

○**田丸危機管理部副参事** 区については、これまで区民の安全安心を確実なものとするため、災害時に必要となる備蓄物資の品目、数量を地域防災計画で定めまして、避難所生活者三日分の物資の確保に努めております。

備蓄物資の見直しに当たっては、避難所の混乱を防ぎ、避難者の生活を守るためにも、食料、毛布、携帯トイレなど国が定めます主要八品目の充実が重要であると考えております。一方で、限られた保管スペースの中で、真に必要な品目、数量に最適化することが喫緊の課題であるとも認識しております。

また、近年では、備蓄物資の技術革新が進んでおりまして、例えば、最新の非常用の圧縮毛布を導入した場合、既存の毛布と比較して最大三分の一の容積まで圧縮することができ、スペースを有効活用することも可能であると考えております。

災害時に想定される多様な品目の備蓄に取り組む反面、品目、数量ともに管理が煩雑になっていることから、地域や避難所運営委員会のニーズを酌み取りながら、適正な備蓄物資の品目や数量の検討を行ってまいります。

○**坂口賢一委員** スペースの有効活用はとてもよい取組だと思います。他の自治体を参考にするなど、さらなる改善を要望いたします。また、学校においては、防災倉庫までの距離がかなりあるとか、そういうところもございますので、その辺の改善も要望いたします。

私は昨年十月に、夜間での避難所運営委員会による訓練に参加しましたが、日中と違ったあまりの暗さに、とても戸惑い、避難所での安全安心を確保するためには、非常用電力の確保がとても重要だと感じました。区では、電力の確保についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○**田丸危機管理部副参事** 東京都の首都直下地震等におけます東京の被害想定では、世田谷区では、最大で一八・九%の地域が停電すると見込まれ、発災直後の混乱により電力の復旧作業が円滑に進まない可能性があることから、この間に必要となる避難所運営用の電

力確保は極めて重要であると認識しております。

このため、発災直後に避難所運営委員が速やかに避難所運営を開始する観点からも、区はこれまで、発電機や大容量ポータブル蓄電池の充電に努めてまいりました。今回の備蓄物資の見直しにおいては、避難所運営に必要な電力量について改めて推計した上で、必要な電力量を確実に確保するための資機材の選定や数量の積算を行ってまいります。

また、電源機器の備蓄に当たりましては、保守点検等の維持管理にかかるランニングコストや安全面を考慮する必要があることから、この特性に応じた最適な管理体制についても検討してまいります。

○坂口賢一委員 必要な電力量を推計することはとても重要です。一方で、昨年の大容量ポータブル蓄電池から出火した件もございますので、安全な管理に努めていただきたいと思えます。

世田谷ボランティアネットワーク「セボネ」の三月号は「災害時のトイレ問題を考える」となっております。御覧になった方もいらっしゃるのではないのでしょうか。避難所のトイレに仕切りがない、男女共用である、夜間が暗くて危険など、適切なトイレ環境がないと、排せつを我慢することによって膀胱炎、便秘、脱水症状などが起きます。また、不衛生によるノロウイルスなどの感染症、悪臭や害虫の発生などは大きなストレスとなります。

在宅避難においても同様に、携帯トイレの備蓄はとても重要ですので、周知により、さらなる意識向上が必要だと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○竹越災害対策課長 在宅避難を適切に行うためには十分な備蓄の確保と自宅の安全対策の実施が不可欠です。全世帯に配布したカタログギフトでは携帯トイレの申込みが上位にありましたが、区民意識調査によると、水や食料の備蓄について「備蓄していない」と回答した割合が約一割である一方、トイレの備蓄については「備蓄していない」が三割以上となり、トイレ備蓄に関する継続的な啓発の必要性が示されています。

携帯トイレは、災害時に水洗トイレが利用できない状況を想定した在宅避難に必須の備蓄品です。一般的にトイレは一人一日五回分が必要とされており、家族人数と日数分の備蓄を確保することが望まれます。また、携帯トイレは、正しい使い方や使用後の密封、保管方法について理解していることが重要であるため、区では啓発冊子等を通じて具体的な使用手順を周知しております。

さらに、現在作成中の在宅避難の啓発動画においても、災害時のトイレに関する動画を

作成し、より分かりやすく情報提供を行う予定です。

区では、在宅避難に必要な備えを支援するため、今後も啓発冊子や動画など多様な手法を活用し、普及啓発に取り組んでまいります。

○坂口賢一委員 このトイレの必要性は、教育現場でもとても必要だと考えております。昨年実施したマンション防災共助促進事業では、一次、二次合わせて千九百四十五棟の申込みがあったようです。これを機会にマンションにおける共助の意識向上を図る必要があるのではないのでしょうか。他の自治体では、マンション防災セミナーなどを行っておりますので、区でも参考にされてもよいかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○竹越災害対策課長 マンション防災共助促進事業は、マンション居住者同士が連携し、自助、共助によって災害に備える体制を強化することを目的として実施した事業です。

マンション内における防災訓練の実施支援や防災区民組織の立ち上げを促進するとともに、町会・自治会との連携、地域全体の防災力向上につなげることを目指し実施いたしました。令和八年度には、本事業の成果を踏まえて、マンション防災に関する講師を派遣する出前講座事業等を実施いたします。

在宅避難の考え方や実践方法、停電、断水、共用部管理などのマンション特有の一般的な課題について住民の皆様が理解しやすい形で説明する支援策を展開してまいります。

あわせて、マンション内での防災区民組織の結成支援や既存の自主防災活動の活性化に向けた取組も進めてまいります。

区といたしましては、今後も様々な機会を通じて、マンション防災の重要性をより幅広く普及啓発し、在宅避難のさらなる推進や、地域全体の防災力向上につなげる取組を継続的に実施してまいります。

○坂口賢一委員 災害対策は、するべきことが多岐にわたる取組でございます。学校、町会、企業、商店街などと連携し、継続していただくこと、加えて、横のつながりを促す取組を要望いたします。

続きましては、職員の働き方についてお伺いしてまいります。

公務員の離職率は、民間企業に比べて低い傾向ではございますが、若年層ほど離職率が高いという調査データがございます。特別区においても若手の離職率が長期的な組織力の低下につながるとして、各区で定着支援策の検討が進んでいるようです。

将来の自分の姿がイメージできないという漠然とした理由がある一方で、専門性を高め

たいという意向を持った職員に対して、そこを考慮した人事異動についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○山田人事課長 残念ながら、ここ数年の普通退職者数は増加傾向にあります。その中でも、三十代以下の職員を中心に、転職を理由とする退職が多くなっております。

人事異動に当たって、全職員が作成します意向調査票には、令和五年度から、今後のキャリア形成に当たり目指すキャリアや習得したいスキル、経験を記入する欄を設けておりました。全ての異動先の希望をかなえることは難しいのですが、可能な限りその意向を考慮した調整を行っているところでございます。

一方、希望とは異なる異動であっても、新たな業務に触れることで、自ら気づいていなかった能力を発見する契機にもなります。どの職場にも学びや成長につながる経験があります。そこで得た気づきを自分の強みにしていただきたいと考えております。

また、我々管理職は、どこの職場であっても、各職員がしっかりと働ける職場環境をつくることが重要でございまして、結果としてそれが離職防止につながると考えております。

職員の失敗を受け止めながら、次に生かせるアドバイスをするなどにより、前向きになれるように、時代に合った人材の育成方法を実践して、職員一人一人の力を引き出せるようにしてまいります。

○坂口賢一委員 管理者の方々には、異動の理由と意義を丁寧に説明していただき、異動が離職へとつながらないことを私も望みます。

厚生労働省の調査によれば、男性の育児休業取得率は約四〇%台まで伸び、女性の取得率は八〇%台後半と高水準を維持しております。産後パパ育休の創設や企業への取得意向確認義務化などの政策効果により、男性の取得は拡大傾向にあります。

一方で、出産、育児を契機とした離職が増加傾向にあります。女性は、育児休業を取得した後も、保育所不足や長時間労働慣行などを背景に、復職後のキャリア継続が難しくなるケースがあります。

育児休業制度は、一時的な休業を保障するものではございますが、その後、柔軟な働き方や職場風土の改革が伴わなければ、結果として離職を選択せざるを得ない状況が生じ得るのではないのでしょうか。

また、介護休業の取得率は数%程度と低水準にとどまっており、育児に比べて制度利用が進んでいないようで、高齢化が進む中、家族介護を理由とした離職も重要な課題となっ

ております。

育児と介護の双方において取得しやすい職場環境の取組、加えてパンデミック以降の在宅勤務の現状について、あわせて本区の取組についてお伺いいたします。

○木田職員厚生課長 区ではこの間、職員の事情に応じて柔軟な働き方ができるよう、モバイルPC等を活用した在宅勤務を導入するとともに、子育て部分休暇の導入、部分休業や介護休暇の改正等に取り組んでまいりました。

令和六年度の育児休業と介護休暇、在宅勤務の実績については、育児休業が二百四十七名、介護休暇が二十二名となっており、在宅勤務は実人員数で七百十四名が利用をしております。

また、育児と介護それぞれについて、職員向けの両立支援ハンドブックを作成、庁内周知を行い、職員の育児、介護に関する理解促進を図っております。

各所属長においては、育児・介護事情のある職員等に対して、こういう制度の案内や利用の意向確認をすることなどを条例にも規定しており、両立支援ハンドブックも活用しながらそれぞれの職場で対応しているところです。今後とも組織全体で、職員が働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。

○坂口賢一委員 各所属長の足並みがそろうように共通認識を図っていただくことを要望いたします。

行政職員のメンタル不調は増加傾向にあると言われております。主な要因は、住民への困難な事例の対応や業務過多などで、特に福祉、生活保護、子ども家庭分野では、精神的負荷が高いということが指摘されております。

本区では、産業医などを配置しておりますが、現在の状況と、また、医師からのフィードバックは職場に生かされているのでしょうか、お伺いいたします。

○木田職員厚生課長 職員のメンタルヘルスについての取組として、産業医や保健師による健康相談、外部委託のカウンセリング相談、庁内の係長級職員による職員相談などの相談窓口を設置しております。

また、メンタルヘルスやハラスメント防止に係る研修、全職員を対象としたストレスチェックなどを実施し、メンタルヘルス不調の未然防止に取り組んでいるところです。

このうち各相談窓口の令和六年度の実施状況は、産業医によるこころの健康相談が二百七十七件、外部委託によるカウンセリング相談は一千百四件、職員相談は七十件でございました。

この間、産業医からは、面談を行った職員に対する配慮の必要性等について、専門的見地から個別に意見等をいただくことはありますが、先ほど申し上げた事業においても、メンタル不調となった職員などへの相談支援に直接当たっている心理士や保健師も含めた専門職との間で、職員のメンタル不調の傾向などを共有し、その知見を今後に生かすことは意義のあることだと思っております。今後そうした機会も増やししながら、より実効性のあるメンタルヘルス対策を検討してまいります。

○坂口賢一委員 ストレスの多くは曖昧さから来ると言われておりますので、仕事の優先順位や業務量を明確に共有し、繁忙期は助け合うことが必要ではないでしょうか。これからも働きやすい環境づくりに取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の質疑は終わります。真鍋委員と交代いたします。

○真鍋よしゆき委員 それでは、私からはまず、効率的な行政運営の進め方ということで質問をさせてもらいたいと思うのですが、今、予算の審議をしております、これで予算が通って、四月、新年度を迎えるということで、これまで世田谷区の工事発注については、この予算が通った後、四月一日に公表されていたということで、いろいろな団体からも、予算が通って四月一日に公表されても、人手のことやいろいろなことで間に合わない、もっと早く決まっているならば、もちろん予算が成立した上でということは分かった上で、事前に公表してもらえないかといういろいろな声が届いていました。

私どももそういう声を伺って、この議会の中で、では、四月一日公表になっているけれども、営繕から経理のほうにはいつ頃、これは情報が行っているのかなと聞いたら、二月の上旬ぐらいだと。それならば二月中上旬で、これはあくまで予算が通って執行されることだけでも、皆さんのそれぞれの段取りのために公表できないのかということも議会のほうから指摘させてもらいました。

そうしたら、今年は二月十日に先行公表をしていただきました。本当にありがとうございます。何というのか、建前上というか、大義名分というか、予算が通ってから公表と、それは本筋だと思うのですが、やはり区民のこと、事業者のことを考えれば、前もっての準備が必要です。それがために、その予算が通ってからこれは実行されますというただし書で、もちろん事前準備というのは、私は必要だと思うのですね。これをもって議会軽視と言う人はいないと思います。

だから、そういうことは本当に大切だなと思って、これからもこの点をしっかり進めていくべきだと思うのですが、ちょっとこれまでの反省も踏まえてね。

例えばマンション防災があつて、一回目やったら三日間で予算がなくなってしまった。それで私ども自由民主党世田谷区議団も区長のところに緊急要望に行ったのです、これではあまりにも不公平だ、早くこれを、予算を追加して、補正を組んでやるべきだと。

それで区のほうは応えてくれて、第二次の募集で補正予算ということになった。その補正予算を審議しているときに、その事前の説明会があつたと。これが議会軽視ではないかと言われたと。

私はてっきり、これも補正予算が通ったらこれが実行されますよというただし書ぐらいついていたと思ったら、ついていないので、私はびっくりしたのですが、先ほど言ったとおり、これはもう提案をしたときに、これをやると考えて皆さんは提案する。議会はもちろん審査をして、それを通ったら実行される。

だけど、これは事前の段階で準備をしていて、私は間違いではないと思うのですね、ちゃんと分かっていたら。だから、この点が結局、皆さんのほうは、私から見れば、ちょっと萎縮したのではないかなという気がしてならないです。

それが国の緊急経済対策補正予算、閣議決定がされて、そのときにも、私どもも、これは国が経済対策、補正予算を打つぞと、閣議決定されたぞと。

そのときに、もう準備に入った自治体もあると聞いたのですが、私も、世田谷区に何がしかのものが国から来る、これは、せたがやP a yがすぐにできるなど。それから児童手当、これに上乘せすることもできるなど。もう一つは、低所得者の方々への支援をうちは、自民党区議団としては区長に要望に行きました。

これについて、もちろん、せたがやP a yのほうはできます。それから児童手当も口座は分かっていますから、すぐ対応できたと。

ところが、低所得者の方々への支援というのが、これは臨時会が通ってから皆さんは動き出すということで、これは早くても、最初は四月だと言われたのが、頑張つて三月というように聞いていますけれどもね。

これこそ、もう閣議決定されて公表されているわけですから、事前の準備があつてしかるべきだと私は思いましたよ。

だけど、その前にマンション防災のことがあつて、何だかんだあつて、まあ、何か決まらないと動かないのかなと心配したのですが、今挙げたそれぞれの例、特に先行公表は、私は必要だと思います。

だから、よく二月十日にやってもらつたと思いますが、やはりそのマンション防災の件

で、これはあくまで補正予算が議会で通ってからという一行があれば済んだことです。

それから、国の緊急経済対策補正予算についても閣議決定されたのだから、議会とちゃんとコミュニケーションしておけば、事前準備をしても、これは全然問題がなかったと思います。

このように、やればできる、しかし、ちょっと足りないところもあった。いろいろな反省点も含めて、これからもできることは合理的に進めてもらいたいと思いますが、中村副区長、どうでしょうか。

○中村副区長 マンション防災共助促進事業の二次募集についてお話しいただきました。これは、区としてできる限り迅速な事業実施を目指したのですが、御指摘のとおり、「区のおしらせ」などの区民周知に当たりまして、予算議決を前提に実施することを明記していなかった、この点は反省点と考えています。

この間の議会での御議論を踏まえまして、区の事業は議会の予算議決によって初めて裏づけが得られるということ、また、議決前に迅速な実施が求められる事業について、議会への説明責任を徹底することを全庁に改めて指示をしたところです。

今後の区政運営に当たっては、議会の御理解をいただきながら区民ニーズに応える、正確で、また迅速な事業実施をしっかり追求してまいりたいと思います。

○真鍋よしゆき委員 そういう形で、やはり区民にとって何が一番よいのかというところを前提に、コミュニケーションが大事ですから、今の答弁のとおり動いてもらいたいと思います。

次に、公共施設のことについてですが、まず総論というか、私がこれまで感じてきたこと、皆さんも感じていると思うのですが、例えば、三軒茶屋というのは茶沢通りのところにふれあい広場というのがあって、昔、産業の拠点をつくる形で世田谷区が用地を買収された。しかし、そこに産業拠点はできずに、まあ、まあ、太子堂出張所か何かをぼんとつくったら、今度は太子堂出張所が手狭になったから、NTTを借りてやるのだなどと言い出して、いやいや、それはということで議会が止めて、今はそれがキャロットタワーのほうに移ってなどということをやっていますよね。

例えばしゃれなあどにしても、東海ビルが古くなったので、次、新しく変えるのだと。これも、もう何かすぐに契約されて、ぼーんとなって、動いてしまつてと。

一つだけ言いますが、しゃれなあどが二四六の向こう側に移っても、またしゃれなあどなので、あれは最初、間違っ行って人がいっぱいいて、もう何度も迎えに行ったこと

あるのですが、何で名前を変えなかったのか、今も不思議なんですけれども。

そういうことで、せっかくの種地を持っておきながら、それを活用せずに、今のふれあい広場も、夜十時ですか、になったらフェンスで囲んでしまって、あれは避難場所として大事だからと言ったって、十時を過ぎてしまったら、あそこは柵を越えないと中へ入れないのですよ。それで何か大事とか、何かよく分からない。

そのように、何かせっかく世田谷区自身が財産を持っているのに、有効活用していないのではないかと。それでそれぞれ、それぞれに、あそこが足りないんで、あそこに移転します、ここを借ります、こうします、ああしますとやっているように私には見えるのですね。

それで、まず伺いたいのですが、世田谷区というのは結構な借り上げをされていると思うのですが、世田谷区の区有施設の借り上げ施設の状況について、施設数や維持管理費、賃借料などを、まず教えてください。

○坂本公共施設マネジメント課長 令和六年度時点での区の施設総数は九百五十五施設で、内訳は、区有施設が八百四十三施設、民間からの借り上げ施設が百六施設、東京都からの借り上げが七施設となっております。

一年間の光熱水費を除く施設の維持管理経費は、区有施設の合計が百九十三億円、民間借り上げの合計が二十一億円でした。一施設当たりにならしますと、区有施設が約二千三百万円、民間借り上げ施設が二千万円となります。

民間借り上げ施設のほか、区有施設の土地や設備の賃借料を含みますが、令和六年度に区が支払った土地、建物、設備の賃借料は約三十億円となります。

○真鍋よしゆき委員 成城ホールを建て替えしたときに、北側が成城学園なので、もう建蔽率、容積率が、特に容積率をいっぱい使って、ほかにまた新しいところを借りなくて済むようにという指摘をした記憶があるのですが、結局同じような規模のものができて、ホールに座ると、通路側に人がいると、奥から出られないというような、本当に手狭なホールになっていますが、それ見たことかで、あの成城ホールの前の駐輪場が、いつの間にかプレハブが建って、社会福祉協議会かな、入っていて、ほかにも借り上げているというように、もったいないことをしているのですね。

前にも私、このことで質問をして、世田谷区は自分で持っている所有地、容積をどれぐらい使っているのかと言ったら、大体おおむね六割ぐらいというような答弁を受けたような気がしたのですね。

せっかく持っている資産を非常に活用ができていなくて、そのときそのときに、足りないからここを借りて、ここを借りてみたいなのをやっているのではなからうかなと心配です。

まあ、まあ、これまでそういう指摘もしてきましたが、こういう議会の指摘と、今、私が申し上げたようなことも含めて、この公共施設の整備について、区の今のお考えを伺います。

○大橋政策経営部副参事 区では、平成二十九年三月に公共施設等総合管理計画を策定し、改築や大規模改修が集中する時期を見据え、財政状況を踏まえながら、必要な公共施設の量と質、安全性の向上に向けて、築六十五年を目安に計画的な施設整備を進めてきております。

一方、例えばあんしんすこやかセンターなどは、高齢者人口の増加や、当初の想定を上回る機能拡充により、一部で狭隘化が課題となっているなど、社会状況の変化に伴う課題が生じていることも認識しております。

現在の施設整備に当たっては、将来人口推計や需要の変化を踏まえ、必要に応じた執務空間の確保や学校改築における児童数増加への対応など、将来的な増築や機能不足が生じにくい整備とするよう検討を行ってきております。

また、建物の老朽化や建設費の高騰等の状況も踏まえ、改築時には敷地の持つポテンシャルを生かし、複数の公共機能を一体で整備する複合化を基本としてコストの抑制や利便性の向上を図り、多様化する区民ニーズへの対応や多世代交流等を推進してきております。

さらに、複合化等により生じた跡地等については、他の公共施設等の整備に加え、売却、貸付けなどを含めた資産の有効活用を図りながら、効率的かつ効果的な施設整備に引き続き取り組んでまいります。

○真鍋よしゆき委員 この公共施設の整備について、今、課長から答弁ありましたが、私は本当にもったいない使い方をしていると思います。本当にこの辺は、これまでの反省も含めて頑張ってもらいたいと思います。

それで、具体的なこの公共施設のことで、千歳烏山駅周辺を例に取り上げたいと思うのですが、烏山駅周辺の公共施設、烏山区民センター、総合支所、その前に総合支所が借り上げた建物、あんしんすこやかセンターも別にある、子育てステーションがあったり、総合支所の地下で医師会の診療所があります。まあまあ、いろいろな形でばらばらになって

いることで、これも議会でこれを御指摘したら、保坂区長さんから、私も前々からそう思っていて、それを統一するように指示しているのだというような御答弁をいただきました。

今度それを一歩進めて、烏山区民センター建て替え時に、これはばらばらになっていた区の施設を統合する、ここまで踏み込んで答弁をしてもらいました。ということは、今の点在している状況がよくないと、一刻も早くこれは整理しなければならない、こういう意思の表れであると思うのですが、とするならば、このばらばらになっている烏山駅周辺の公共施設について、今後どうしていくのか、改めて伺います。

○大橋政策経営部副参事 千歳烏山駅周辺の公共施設については、烏山区民センターや烏山総合支所の狭隘化などにより、まちづくりセンターなどが周辺の民間ビルを借り上げて運営している状況であり、施設の点在により、利用者の方々には御不便をおかけしているものと認識しております。

現在、区民センターの建て替えに当たっては、周辺公共施設の集約や、地域、地区の行政需要の把握、区民センターの敷地及び南側地下駐輪場との一体的な整備などを視野に入れつつ、地区計画等の取扱いも踏まえ、敷地のポテンシャルをどのように最大限生かせるかについて、烏山総合支所等と連携を図りながら検討を進めてきております。

区としては、委員お話しの借り上げ施設の早期返還も念頭に置きつつ、京王線の高架化や駅南側再開発事業など、駅周辺のまちづくりの進捗を踏まえながら、今年で築四十七年となる区民センターの今後の建て替えに合わせた地域の公共施設の集約、再編に計画的に取り組んでまいります。

○真鍋よしゆき委員 今、千歳烏山駅周辺の様々な課題を御答弁いただいて、その辺を連携しながらやっていくというお答えだったと思うのですが、今、京王線の連続立体交差事業が、いよいよ用地買収も九割を超えて、延伸を八年しているわけですから、何とか十八年で完成してもらいたいなど、本当に切に願うものですが、それと南側の再開発であるとか、今御答弁であった、先行買収した国有地であるとか、そういう活用をしながら、その駅周辺の整備をしていく、こういう流れになっていくと思うのです。

それで、烏山区民センターの建て替えですが、烏山区民センターの容積率が五〇〇%あるのですね。だけど、今現在使われているのは二五〇%、半分なのです。ですから、区民センター自体が四十七年を迎えていることと、容積率で言えば半分しか使っていないということも含めて、当然これまでの点在している施設の在り方、その費用はそちらのほ

うで調査されて、何とかしなければならないというお考えだと思うのですが、具体的にこの烏山区民センターを建て替えるとするならば、一体どれぐらいの期間を想定すればよいのか教えてもらえますか。

○大橋政策経営部副参事 公共施設の種類や規模によっても異なりますが、例えば玉川総合支所を改築した際のスケジュールを参考にしますと、改築を行う旨決定した後は、基本構想の策定で約一年半、基本設計で約一年半、実施設計で約二年、解体から改築工事で約三年となりまして、決定から竣工まではおおむね八年程度となっております。

なお、今お話しした期間はあくまで参考となりますので、基本構想などの策定するプロセス、工事の内容などによって異なりますが、竣工までの期間は長くなるものと考えております。

○真鍋よしゆき委員 今、一般的な例を出してもらったのですが、結構な期間がかかるわけですね。いろいろな点在做っていて、借上げが多くて、この問題はゆゆしきことだと思いつつも、今から始めても、一般論でいけば八年かかると。これはやはり、よく皆さんのほうでも考えてもらいたいのですね。今は取りあえず、議会から指摘されたから、これは問題だと思うと。だから建て替えのときに統一するのだと言ってはみたものの、では、この点在做している状況をいつまで続けるのだということと、どうやってこれの整合性を図っていくのか。本当に思うのです。

そして、それを決断した人や、今ここにいる人たちが、この点在做したものが統一されたときに、いらっしゃるのかなとすら思うのですね。

だから、何か方向性は見える、だけど、いつやるかはよく分からない。これは具体的にスケジュール化していかないと、何かその場その場で、取りあえず問題意識は持っているから、こういうことにしておきましたなどということになったら困るなと思います。

特にこの烏山駅周辺まちづくりは、再開発も含めて今動いているときですので、これに合わせて区民センターの建て替え等も考えていき、トータルしてのまちづくりをやっていくということで、また都市整備所管でも、今度はまちづくりの観点から伺いますが、この公共施設の在り方にしても、今のように問題意識は皆さん持っておられると。でも、これから用意ドンで始めても、やはり八年、もっとかかるかもしれない。

こういう状況を見定めて、やはり区としては、区民の皆さんに安心して、今後も区はこうしていきますよと言える、こういう位置づけ、考え方、ぜひとも持ってもらいたいと思うのですが、副区長、どうですか。

